

第四編

產業經濟

第一章 人口と集落

一から五まで増補改訂版参照

六 平成年代の人口動態

久万町における一〇年間ごとの人口の推移を、国勢調査でみると、昭和三五年～四五年は、三、八〇九人の減少、同四五年～五五年は、一、六八〇人減少、同五五年～平成二年は、一、一一七人と昭和期は一千人をはるかに超える人口減少を示していた。

平成年代に入ってからはいくぶん減少傾向が緩やかになったとはいえ、平成二年～一二年の一〇年間で四一〇人の減少があるなど、依然減少に歯止めがかかっていない。その減少の主な原因は、社会動態で転入者よりも転出者数が、年間約二〇人程度上回ることで、自然動態で出生者数が年間五七人程度にまで減少したこと（少子化）に対して、高齢化社会によって死亡者数は年間約九七人に増加したことによるものである。

なお、町村合併当初の昭和三五年国調人口（二四、二九一人）を基準とする平成一二年の人口指数は五〇・九割（七、二七五人）、人口の減少率は実に四九・一割となり、昭和三五年の人口のおよそ半分の人口にまで減少したことになる。

次に、年齢階層別人口構成について調べてみる。昭和二五年、同四〇年、同六〇年については（増補改訂版二六八頁を参照）、乳幼児の人口比率が高く、全体として低年齢層比率の高いピラミッド状の人口構成か

世帯数・人口数の推移

(単位：人)

年次	世帯数	人 口			自 然 動 態			社 会 動 態			世帯当り人口
		総数	男	女	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
昭和62	3,002	8,402	4,016	4,386	87	84	3	285	379	△ 94	2.80
63	3,003	8,318	3,976	4,342	89	82	16	298	399	△ 101	2.77
平成元	3,002	8,193	3,923	4,270	74	101	△ 27	310	408	△ 98	2.73
2	2,985	8,080	3,872	4,208	59	87	△ 28	273	358	△ 85	2.71
3	3,013	8,025	3,836	4,189	44	100	△ 56	379	377	2	2.66
4	3,045	8,004	3,807	4,197	82	99	△ 17	315	319	△ 4	2.63
5	3,032	7,975	3,813	4,162	61	84	△ 23	278	284	△ 6	2.63
6	3,046	7,896	3,745	4,151	61	99	△ 38	321	362	△ 41	2.59
7	3,079	7,890	3,735	4,155	56	86	△ 30	294	270	24	2.56
8	3,078	7,780	3,658	4,122	57	88	△ 31	240	319	△ 79	2.53
9	3,092	7,724	3,664	4,060	63	81	△ 18	292	330	△ 38	2.50
10	3,118	7,642	3,606	4,036	49	102	△ 53	265	294	△ 29	2.45
11	3,114	7,592	3,591	4,001	58	103	△ 45	272	277	△ 5	2.44
12	3,120	7,494	3,554	3,940	45	99	△ 54	211	255	△ 44	2.40
13	3,114	7,443	3,532	3,911	53	112	△ 59	263	255	8	2.39
14	3,126	7,403	3,506	3,897	43	98	△ 55	281	266	15	2.37
15	3,132	7,324	3,464	3,860	51	121	△ 70	245	254	△ 9	2.34

※ 世帯数及び人口数は年度末（3月31日）現在の教値である。

※ 自然動態及び社会動態の数値は年度の合計である。

国勢調査 大字別世帯数・人口の推移

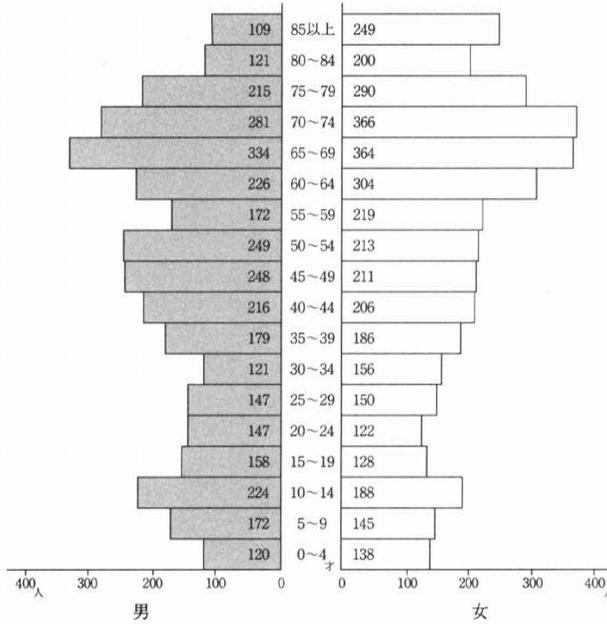
(単位：人口＝人)

	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
東明神	330	1,324	312	1,138	273	906	271	779	263	728	256	662	249	637	252	637	242	593
西明神	129	551	122	456	113	382	105	335	104	313	102	295	101	274	102	259	104	241
入野	173	707	190	656	189	606	279	836	264	792	265	745	241	638	241	597	245	561
久万町	645	2,331	698	2,355	653	2,109	617	1,826	628	1,829	618	1,726	605	1,610	625	1,618	648	1,634
普生	311	1,382	332	1,222	313	1,058	310	982	305	931	317	931	315	857	345	989	354	975
上野尻	249	1,019	260	918	221	786	219	730	231	702	238	722	234	644	249	659	260	641
下野尻	36	162	32	144	28	109	32	96	27	77	28	73	30	70	27	65	30	68
上畑野川	185	878	182	800	165	618	156	512	147	456	148	417	147	396	141	347	137	314
下畑野川	289	1,232	270	971	241	767	229	680	230	665	228	631	227	605	230	586	226	557
直瀬	411	2,047	393	1,723	379	1,382	382	1,152	329	1,024	338	911	313	839	317	785	307	738
二名	272	1,258	241	1,003	216	807	216	658	208	567	189	515	199	480	180	443	181	414
露峰	262	1,075	258	932	223	726	203	606	201	559	204	536	197	510	188	473	184	436
父野川	67	325	62	250	57	223	56	172	49	159	46	145	51	125	48	113	44	103
合計	3,359	14,291	3,352	12,568	3,071	10,482	3,075	9,364	2,986	8,802	2,977	8,309	2,909	7,685	2,945	7,571	2,962	7,275
対前年増減			△7	△1,723	△281	△2,086	4	△1,118	△89	△562	△9	△493	△68	△624	36	△114	17	△296

平成二年から平成一二年までの国勢調査資料から、この十年間で就業者人口が五八二人（一三・六割）減少し、過疎化が一層進んでいること

七 平成年代の産業別人口動態

久万町年齢階層別男女人口構成図
(平成12年10月1日 国勢調査)



ら、つり鐘型の人口構成、キノコ型の人口構成へと変化した。平成一二年は、少子・高齢化がいつそう進み、全体として高年齢層の比率の高い逆ピラミッド型の様相を示すこととなった。これは、過去に例をみない高齢化社会現象が浮き彫りにされたことになる。

第二次産業は、平成二年が二二・五割、同七年が二二・二割、同一二年が二一・九割でほぼ横ばいで推移している。第三次産業は、平成二年が四三・一割、同七年が四四・四割、同一二年が四八・三割である。平成二年のバブル期以降企業のリストラが行われたにもかかわらず、一〇年間で五・二割の増加を示した。

が伺える。第一次産業の就業人口比率をみると、平成二年は三四・四割、平成一二年は二九・八割となっており、以前の年間一割台の減少からは、いくらか減少率が低くなったとはいえ、まだ、一〇年間で四・六割の減少を示している。

産業大分類別就業者人口 (単位：人) (国勢調査)

分類 年別	第一次産業			第二次産業			第三次産業							総 数	
	農 業	林 業	水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小売業・飲食店業	金融・保険業	不動 産 業	運 輸 ・ 通 信 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	サ ー ビ ス 業	公 務		分 類 不 能
平成2年	1,318	144	5	10	408	544	567	38	—	141	23	856	211	1	4,266
	34.4%			22.5%			43.1%								
7	1,192	173	4	2	417	506	552	38	1	127	25	898	187	2	4,124
	33.2%			22.2%			44.4%								
12	981	110	6	4	411	394	500	36	1	123	20	917	181	—	3,684
	29.8%			21.9%			48.3%								

第二章 農業

一 概観

食糧の自給率は、平成六年四五割、平成一〇年四〇割、平成二二年四〇割、穀物自給率二八割（農林水産省「食糧需給表」という先進国では最も低い数字である。食糧自給率は、国内需要量に対する国内供給量の割合であり、生産者と消費者との経済行動の結果である。消費者に国産品の消費を強要できない以上、市場経済では本来自給率はどうにもならない数字である。

WTO農業交渉では、米国・オーストラリアなど農産物大量輸出国の自由化一辺倒に対して、日本やEUは食料安全保障や農業の多面的機能を主張して対立している。

農業が産業として自立してこそ、多面的機能が發揮でき、中山間地域が活性化するのである。

平成一五年でやっと一区切りの五年目を迎える中山間地域直接支払制度について、財務省は廃止や大幅縮小を検討する方針を明らかにした。減り続ける農業就業人口と農家数、若者の農業離れ傾向、優良農地の耕作放棄や荒地をどのようにして止めるのか。

新農業基本法が目指した(1)食糧の安定供給の確保 (2)多面的機能の發揮 (3)農業の持続的な発展 (4)農村の振興 (5)水産業及び林業への配慮はどうなっているのか。第七条で、「国は、施策を総合的に策定

し、及び実施する責務を有する。」と明記しているのは、絵に描いた餅に過ぎないのであろうか。

久万町の専業農家数の推移状況は、昭和四〇年一、九一七戸であったものが平成一二年には、一、〇二三戸（昭和四〇年の五三割）に減少している。三〇年余で約半数である。しかも高齢化している。耕地面積はというと、昭和四五年一、一一七割から平成二二年六一八割とこれも三〇年余で五五割に減っている。

久万町の総面積は一六、四九二割でそのうち森林が八五割を占めている。耕地はわずか三・七割の六一八割総戸数二、九六二戸のうち三八割一、〇二三戸が農家で、一戸あたりの耕地は五五割と狭い。

そうした中で、昭和四〇年から農業構造改善事業に着手して以来、数多くの助成事業に取り組み、水田の圃場整備率は八四割に達してきた。又、農道改良、畑地造成、近代化施設の整備等も並行して進めてきている。

現在、整備された圃場においては、高原野菜の栽培へと移行し、トマト、大根、キャベツ等の生産団地化が推進され、地域農業として定着し阪神市場では好評を得ている。

平成八年度からスタートした新生産調整推進対策による転作目標面積は一〇九・六割であり、平成八年度の達成率は一〇五割（一一三・八割）となったが、集団的な転作等その取り組みは充分とはいえない。

今後においては転作田を団地化し、需要の動向に応じた計画的生産と誘導、さらに水田利用の高度化のため、転作物物の合理的組み合わせによって、地域輪作農法の確立を図ることが重要であり、生産組織の育成が急務となってきた。

(1) 経営耕地面積の推移

年度	経営耕地面積 (計)	田	畑	樹園地
S45年	1,117ha (100%)	734ha	281ha	102ha
50	937 (84)	603	221	113
55	915 (82)	593	208	114
60	843 (75)	549	196	98
H2年	775 (69)	530	185	60
7	712 (64)	493	174	45
12	618 (55)	444	149	25

(農業センサス)

(2) 地区別農家経営耕地面積

地区別	総面積 (ha)				1戸当たり面積 (a)			
	田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計
明神	106	17	1	124	67	12	9	88
久万	74	29	7	110	32	13	15	60
畑野川	93	41	8	142	50	23	39	112
直瀬	103	40	1	144	58	24	9	91
父二峰	68	22	8	98	34	12	15	61
全町	444	149	25	618	48	17	17	82

(農業センサス)

○耕地面積は減少しているが、一戸当たりの面積は変化していない。

(3) 農家人口の推移 (町全体)

S45年	50	55	60	H2年	7	12
7,096人	5,611	5,158	4,472	3,901	3,486	3,209

○高齢化の進展

65歳以上	16.1%	21.2%	26.2%	28.0%	41.4%
	(S50)	(S55)	(H2)	(H7)	(H12)
65歳以上	1,329人				

(4) 専業農家数の推移

年度	農家数 (戸)	専業農家	兼業農家		
				第1種	第2種
S40年	1,917 (100%)	293	1,624	897	727
45	1,763 (92)	194	1,569	762	807
50	1,581 (82)	180	1,402	440	961
55	1,493 (78)	254	1,239	358	881
60	1,334 (70)	256	1,078	336	742
H2年	1,192 (62)	176	1,016	322	694
7	1,121 (58)	304	817	259	558
12	1,023 (53)	218	489	138	351

(農業センサス)

また、農家所得の向上を図るため、観光農業の推進、消費者ニーズに対応する、多品目の生鮮野菜の生産団地として流通情報調査活動を行い、生産性の高い農業経営を目指して振興に努めている。

冷涼な気候を生かし、多品目にわたる高原野菜の産地化を図るため、県農業試験場中山間農業室、久万地域農業改良普及センター、松山市農

協との密接な連携のもと、高原野菜の試験研究と新規作目の開発に努める。

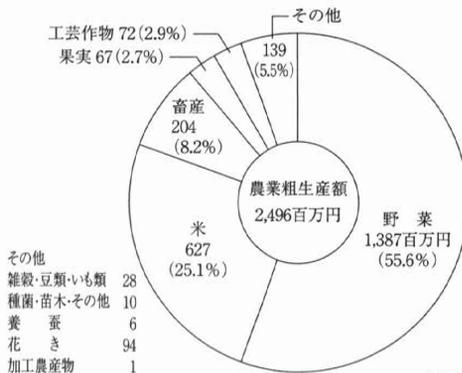
又、産地間競争の激化するなかで、産地としての強化を図るため、野菜流通についても継続して調査研究を行うとともに、他産地にまさる優秀な農産物を、消費者の好む減農薬で安心して食べられるよう一層努力し、また、各種条件整備事業を積極的に導入する。

(5) 農業粗生産額・生産農業所得及び生産性（平成8年分）

町・県・国		久万町	愛媛県	全 国	町・県・国		久万町	愛媛県	全 国
所得	農業粗生産額 (百万円)	2,267	1,715	104,676	生	農家1戸当り 生産農業所得(千円)	1,048	1,262	1,329
	所得率(%)	44.7	49.5	43.0	産	耕地10a当り 生産農業所得(千円)	130	128	90
	生産農業所得 (百万円)	1,175	849	45,021	性	農業従事者換算1人当り 生産農業所得(千円)	1,057	1,516	1,820

(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額の内訳（平成8年分）



(愛媛県農林水産統計年報)

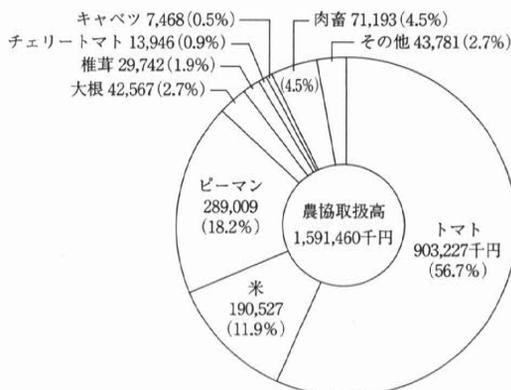
農村は、我が国における農業の持続的な発展の基盤として重要な役割を担っているが、人口の減少や混住化が進行しており、農業を中心に地域住民が強く結び付くことにより形成されてきた農業集落機能の低下が懸念されている。

また、農村では、中山間地域における若者の都市への流出や出生率の低下等によることもあわせ、全国平均を上回るテンポで高齢化が進んでおり、高齢化時代を支える地域の仕組みづくりも大きな課題となっている。

近年、農業・農家と中山間地域をとりまく社会情勢は、著しく速いテンポで厳しい状況へと進んでいる。

1から4まで増補改訂版参照

(6) 平成11年度 主要農産物販売実績



(松山市農協資料)

野菜指定産地の状況

対象作物	国指定年月日
夏秋トマト	S 53.6.26
夏秋キャベツ	S 57.2.18
夏 大 根	S 61.2.24
夏秋ピーマン	H 2.8.27

5 食料・農業・農村基本法

「食料・農業・農村基本法」は、平成十一年七月一六日公布・施行された。農業基本法（昭和三十六年制定）に代わる農業関係法である。

農業基本法（以下、旧基本法）は、日本経済の長期的な高度成長が展望されるなかで制定されたが、その機能を果たすことなく、三八年にしてその命運が尽きた。

旧基本法制定以後、日本経済の変動は予想をはるかに越えた速度で進み、旧基本法は時代に取り残されてしまった。

食料・農業・農村基本法（以下、新基本法）は、第一章総則にはじまり、四章四三条と付則六条からなっており、「食料安保」（第二条）、「多面的機能の發揮」（第三条）、「農業の持続的な発展」（第四条）、「農村の振興」（第五条）、「水産業及び林業への配慮」（第六条）、「国の責務」（第七条）、「地方公共団体の責務」（第八条）（以下略）等、今日的課題を網羅している。

第二条は、日本の食料自給率低下と世界的食料危機に備えようとするものであり、第三条は、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下、「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に發揮されなければならない。」と謳われている。

ちなみに、「水田の雨水貯留可能容量は、基盤整備が全部終われば九〇億トとなる。これから水稻栽培に必要な九億トンを引きいた八一億トが

大雨を受け止め、出水をコントロールする水田の機能となる。

一九八〇年現在で、ほぼ完成している一八二の洪水調節目的を持つダムの洪水調節容量総計は二四億トンであるから、水田はその三倍以上の能力を持つこととなる。（「農業土木学会誌」五〇巻一号所収、志村論文）ダムは、年々堆砂で機能は低下し、平均寿命は五〇年といわれているが、水田は水田として利用されていけば、その機能は低下しない。

水田の水資源かん養機能などを含め、農用地と森林が持っている「公益的機能」を農水省は、三六兆六、二〇〇億円（一九八〇年度）と試算したことがある。その後、一九九一年に三菱総合研究所は年当り四兆七、〇〇〇億円、一一兆九、〇〇〇億円と水田の公益的機能を評価した。同じ年（一九八〇年度）酸素供給・大気浄化まで含めれば、森林の公益的機能は三九兆円あると林野庁は計算している。

これらの評価は、数字の妥当性はともかくとして、農林業が健全に営まれていることの付随的效果として發揮される、目に見えない《多面的機能》が国民生活へ大きな寄与をしていることに社会の関心を集める効果を持つという点で意義がある。

さらに、第四条、第五条では、「農業の持続的な発展が図られなければならない」（第四条）ことは言うまでもないが、「農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている」のだから、「その振興が図られなければならない。」（第五条）というのは当然である。

農村の村落機能がここまで弱体化し、農業の将来が危ぶまれている時「農村の振興」が重要な政策課題となったのは至極当然と言わねばならない。

平成一一年一月現在のデータによると、日本の農業就業人口は三八四万五、〇〇〇人で、六五歳以上の年齢層が半分以上いる。昭和三五年の農業就業人口一、四八〇万人の約四分の一である。

農地は、非農業用途への転用や耕作放棄等から、昭和三六年に約六〇〇万畝であったが年々減少し、平成一一年は四八七万畝となっており、担い手への農地集積の促進や生産基盤の整備などを通じた耕作放棄の防止・解消や耕地利用率の向上が課題である。

旧基本法が目指した「農業の発展と農業従事者の地位の向上」は、この農業就業人口の激減からみても達成できなかったことがわかる。

旧基本法制定の段階では、規模拡大と言ってもせいぜい二〜三畝が自立経営の適正規模とされる程度であった。五〇〇万戸の農家のうち半分以上程度を自立経営者として、その周辺の零細農家を協業で組織化することが構想されたのであった。また、当時は機械化といってもハンドトラクターが少々使い始められたという段階であり、化学肥料や農薬の使用も始まっていたが今に比べれば微々たるものであった。

しかし、その後三〇数年の間に農業の化学化（農薬・化学肥料・ピニールその他の化学製品の多用）は著しく進み、トラクターも普及し農業の近代化はゆくところまで行つたと言つていい状態になった。

このことはたしかに効率化の促進に大いに役立った。米生産費調査で見ても、一〇畝当り一五〇時間程度の労働投下量が三五時間程度に減り、労働生産性は五倍になったことが示されている。

しかし、それが環境に対する負荷を著しく大きくし、農業をも公害産業の仲間入りをさせたこと、また地力を消耗させ、その永続性を危うく

したことも厳然たる事実である。

そのうえ、規模拡大にしても、二〇〜三〇畝ともなれば、その数が多くなった地域では「農村の総合的な振興」とどう両立するのが問題となってくる。

「新基本法」の目指す農業構造は、はたして「多面的機能の発揮」と矛盾なく、両立し得るのか。

久万町の状況は、上記の諸々の課題を抱えており、担い手の動向をみても前途多難の様相である。

6 中山間地域等直接支払制度

平成一六年度から「中山間地域等直接支払制度」が導入され、久万町でも実施された。

この制度は新基本法第三五条第二項「国は、中山間地域等（山間地及び、その周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域）においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」に基づくものである。

久万町では、該当農家に以下のような説明をした。

「深刻化する農地面積の減少に歯止めをかけるため、山間地域にある棚田などの平坦地に比べて生産条件が不利な農地を耕作する方々が、五ヶ年にわたり耕作放棄地を出さないことなどを約束する（集落協定の締結）ことを条件に、農地の生産条件、耕作面積に応じて交付金を受け取ることが出来る制度です。」

(1) 対象農地

① 田 傾斜度 二〇分の一以上

単価(一〇ア当り) 二万一、〇〇〇円

※ 転用田は田とみなす。

② 畑 傾斜度 一五度以上

単価(一〇ア当り) 一万一、五〇〇円

※ 久万町には該当なし

畑 傾斜度 八度以上一五度未満

単価(一〇ア当り) 三、五〇〇円

※ 県特認基準に該当する場合のみ

「農業振興地域の農用地区域内(農振農用地)の一畝以上のまとまりのある一団の農用地で、なおかつその一団の農用地の平均傾斜度が次の基準を満たすことが必要です。

久万町の場合は、ほとんどが平均傾斜度二〇分の一以上の田で構成される一畝以上の一団の農用地が必要で。

(2) 対象となる農家

集落協定に基づき五年間以上継続して、耕作や農用地等(水路、農道など)の管理を行う農業者などが対象になります。

(3) この制度の交付を受けるには

① まとまりのある農用地において農業を営んでいる農家が話し合い、集落協定を結ぶことが必要です。

② 「集落協定」には耕作放棄地の発生を防ぎ多面的機能の確保を図るために、集落が今後五年間取り組む内容について定めます。

③ 協定書を町へ申請し、町長の認定を受けます。

④ 認定を受けた集落協定の内容が、毎年度適正に実施されたことを町が確認したあと、集落協定の代表者を通じて交付金が配分されます。

平成一三年度末の集落協定締結市町村は一、六八七から一、九一六へ増加、対象市町村の九〇割となった。

集落協定三一、〇〇〇余り、個別協定六〇二、協定締結面積約六三万

三、〇〇〇畝(対象面積の約八割)となった。ちなみに全国の耕地面積は約五〇〇万畝である。

制度が始まって、取り決めた五年間がまだ終わってもいないのに次のような新聞報道(愛媛新聞)が出た。

「平成一六年五月二二日、財務省は、中山間地域直接支払制度について平成一七年度予算で廃止や大幅縮小を検討する方針を明らかにした。

同制度は平成一三年度から導入、経費の一部を国が補助する。支給額は年間五〇〇億円規模に達し、平成一六年度の国の予算は一六八億円。

国の財政事情が厳しさを増し、国・地方財政の「三位一体改革」で地方への補助金削減が課題となっているため、農業予算と言えども聖域なく見直す必要があると判断した。だが、国内農業関係者などから反発が強まるのは必至だ。」

本制度は、新基本法の中核とも言うべき「多面的機能」を果たす中山間地域の重要な施策である。ここで腰くだけになることは、法の精神からはずれ、国土保全を危うくするものである。

座視するだけでなく、状況を分析して、中山間地域として発信するべきことを明確にしていかななくてはならない大きな課題である。

7 農業公社

平成二二年九月一日「社団法人久万町農業公社」が設立された。設立の趣意書、会員、定款は以下のとおりである。
 《久万町は、四国霊場四四番札所「大宝寺」の門前町として、あるいは県都松山市から高知市へ至る土佐街道の宿場町として、上浮穴郡の物資集積の地として、栄えた歴史を持つ。

また、近年においては西日本有数の林業地帯として、夏季冷涼な気候に育まれた夏秋野菜の産地として、農山村の自然環境を活かした都市農村交流の先進地として、全国的にも評価される町づくりを進めてきた。
 しかしながら、今なお続く過疎化と高齢化は、幾多の先人達の知恵と勇気と辛酸の果てにもたらされたこれらの成果を、瓦解させようとしている。

過去三〇年間に渡り行われた圃場整備事業による優良農地、幾世代に渡り培われてきた美林、さらには共同扶助の精神によりもたらされてきた農村のコミュニティさえも崩壊の危機を迎えようとしている。

今この同時期に久万町に集う我々は、この現状にはなんとしても甘んじることはできない。我々には、先人たちの労苦を想い、この久万町を次世代へ引き継ぐ義務がある。

そこで、久万町の産業基盤である農業の維持発展のために農地を保全し、農業・農村の担い手を育成し、この美しい久万町を未来へ橋渡しするための願いとして、ここに公的機関の立ち上げを我々は決意した。そのことは、地球規模による環境破壊が指摘される現在において、緑を育み食料を生産し、国土保全、水源かん養等の人類生存に不可欠な多面的

機能を果たす農山村の使命でもある。

以上のことから、公益性の高い農地を守り、明日の農業の担い手を育てるとともに地域資源を活用した農業・農村の起業化を進める等、農業を基盤とした地域産業の活性化を計画的かつ集中的に展開するための組織として、社団法人久万町農業公社を設立するものである。》

社団法人久万町農業公社社員名簿

種別	氏名	住所
正 会 員	久万町 (玉 水 寿 清)	愛媛県上浮穴郡久万町 大字久万町二二番地
	松山市農業協同組合 (一 色 政 光)	愛媛県松山市三番町 八丁目三二五番一
正	久万町稲作受託者協議会 (高 岡 幸 友)	愛媛県上浮穴郡久万町 大字久万町二二番地

社団法人 久万町農業公社定款

第一章 総 則

〈名 称〉

第一条 この法人は、社団法人久万町農業公社（以下「公社」という）という。

〈事務所〉

第二条 公社は、主たる事務所を愛媛県上浮穴郡久万町に置く。

〈目 的〉

第三条 公社は、農地の保全、農業の担い手の育成及び地域資源を活用した農村の活性化に関する事業を行うことにより、地域農業の振興と

農村地域の発展に寄与することを目的とする。

〈事業〉

第四条 公社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農地保有合理化事業
- (2) 農作業の受委託
- (3) 新規就農者及び農業生産法人の育成
- (4) 新規作物及び新技術の開発及び実証
- (5) 農業用の機械及び施設の貸付け
- (6) 地域特産物の開発及び販売促進
- (7) 地域資源を活用した農村型起業の開発
- (8) その他必要な事業

第二章 会員

〈種別〉

第五条 公社の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員 公社の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 公社の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 〈会費〉

第六条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

〈入会〉

第七条 公社に入会しようとする者は、入会申込み書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

〈退会〉

第八条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面で理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

〈除名〉

第九条 会員が次の名号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の三分の二以上の同意を得て、これを除名することができる。ただし、当該除名の決議の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を二年以上納入しないとき
 - (2) この定款に違反したとき
 - (3) 公社の名譽を傷付け、または公社の目的に反する行為をしたとき
- 〈拠出金品の不返還〉

第一〇条 退会、または除名された会員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

第三章 役員等

〈役員の種類〉

第一一条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事長 一人
 - (2) 副理事長 一人
 - (3) 専務理事 一人
 - (4) 理事
 - (5) 監事 二人
- (理事長、副理事長及び専務理事を含む) 八人以上十二人以内

〈役員を選任〉

第一二条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互に兼ることができない。

〈役員職務〉

第一三条 理事長は、公社を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理

事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、公社の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、公社の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法（明治二十九年法律第八九号）第五九条の職務を行う。

〈役員任期〉

第十四条 役員任期は二年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合又は任期終了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〈役員解任〉

第十五条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員の三分の二以上の同意をえて、解任することができる。ただし、当該解任の議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

〈報酬等〉

第十六条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員には、給料及び手当を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 役員給料、手当及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て定める。

第四章 会議

〈種別〉

第一七条 公社の会議は、総会及び理事会の二種とし、総会は、通常総

会及び臨時総会とする。

〈構成〉

- 第一八条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

〈権能〉

第十九条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、公社の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他議決を要しない業務の執行に関する事項

〈開催〉

第二〇条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の五分の一以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

以下、〈招集〉〈議長〉〈定足数〉〈議決〉〈書面表決〉〈議事録〉〈会費〉等についての条文がある。

(第二二条から第二六条までの条文割愛)

〈資産の構成〉

第二七条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 補助金
- (4) 負担金
- (5) 寄付金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他の収入

〈資産の種類〉

第二八条 資産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

以下、〈基本財産の処分の制限〉〈資産の管理〉〈経費の支弁〉〈会計区分〉〈長期借入金等〉〈事業計画及び収支予算〉〈事業計画及び収支予算の変更〉〈事業報告及び収支決算〉〈会計年度〉等についての条文がある。(第二九条から第三七条まで割愛)

第六章 定款の変更及び解散

〈定款の変更〉

第三八条 この定款は、総会において正会員の四分の三以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の認可を得なければ変更することはできない。

以下、〈解散及び残余財産の処分〉第七章 事務局〈設置等〉第八章 雑則〈帳簿及び書類の備付け〉〈委任〉附則〈施行期日〉〈設立当初の役員〉〈設立初年度の事業計画及び収支予算〉〈設立当初の会計年度〉等が定められている。

さらに、事業計画等については左記のとおりである。

久万町農業公社一般会計事業・平成一四年度事業実施計画

1 農地保全事業

事業費 一八四万円

(1) 農地保有合理化事業

(二五四万円)

① 事業の普及啓蒙による農地流動他の促進

◎ 足腰の強い農業経営体を育成するため、認定農業者等担い手農家へ農地を集積する

○ 説明会の開催、農家個別訪問、パンフレット作成等

② 農地の管理耕作

◎ 耕作者のいない水田を賃借し、新たな耕作者が確保されるまでの間、公社が管理する。

○ 水稲生産 一畝(省力化稲作生産)

(2) 農作業の受委託

① 受託組織の育成及び受託組織の法人化 (三〇万円)

◎ 農家の高齢化が進行するなかで優良農地を保全するため、作業受託組織及び農業生産法人を育成する。

○ 集落座談会の開催、啓発資料の作成等

② 公社が中心となり農作業の受委託を斡旋する体制の構築

◎ 水田受託作業の円滑化を図るため、公社が中心となって受委託の斡旋を行う体制を整備する。

○ 集落座談会、説明会の開催等

2 農業担い手育成事業 事業費 二、二九〇万五、〇〇〇円

(1) 新規就農者及び農業生産法人の育成

① 新規就農希望者研修受け入れ(六名) (一二万円)

◎ 町から派遣される研修生の実習指導を行う。

○ 研修実習農場での実習

(2) 新規作物及び新技術の開発及び実証

① 新規作物の調査・研究 (五〇万円)

◎ 中山間地域の特性を活かした新規作物の導入に向けての調査・研究を行う。

○ 先進地視察、研修会の開催等 ○ 新規作物の試験栽培

② 研修実証農場の運営 (二、二二万五、〇〇〇円)

◎ 久万農業公園アグリピア研修農場の管理運営を町から受託する。

○ 中玉トマト 一、九七〇㎡ ○ イチゴ 一、七五二㎡

○ 花壇苗・野菜苗 一、三八〇㎡

○ 養液土耕トマト 五〇〇㎡

(3) 農業用機械及び施設の貸付け

① 農業用機械及び施設の貸付け (二〇万円)

◎ 新規就農者及び稲作受託法人等へ農業用機械施設をリースする。

○ 関係資料の整備 ○ 機械施設の購入・貸付け・管理事務

3 地域開発事業 事業費 七〇万円

(1) 地域特産物の開発及び販売促進

① 産直市の運営 (五〇万円)

◎ 農家の副業機会を増大するとともに、少量多品目農産物の産地形勢による農地活用を図る。

○ 久万農業公社にて常設直売所の設置

○ 町外での産直イベントへの参画

(2) 地域資源を活用した農村型起業の開発

① 農産加工品開発に係わる調査・研究 (二〇万円)

◎ 就業機会及び農家の副業機会の確保のための方策として農産加工を推進することとし、農産加工品開発のための調査・研究を行う。

○ 研修会の開催、先進地視察 ○ 農産加工グループの育成

② グリーンツーリズム推進基本計画の検討

◎ 農山村での滞在型の余暇活動を推進し、就業機会及び農家の副業機会の確保による地域活性化を図るため体験農業、農家民宿等の具体的方策を検討する。

③ 都市農村交流イベントの実施

◎ 都市農村交流イベントの実施により消費動向を把握し、農産加工、グリーンツーリズム推進の参考とする。

農業公社は、やむにやまれぬ状況から誕生した。地域農業にとって、なくてはならない組織である。

しかしながら、情報のかぎりでは、各地に立ち上がった農業公社のうち、黒字経営の農業公社は、極稀と伝え聞く。少子・高齢化、米価をはじめとする農産物の低価格傾向右肩下がり低迷、第一次産業従事者数激減傾向、就農農家の高齢化、WTO農業交渉先行き不安、輸入農産物の弊害(BSE、家畜飼料が運ぶ外来雑草の種等)等の多くの問題や壁が立ちはだかつているためである。

厳しい状況の中で、農業・農家・中山間地域の活性化を目指して鋭意取り組んでいる農業公社の役員・職員・会員に対して敬意を表するとともに、町民総ぐるみの理解と支援・協力が必要であると思う。

二 農用地の開発

1から3まで増補改訂版参照

4 平成の農道開設事業

農道の開設及び幅員拡幅は自動車産業の発展にともない大型トラック・コンバインの普及がいちじるしく、農林業の基幹をなすものとして事業は急速に進展した。しかし農道はひとり農業生産活動上のみちではなく農村集落形成上の役割が大きく、県道・町道・林道・生活道とも関連し開設したのである。

農道は耕地整備事業や林地整備事業とも深く関連しながら一枚一枚の耕地に通ずる道として開設されたのである。

農道として開設はしたが、その後において町道に編入された道も多い。農道として開設されたものは次のとおりである。

5 農耕地整備事業

昭和四〇年よりの第一次農業構造改善事業において下畑野川、東明神、同四六年からの第二次農業構造改善事業において上直瀬、上畑野川のほ場整備を行い、その後地区再編農業構造改善事業、農村総合整備モデル事業等によって整備地区を拡大し昭和五六年度までに農振農用地面積五四〇鈔の約五〇鈔に当たる二五五・四鈔の整備が行われた。

平成一〇年までに農地の整備可能地域については八〇鈔完了しているが、地区別のほ場整備とその利用状況は次のとおりである。

東明神地区

第一次農業構造改善事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業に

より水田の大部分は完了、雨除けハウスによる夏秋トマト、ピーマン、久万清流米生産地としての高度利用を計る農地が確保された。

西明神地区

県営ほ場整備事業、地区再編農業構造改善事業、地域改善対策事業、地域農政特別対策事業等において水田とその周辺地を一体的に整備を計り中核的担い手農家の育成に重点をおいた。

入野地区

地域改善対策事業等を中心に、水田畑地に合わせ生活環境全体の整備を行い、集落営農組織活動に重点をおいた生産の維持、拡大、強化に努める条件を整えた。

久万地区

久万町の中心地であり、二次三次産業が主体の地域であるため住宅密集地である。そのために小規模農家が多く、農地拡大整備が困難な地域であるが、地域改善対策事業等をもって整理し用途区分にそつた土地利用を行った。

上野尻地区・下野尻地区

この地域は久万地区の延長線上にあるため、混住化宅地化が進展している。今後さらに人びとの安らぎの空間としての土地利用と周辺地を農地としての確保につとめた。

菅生地区

地域農政特別対策事業、農村地域定住促進対策事業により整備された水田（北村東国）の高度利用を計画的に推進すると共に、宮ノ前地区は地形的に保健保養地としての活用度が高く、宅地化と合わせ総合的土地

農道調べ(3m以上)

(平成16年3月現在)

地区名	路線名	幅員(m)	延長(m)	改修年度	事業費(千円)	備考
直瀬	永子農道	4.0	720	S51~54	56,100	S57 町道へ編入
上畑野川	宝作農道	4.0	864	S52~55	93,200	S57 町道へ編入
東明神	高山農道	3.5	1,453	S53~54	27,900	S57 町道へ編入
下畑野川	中村農道	4.0	1,488	S51	18,000	S57 町道へ編入
下畑野川	川瀬(一期)農道	6.5	2,200	S55~H2	440,900	
直瀬	川瀬(二期)農道	6.5	1,366	S58~H3	372,618	
上畑野川	明杖農道	3.5	360	S55	5,116	
二名	中条・東条農道	4.0	990	S52~57	50,741	S57 町道へ編入
二名	森田農道	4.0	447	S52	6,300	S57 町道へ編入
二名	徳好農道	4.0	969	S55~58	42,579	S57 町道へ編入
露峰	蒔立(橋)	4.0	24	S57	21,948	S57 町道へ編入
露峰	西ノ川農道	3.5	775	S53	15,282	S57 町道へ編入
露峰	中村農道	4.0	435	S52	6,680	S58 町道へ編入
露峰	若宮農道	3.5	757	S60	17,000	S58 町道へ編入
父野川	高山農道	4.0	823	S57~58	53,695	S58 町道へ編入
父野川	父野川農道	4.0	423	S52	5,240	S58 町道へ編入
西明神	北条農道	4.0	110	S52	14,000	S58 町道へ編入
下畑野川	射場谷農道	4.0	835	S58~59	34,800	S58 町道へ編入
直瀬	竹屋敷農道	4.0	1,692	S53~59	136,883	S58 町道へ編入
直瀬	姪ヶ丘農道	4.0	497	S52~57	35,502	S58 町道へ編入
直瀬	吉久農道	3.0	436	S55~58	22,181	S58 町道へ編入
露峰	久万郷農道	3.0	436	S52	3,550	S57 町道へ編入
西明神	槇の川農道	3.5	705	S60	13,400	S61 町道へ編入
下畑野川	狩場農道	3.5	548	S61	12,715	
直瀬	出船農道	4.0	619	S61	10,059	S61 町道へ編入
東明神	中組農道	3.5	542	S61	33,390	
東明神	中組(橋)	3.5	17	S52	13,210	
東明神	本組山神農道	4.0	496	S62~63	38,797	
父野川	桑ノ木谷農道	3.5	834	S62~63	58,680	
東明神	野地農道	4.0	562	S53~H1	9,770	
上畑野川	河ノ内農道	3.5	385	H1	6,000	
直瀬	仲組農道	3.5	457	H1	4,620	
直瀬	房代野農道	3.5	601	H1	9,500	
東明神	皿木農道	3.0	189	H1	19,280	
西明神	栄谷農道	3.5	517	S54	6,059	町道へ編入
西明神	槇ノ川農道	3.5	191	S55	5,190	
直瀬	西山農道	4.0	843	S57	22,210	
下畑野川	西峰農道	4.0	1,410	S60	115,306	町道へ編入
入野	入野一本松農道	3.5	315	S53	21,300	
入野	入野農道	4.0	608	S56~57	60,000	
入野	入野・日ノ口農道	3.5	412	S59	38,000	
入野	アラマ農道	4.0	463	S61~62	48,000	

利用を計っている。

上畑野川地区

第二次農業構造改善事業、農村総合整備モデル事業等において水田の大部分は昭和年代に整備を終わり、平成に入っては畑地の大根野菜の栽培農地としての活用を重点的に計ってきた。

下畑野川地区

第一次、第二次農業構造改善事業、農村総合整備モデル事業等により、水田の整備可能地の九九割が昭和年代に整備を完了しており、千本高原、西峰団地は大根を中心とする野菜団地から観光農業としての活用に視点をかえ、農業公園を中心としたオーナー制度の設定、リング、ブドウ、梨、クリ等の観光農業は新しい村の活力源となっている。

直瀬地区

第二次農業構造改善事業、県営ほ場整備事業等において水田の整備可能地域は一〇〇割に近い整備が昭和五〇年代に完了している。

畑地においては団体営土地改良農地開発事業により、大野地団地、西山団地は葉タバコ、サラゲ団地等は養蚕団地として整備した。

農業用施設団地としては愛媛経済連肉用牛繁殖センター、花卉園パステルファーム直瀬用地として整備した。

二名地区

農村総合整備モデル事業により水田とその周辺農地の整備を計り、水田農業対策事業等とも対応しながら田畑輪換、樹園地整備に力点をおいできた。

露峰父野川地区

農村総合整備モデル事業、中山間地域総合整備事業等にて水田畑地を一体的に整備し夏秋野菜、トマト・ピーマン団地の確保に重点をおいできた。

6 耕作放棄地への対応

昭和四五年度から始まった水田農業対策事業（減反政策）と相いまって、農業者の高齢化が進み耕作放棄地が年ごとに増加した。

はじめの耕作放棄地は、条件不利地域である山峡の地がほとんどであったため、植林により対応していった。

長い歳月をかけ先祖の方々が心血を注いで築き上げた田畑を、今又山地と化すことに多くの農家が悲しみと、抵抗を感じたが、時代の流れとして受けとめざるを得なかった。

自給率四〇割と低い日本の食糧事情を考え、優良農地の保全対策として、平成十二年度より実施された中山間地域等直接支払制度の認定を受け、集落協定が締結されたのは、直瀬地区の約五〇割、農振農用地の五〇割に当たる。（中山間地域等直接支払制度とはその集落団地全体の傾斜度が一五割以上の条件不利地域で不耕作地を何時でも作付可能地として保全することを地域全体が約束すること。）

平成一三年に明神地区、五〇割、上畑野川地区、八割が締結し、現在は耕作放棄地でも将来において優良農地として役立てるよう努力している。

農村から農地がなくなれば農村ではなくなる。よって耕作放棄地をいかに減少させかが農政の役目でもある。そのためには後継者育成、地域集落農業組織、農業公社等をもって全農地の全面活用策を推進中である。

平成一五年度の協定実績

直瀬 六九五、五二九[㎡]
 明神 五〇一、三三〇[㎡]
 父二峰 二六七、四八〇[㎡]
 久万 一〇四、〇九二[㎡]+個別協定 八、八一[㎡]
 畑野川 八〇、五八〇[㎡]
 合計 一、六五七、八二二[㎡]
 久万町全体の対象面積
 畑 二、五三三、三七四[㎡]
 畑 九、一二六[㎡]

三は増補改訂版参照

四 農業生産物流通

1 米

昭和四五年度から始まった水田農業再編対策（減反政策）は平成に入っても続けられ、最初は一〇割、二〇割、平成八年からは三〇割となり現在に至っている。

米の生産調整の背景には、日本人の主食である米を中心からパン牛乳食へと変化するとともに少食化し、一人当たりの年間消費量も一二〇^{キロ}から六〇^{キロ}程度と減少していった。

合せて国民の健康志向の高まり等から食に対する安心安全、おいしい米へと変化してきた。作った米を売る時代から売れる米、食べて頂ける米作りへと生産者の意識改革が必要となってきた。

米離れが進む中、輸入米の増加、外食産業の進行など生産者をおびや

政府買入価格の推移（水稲うるち玄米）

（単位：円）

年産	政府買入価格(A)30kg	左記の価格の詳細			60kg正味	政府買入価格(A)の小数点第1位四捨五入(B)	150kg価格(左欄B*5)	過去データ
		価格の区分	包装代の扱い	包装代(内数)				
平成元年	8,387.31	3類1等	紙袋込み30kg価格	79.31	16,616.00	8,387	41,935	41,935
2	8,267.00	〃	〃	81.00	16,372.00	8,267	41,335	
3	8,214.00	〃	〃	81.00	16,266.00	8,214	41,070	
4	8,215.00	〃	〃	82.00	16,266.00	8,215	41,075	
5	8,215.00	〃	〃	82.00	16,266.00	8,215	41,075	
6	8,215.00	〃	〃	82.00	16,266.00	8,215	41,075	
7	8,215.00	〃	〃	82.00	16,266.00	8,215	41,075	
8	8,215.00	〃	〃	82.00	16,266.00	8,215	41,075	
9	8,130.00	〃	〃	84.00	16,092.00	8,130	40,650	
10	7,955.00	〃	〃	84.00	15,742.00	7,955	39,775	
11	7,859.00	〃	〃	84.00	15,550.00	7,859	39,295	
12	7,663.00	〃	〃	82.00	15,162.00	7,663	38,315	
13	7,467.00	〃	〃	81.00	14,772.00	7,467	37,335	
14	7,219.00	〃	〃	81.00	14,276.00	7,219	36,095	
15	6,955.00	〃	〃	81.00	13,748.00	6,955	34,775	

かす外庄に抗するため、久万の特色をいかした特産米作りに乗り出した。

平成八年、行政、農協、生産者が一体となって減肥料減農薬を使ったおいしい米作り団体、久万清流米生産者会を結成、今までの個人個人の米作り秘伝をやめ、統一した作法によって安全でおいしい米作りに成功した。

2 養 蚕

農業構造改善事業において昭和四五年父二峰の由良野、同四八年直瀬のサラゲ、明神に桑園団地及び大型飼育場を設置、稚蚕共同飼育所も設置、大型專業農家の育成にも努めてきたが平成に入った頃より外国産まゆの輸入に合わせ後継者不足等により生産は減退していった。

平成元年のまゆ売上料は三、六〇〇万円

平成三年は、二、二〇〇万円

平成五年は、一、一〇〇万円

平成八年は、三二〇万円

平成一〇年には売上〇となる。

3 三 椗 (みつまた)

三椗は紙の原料として、楮(こうぞ)と共に重宝がられ、又農家の収入源として多く栽培されていたのが昭和三五年頃まで、他産業の発達によって若者が都市に流出するに合せて急激に衰退していった。現在では柳谷方面に少し残っている程度である。

三椗畑は今ほ人工林と化し早春に咲く黄色いほんぼりのような花はほとんど見ることがなく、忘れられる産物の一つかもしれない。

4 木 炭

木炭が熱源として人々の生活をささえてきたのは昭和四〇年初め頃ま

であつた。

燃料としての木炭は採算性にとほしく原木の櫟やナラ林が人工林となり一事は途絶えていたが炭火料理用、お茶立て用、自家用の他、更に見直されてきたのが水、空気の浄化用、トイレ台所の脱臭用、座敷等での臭気取り、微生物の繁殖や土壌改良剤としても多く使われるようになった。

木炭製造過程でできる木酢酸は減農薬栽培には欠かせない材料となつてきた。

平成一六年現在町内にある炭がまはふるさと旅行村、久万公民館の大宝がま、ふもと友愛館の温泉がまくらいであろう。

5 葉 た ば こ

昭和二八年に導入された葉たばこは、生産性が高く換金作物としては農村に大きな夢をもたらし、たばこ專業農家一五〇戸を越えた時代もあつたが、輸入たばこの増加に合わせ、たばこの消費量の減少、国の減反政策等もあり、平成一六年現在では直瀬の專業農家七名となっている。

しかし、一戸当たりの所得は大きく、年収一、〇〇〇万円を超える農家もあり、安定した経営が営まれていて若い後継者が育っている。

6 高 原 野 菜

冷涼な気象条件をいかした高原野菜は研究と改良を重ね、おいしくて安全性も高いと消費者からの信頼も厚く、地元松山及び京阪神等の市場とも契約栽培を続け安定している。

しかし、永年に渡る栽培は連作障害や疫病害虫対策、産地間競争、品種改良など厳しい条件下のもとにおかれている現実がある。

トマト、ピーマン、大根、キャベツ、ほうれん草、ナス、新しく導入

したチンゲンサイ等高齢者にも手軽くできる野菜へと転換しつつある。

ア. トマト

水田の転作推進作目として昭和四五年に試作が試みられたトマトは冷涼な季候と農家の研鑽によって成長した。

平成に入った頃より消費者のニーズは、おいしさ、安全度、新鮮さを強く求めるように変化したこともあって、完熟度、高品質、安全度を統一できる、生産者組織の拡充に力をそそぎ④の高原トマト桃太郎の銘柄を不動のものにしている。

久万農協においては、平成三年にトマト協同選果場の更新を行うとともにトマト農家の新規加入者もあり、平成三年には後に表記するが久万農協の農産物売上実績の五二億九億五、〇〇〇万円に近い生産を示している。

イ. ピーマン

久万高原の夏秋野菜としてのピーマンは高齢者や女性生産者用として人気があり年々増加の傾向にある。特に平成九年に共同選果機を導入しピーマン生産者は増加した。ピーマンは軽量なこと、露地栽培できるところ、田畑いづれでも栽培できること、米や他の野菜とも共業できる利点があり農家所得の大きな役割を示すことになる。

ウ. 大根

夏秋大根の発生は畑野川である。特に千本西峰の大根は色、肉質の軟かさ、味ともに定評があり松山高知市場では高評価をうけている。

しかし、大根は連作障害、天候等に左右され、価格の不安定要素が高いことが難点とされている。又、大根は重量品目でもあり高齢者や女性

には適正であるとはいいがたい作目であるため、これらの栽培方法など研究の余地が残されている。

大根には農協を中心とする生産組織と個人の農家が市場等と提携した出荷体系の二つがある。

エ. キャベツ

キャベツは昭和五七年に国の産地指定を受け、価格補償がされるようになったため、栽培面積は増加の方向にある。しかし、キャベツも重量作物の部に類するため今後の品種改良及び栽培技術の改良に取り組む必要がある。

農家が共同育苗共同出荷体制を備えたことによつて小規模農家兼業農家の参加は増えつつある。

オ. その他の野菜根菜類

ほうれん草、白菜、ブロッコリー、レタス、インゲンその他の豆類は久万地方の昔からの特産品でもあったこと、軽量野菜でもあることから自家消費だけでなく広く消費者のニーズにあった副食品用として生産者は延びつつある。

平成一三年から新しく導入された、チンゲンサイは軽量であること栽培期間が短いことなどにより生産コストも低く大きく延びる作目として注目を集めている。

馬鈴薯は自家用副食品として貴重なものとして全農家で作られており自家菜園を持つ家庭でも馬鈴薯は必ず作っている。品種は男爵とメークインが中心であるが、近年になって色素の強い紫いなども普及しはじめた。

里いもは水田転作用として作られており、又、水旱魃に強く根づよい地力作物としての評価があるが収穫期が遅いことが価格につながり延びなやんでいいる。

近年は松山市場等との契約栽培、産直市への出荷などもあり各農家の計画的生産もある。

さつまいもは山間傾斜地の作目として定評があり、食料不足の時代には主食作物として重要な位置を占めていた。

近年に至っても活用度は広く、やさいもの人気は高い。ふかしいも、干しかいも、いももち、いも菓子、いも焼酎と用途は多岐に渡る。

又、貯蔵食、保存食としても重宝されている。品種は紅、白、平成一三年頃より紫色のものも出はじめ、用途によって品種も変わっていく時代になりつつある。

産直市では、馬鈴薯、里いも、さつまいもは通年商品として顔をそろえている。

畑野川では観光事業としても掘り農園を経営、都市との交流活動に大きな成果を上げている。

カ. トウモロコシと麦科類

米に合わせてトウキビと麦は日本人の主食であったことは今更いうまでもないが近年の日本の食文化は大きく変わり、麦、トウキビが主食であった時代を知る人も少なくなりつつある。

畑地でトウモロコシ、水田で米、その裏作として裸麦、小麦、大麦を栽培していたのは昭和三〇年代までのことである。

トウモロコシ畑には植林が行き届き一時はトウモロコシを見ることも

できなかつたが、平成に入った頃より食への見直し論とも相いまってトウモロコシへの価値評価が変わってきた。

見直されてきたトウモロコシであっても一時は外国産の輸入種子による、スイートコーンと呼ばれる一代雑種の青トウキビを蒸して食べる種類が主流であったが、近年に入って日本古来の昔トウキビと呼ばれるものに変わりつつある。

自然食品としてのトウモロコシは副食用としてUターン食品の代表格といえるが、今後の栽培上に大きな問題が残されている。それは鳥獣による被害である。猪、たぬき、ハクビシン、カラスたちの好物であって収穫前に一夜にして全滅することもめずらしくない。

7 果 樹

栗、柿に替わってリンゴ、ブドウ、梨が観光農業として脚光を浴びつつある。

リンゴは気象にあつた品種を改良と農家のたゆまぬ努力によって本町の観光の一翼を担うようになった。畑野川の千本、西峰を中心に明神、父二峰合わせて九農家、ブドウ、梨園も各一農家が経営している。

8 久万山だんだん市

久万山だんだん市は、久万町西明神の国道三三三号線沿いにある。主として、地元で採れる農産物販売の青物市場である。

平成一二年七月、山岡勇氏、正岡義盛氏、正岡宗三氏の呼び掛けに応じた定年帰農者ら一四戸が出資会員となり開設した。全く民営の市場である。夫婦そろって経営に参加する、男女共同参画の事業である。

「介護保険の保険料くらいは稼ごう」というのが発端である。新鮮で

安全な農作物を提供して消費者に喜ばれ、また、地域の活性化にも繋がれば幸いであるという趣意でまとまった。地域への感謝の意もあって、「久万山だんだん市」と名づけた。

発足時の会員の平均年齢は六八歳、農協職員、銀行員、公務員等の定年退職者、土木関係者、専業農家と経歴の違う者の集まりで、それぞれの持ち味を発揮して運営している。

出荷者は、約二〇〇人、市の趣旨に共鳴した農家の人たちである。新鮮で良質な品を低価で出荷してくれる。売り値は、出荷者が決める。市は売り上げ金額の二〇割を手数料として受け取り、運営経費、家賃、人件費に当てている。



久万山だんだん市

冬期は、農作物が少ないため、それを補う商品として、地域の特産品や菓子類などいろいろな商品を扱っている。出荷者や会員が工夫して珍しいものや手工芸品なども出荷される。「ここに来ると、いろいろ珍しいものがある。」と度々寄ってくる顧客もある。

「おいしくて、安い品がある」と、三坂を越えてわざわざ来てくれる人も多く、評判がよい。ことに女性会員の加工部で作る饅頭、炊き込みご飯、山菜おこわなどは、おいしくて人気商品となっている。

る。

平成一五年一〇月には、農山漁村いきいきシニア活動表彰（全国農協中央会など主催）で優秀賞（農林水産省経営局長賞）を受賞した。

9 あおぞら市

東明神の国道三三三号線ぞいに青空市が誕生したのは平成一四年の四月、JA松山の出張所跡地を利用して地元農家と女性生活研究グループ有明神（ゆうめいじん）が立ちあげた。会員は三〇名。

地元でとれる野菜や果物、山菜、有明神で作る醤油モチ、よもぎモチ、よもぎ饅頭はグループの特産品として注文がくるまでになった。

開店日は、毎週木、土日と祝祭日である。松山に近いということもあって行列ができる日がある程に盛況である。早く毎日開店できるように、品揃えと生産者組織の拡大が現在の目標である。

五 畜 産

1 牛

牛馬と農家、農業とは一体の関係にあり、農耕用、堆肥生産用、食



あおぞら市

旧町村別家畜数

(単位：頭、羽)

年次	種別		乳牛	牛	馬	羊	山羊	豚	うさぎ	鶏	蜜蜂	あひる
	地区											
平成2年	久万	4	28	不明	不明	不明	不明	不明	不明	300	不明	不明
	川瀬	1	28							60,000		
	父二峰	2	13							100		
	計	7	69							60,400		
7	久万		11	不明	不明	不明	不明	不明	200	不明	不明	
	川瀬		5						200,000			
	父二峰		8						50			
	計	0	24						200,250			
12	久万		3	不明	不明	不明	不明	不明	250	不明	不明	
	川瀬		0						180,000			
	父二峰		6						100			
	計	0	9						180,350			

肉用牛として飼育されていたが、時代の変遷とともにその数は減少し平成一六年現在ではごく一部の農家が愛玩用として飼育しているにすぎない。

2 その他の家畜

鶏は個々の家庭において自家用として三〜五羽程度を飼っているにすぎないが、最近になって安全で有精卵を好む農家も増え夜明けに元気な鶏の声を聞くことも多くなりつつあるようである。

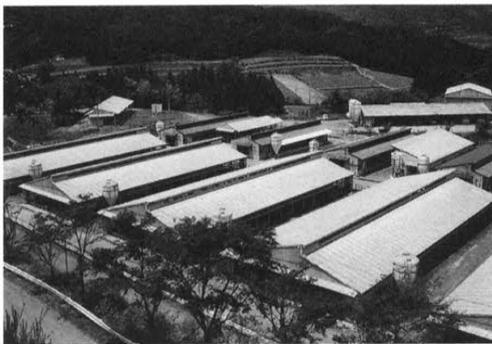
ウコッケイは近年韓国等からの輸入によって一部産卵用として飼育している家庭も見受けられる。

蜜蜂は山間部の倉庫の軒下などに「蜜堂」を置き、飼養しているが、山林や草花の変化によって減少の方向ではないかと危惧されている。

3 ブロイラー養鶏

昭和六一年、直瀬の山地を切り開き短期飼育の若肉鶏養鶏を開設。初年度は約六万羽の飼養、平成に入って養育場の拡張を行い現在では一八万〜二〇万羽の飼育ができる。

飼育期間は約二ヶ月で年間四〜五回の飼育ローテーションである。飼養に当たっては、土着微生物、イーエム菌を活用、環境に配慮した施設を有した石丸養鶏場がある。



肉用牛センター

4 肉用牛センター

昭和六一年開設の全農愛媛肉用牛センターが久万町直瀬の山地に面積四七・五畝を造成、団体営草地畜産基盤総合整備事業及び、平成三年度に良質堆厩肥供給促進モデル事業として牛舎及び堆厩肥処置施設を完成した。

目的は、肉用牛の県内自給率の向上を図るとともに肉用牛の低コスト技術開発を行い、県下の肉用牛振興に寄与することにある。

施設の概要は、飼料畑九・一畝、草地三四畝、基盤造成四・四畝、繁殖育成舎、哺育舎、実証展示牛舎、衛生舎、堆厩肥処理施設計二五棟、総事業費七億一、三四五万円、年間飼養可能頭数一、二〇〇頭である。

5 養 蚕

昭和四〇年代には二〇〇戸にあまる養蚕農家も輸入まゆによる価格の低下、養蚕農家の高齢化が要因となり平成八年（一九九六年）以降にかけ廃業の方向に向かっていった。

養蚕農家掃立量

(農林業センサス)

年次 地区	平成 2 年		7		12	
	掃 立 農 家 数	掃 立 箱 数	掃 立 農 家 数	掃 立 箱 数	掃 立 農 家 数	掃 立 箱 数
久 万	10	261	5	75	0	0
川 瀬	6	98	2	37	0	0
父二峰	4	25	1	10	0	0
計	20	384	8	122	0	0

六 農 地 改 革

5 農業委員会

1から4まで増補改訂版参照
農業委員会は、「農業委員会等に関する法律（農業委員会法）」に基づいて市町村に設置が義務付けられている行政委員会である。

農業委員会の「使命・役割」は、次の三項目である。

- (1) 農業者の利益代表と「地域の世話役」活動
 - (2) 農地行政の適正な執行
 - (3) 地域農業の構造改革の推進
- 別の表現をすれば、「農業を守り、農地を守り、農家を守る。」のが農業委員会の使命・役割である。

この使命・役割を果たしていくことは、「食料・農業・農村基本法」（新農業基本法）に謳われている「多面的機能」の發揮に貢献することにはかならない。

しかし、社会の状況は厳しく、少子・高齢化、グローバルイズム、第一次産業従事者数激減傾向、WTO農業交渉、地方の過疎化・都市への人口集中傾向、近年の農政等々、いずれを見ても、中山間地域にとってはマイナス材料ばかりである。

このような時の農業委員会の果たすべき責任は、益々重大である。
(農業委員会委員名簿 平成元年五月から平成二六年五月)

(1) 農業委員会委員氏名

① 平成元年五月～四年五月

父二峰	川 瀬		久 万			
白石 優	小倉 達郎	渡部 昭一	秋本 強	日野 奏	棟田 哺	委員氏名
選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選出方法
山中 義雄	日浦 正明	駄場 恒雄	山口 源男	上岡 彌	渡部 則行	委員氏名
選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選出方法
中野 久	石丸 亨	和田 重清	岡 徳廣		新岡 勉	委員氏名
農協推薦	共 濟	共 濟	共 濟		共 濟	選出方法

③ 平成七年五月～一〇年五月

父二峰	川瀬		久 万			
成野 都博	高岡 幸友	藤原 正信	大野 生隆	正岡 宗三	棟田 哺	委員氏名
選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選出方法
久保 國廣	渡邊 洋一	駄場 恒雄	白川 建三	森之本武雄	宇都宮 豊	委員氏名
選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選出方法
中岡 登	近藤 郷志	香川 朝光	秋本 強	石丸 太一	岩岡 隆	委員氏名
共濟推薦	農協推薦	農協推薦	農協推薦	農協推薦	農協推薦	選出方法

② 平成四年五月～七年五月

父二峰	川 瀬		久 万			
速水 保	高岡 幸友	渡部 昭一	大野 生隆	正岡 富良	棟田 哺	委員氏名
選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選出方法
久保 國廣	渡邊 洋一	駄場 恒雄	白川 建三	田村 友信	宇都宮 豊	委員氏名
選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選出方法
小松 孝志	石丸 亨	小倉 達郎	岡 徳廣	石丸 太一	秋本 強	委員氏名
議會推薦	共 濟	議會推薦	議會推薦	農協推薦	議會推薦	選出方法

④ 平成一〇年五月～一三年五月

父二峰	川瀬		久 万			
西山 潔	高岡 幸友	渡部 省三	大野 生隆	正岡 宗三	石丸 常	委員氏名
選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選出方法
佐伯 幸男	香川 朝光	西山 保	片山 登	小倉 森一	秋本 保	委員氏名
選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選 挙	選出方法
玉水 寿清	木下 連美	岩城 岩夫	渡部 一夫	石丸 明子	森川 照雄	委員氏名
共濟推薦	議會推薦	農協推薦	議會推薦	議會推薦	議會推薦	選出方法

⑤ 平成一三年五月～一六年五月

父二峰	川瀬		久万			
西山 潔	高岡 幸友	大野 頼久	大野 啓一	上岡 唯一	石丸 常	委員氏名
選挙	選挙	選挙	選挙	選挙	選挙	選出方法
佐伯 幸男	香川 朝光	西山 保	片山 登	山之内 吉纘	片山 毅	委員氏名
選挙	選挙	選挙	選挙	選挙	選挙	選出方法
玉水 寿清	光石 功	日野 忠則	菅 満敏	大野 福美	石丸 明子	委員氏名
共済推薦	議会推薦	議会推薦	議会推薦	農協推薦	農協推薦	選出方法

⑥ 平成一六年五月

父二峰	川瀬		久万			
土居 清志	日野 忠則	大野 頼久	上岡 唯一	石丸 常	山之内 吉纘	委員氏名
選挙	選挙	選挙	選挙	選挙	選挙	選出方法
佐伯 幸男	大野 福雄	菅 満敏	片山 毅	山宮 辰一	石丸 明子	委員氏名
選挙	選挙	選挙	選挙	選挙	選挙	選出方法
玉水 寿清	光石 功	西山 保	香川 朝光	大野 福美	秋本 強	委員氏名
共済推薦	議会推薦	議会推薦	議会推薦	農協推薦	農協推薦	選出方法

(2) 農地法関係

① 平成元年～15年度 農地等の所有権等移転処理状況（農地法第3条関係）

項目	区分 件数・面積	農地				採草地		
		許可件数	許可面積 (a)			許可件数	許可面積 (a)	
			田	畑	計			
農地法 第3条	所有権移転 自作地	無償	289	9,604	4,943	14,547	—	—
		有償	506	4,114	2,288	6,402	—	—
	小作	自作地	—	—	—	—	—	—
		競売	—	—	—	—	—	—
	賃借権 交換	設定	31	456	359	815	—	—
		移転	—	—	—	—	—	—
	合計		886	14,385	7,660	22,045	—	—

② 平成元年～15年度 農地の所有権移転処理状況（農地法第3条関係）

区分 年度	自作地								小作地			
	農地				採草地				農地			
	有償		無償		有償		無償		有償		無償	
	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
元年	30	360	24	1,295	—	—	—	—	—	—	—	—
2	32	357	25	2,066	—	—	—	—	—	—	—	—
3	52	722	21	932	—	—	—	—	—	—	—	—
4	32	381	17	1,050	—	—	—	—	—	—	—	—
5	41	497	21	1,114	—	—	—	—	—	—	—	—
6	28	352	13	952	—	—	—	—	—	—	—	—
7	25	384	13	454	—	—	—	—	—	—	—	—
8	36	283	25	1,106	—	—	—	—	—	—	—	—
9	24	272	21	1,318	—	—	—	—	—	—	—	—
10	44	493	12	773	—	—	—	—	—	—	—	—
11	35	561	14	520	—	—	—	—	—	—	—	—
12	26	418	27	802	—	—	—	—	—	—	—	—
13	25	336	17	785	—	—	—	—	—	—	—	—
14	39	522	13	725	—	—	—	—	—	—	—	—
15	37	464	26	655	—	—	—	—	—	—	—	—

全国農業会議所は、平成一五年一〇月一六日、都道府県農業会議会長会議を開き、「農委制度の見直し」に関する基本的な考え方について（「基本的な考え方」）を決めた。「基本的な考え方」は、一六年度の通常国会に提出が予定されている農業委員会改正案の検討へ反映させるのが目的。そのため、農業委員会系統組織は一五年四月にまとめられた農業委員会に関する懇談会報告の指摘を踏まえ、一五年五月から農業委員会の活動・組織の改革について組織検討を行うとともに、全国段階の農地・組織制度対策特別委員会などで議論を積み重ねてきた。

「基本的な考え方」は、制度見直しの基本的視点、活動の見直し、及び組織の見直しの三つの柱で構成。基本的視点では、①農地及び構造政策を推進する農業委員会の必置規制の堅持 ②時代の変化に対応した農委制度の見直し ③地域農業再生運動を基礎とした自らの活動・組織の改革を強調している。

活動の見直しは、①農委制度の見直しなどに伴う新たな法令業務への対応 ②農地と担い手・経営に絞り込んだ活動の重点化 ③具体的な政策提案など農業者の代表機能の実践的な改革が柱。遊休農地の指導や農業生産法人制度の適正執行など、農地制度上の重要性の増大に適切に対応し、役割・機能を十分に果たすことや農業委員会が行う地域農業に関する振興業務（農業委員会法第六条二項）について新基本法の「望ましい農業構造の確立（第二一条）」と「農地の確保及び有効利用（第二三条）」における役割を農業委員会法上も明確にすることなどを盛り込んでいる。

③ 平成元年～15年度 年度別農地転用状況一覧表（農地法第4条、5条関係）

区分	内訳	山 林		宅 地		雑 種 地		原 野	
		件 数	面積(a)	件 数	面積(a)	件 数	面積(a)	件 数	面積(a)
元年	田	4	118	10	52	5	82	—	—
	畑	9	81	13	42	5	15	—	—
2	田	11	214	16	70	1	4	—	—
	畑	5	48	8	22	1	15	—	—
3	田	14	246	20	68	11	203	—	—
	畑	18	195	17	42	4	27	—	—
4	田	5	121	23	94	6	86	—	—
	畑	5	69	16	44	2	12	—	—
5	田	3	40	13	75	1	7	—	—
	畑	7	65	14	72	2	11	—	—
6	田	6	70	15	71	5	49	—	—
	畑	6	41	11	34	—	—	—	—
7	田	7	64	13	73	3	31	—	—
	畑	8	119	12	35	4	20	—	—
8	田	5	94	14	64	7	117	—	—
	畑	10	165	26	78	3	54	—	—
9	田	8	115	18	102	5	36	—	—
	畑	10	128	15	68	6	28	—	—
10	田	7	157	14	112	9	110	—	—
	畑	14	210	16	48	7	13	—	—
11	田	6	123	21	128	7	775	—	—
	畑	12	167	20	78	2	33	—	—
12	田	11	317	11	61	4	17	—	—
	畑	6	87	17	28	4	15	—	—
13	田	6	92	14	92	3	17	—	—
	畑	11	76	5	10	2	1	—	—
14	田	4	50	13	89	4	15	—	—
	畑	11	493	12	31	3	8	—	—
15	田	12	162	11	36	8	53	—	—
	畑	16	487	10	38	4	14	—	—

第四編 産業経済

平成元年～15年度 転用農地（所有権移転を伴う）の処理状況（農地法第5条関係）

区分	内訳	山林		宅地		雑種地		原野	
		件 数	面積(a)						
	田	98	1,867	61	260	20	91	—	—
	畑	123	1,916	60	171	18	95	—	—
	合 計	221	3,783	121	431	38	186	—	—

八二

④ 平成元年～15年度 農地転用状況（農地法第4条、5条関係）

区分		年度		元年	3	5	7	9	11	13	15
		件数	面積	田畑	田畑	田畑	田畑	田畑	田畑	田畑	田畑
山	第四条関係	件数		5	30	10	15	17	17	13	/
		面積		85	228	40	64	115	123	92	/
	第五条関係	件数		62	190	65	119	121	156	64	/
		面積		33	18	—	—	—	—	—	/
林	第四条関係	件数		8	2	—	—	1	1	4	/
		面積		19	5	—	—	7	11	12	/
	第五条関係	件数		18	23	17	19	24	33	13	/
		面積		44	47	55	64	86	113	60	/
宅地	第四条関係	件数		5	14	10	6	9	8	6	/
		面積		8	21	20	9	16	15	32	/
	第五条関係	件数		7	18	9	8	39	28	1	/
		面積		35	24	63	27	29	50	9	/
雑種地	第四条関係	件数		2	3	1	3	5	2	1	/
		面積		12	9	7	2	2	2	—	/
	第五条関係	件数		5	12	—	5	7	32	1	/
		面積		8	12	2	4	6	7	4	/
	第四条関係	件数		70	194	—	29	34	773	17	/
		面積		10	15	11	15	21	1	—	/

⑤ 平成元年～15年度 農地（小作地）の返還処理状況（農地法第20条関係）

年度	件数	田 (a)			畑 (a)		
		合意契約	解約	解除	合意契約	解約	解除
元年	3	46	—	—	19	—	—
2	2	76	—	—	49	—	—
3	2	10	—	—	—	—	—
4	3	57	—	—	—	—	—
5	6	23	—	—	43	—	—
6	8	88	—	—	2	—	—
7	9	276	—	—	96	—	—
8	2	35	—	—	42	—	—
9	5	41	—	—	13	—	—
10	5	77	—	—	32	—	—
11	1	3	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—	—	—
13	1	25	—	—	—	—	—
14	2	36	—	—	—	—	—
15	1	67	—	—	—	—	—
合計	50	860	—	—	296	—	—

6 増補改訂版参照

七は増補改訂版参照

八 農業災害

1 農業共済組合

町村単位の農業共済制度が上浮穴農業共済組合に制度変更されたのは昭和四六年であった。

その上浮穴農業共済組合が松山農業共済組合と合併したのは平成八年四月一日である。

この合併により二市五町三村の区域となり平坦水田地帯、平地山麓地帯、海岸島しょ地帯、中山間地帯、山間高地帯となる。対象も農作物、家畜、果樹、園芸施設、建物、農機具と多種となる。組合員数は一、九〇八四戸。(平成一五年度)

久万町での農作物被害は平成一一年の直瀬を中心とする台風一六号の稲作及び水田の流出被害。平成一五年度の冷害による水稲・トマト・ピーマン等、平均三〇割の減収が大きな自然災害といえる。

・平成一一年産 水稲被害状況		・平成一五年度産 水稲被害状況	
台風一六号	平成一一年九月一五日	風害、冷害等	
被害戸数	九七戸	被害戸数	一五四戸
被害面積	一、七八三・八坪	被害面積	四、四四五・九坪
共済減収量	二四、九九四kg	共済減収量	四四、八五一kg
支払共済金	六、三七三、四七〇円	支払共済金	九、八二一、三六九円

九 戦後の農業政策の転換

1から6まで増補改訂版参照

7 米の生産調整

昭和四五年から始まった水田農業対策事業(米の生産調整)は平成に入ってから制度は相変わらず平成一〇年度よりも三〇割前後の生産調整が続いている。

米の一人当たりの年間消費量の変化をみると、昭和三五年には一八・三キログラムであったものが平成一三年には六三・六キログラムと約半分に減少しており、日本人の伝統的食文化は大きく変わってきた。

近年の作柄指数は全国平均では一〇〇を前後(久万町での平成一五年度は冷夏等の影響で九三割)しており、その上輸入米も加わり米余り現象は続いている。

政府は三〇割の減反政策を実施してもなお米の生産過剰は避けられない現状から、平成一五年度に水田農業政策の大転換をして大綱を策定した。その要点とするとところは政府管掌から生産者自身の手ゆだねられ、その需要に見合った数量を生産しなければならなくなった事である。

平成一六年度からは久万町及び生産者に今までの実績に対して生産目標数量が示され、それを平均反収で除した面積が作付可面積となる訳である。

町全体の水田面積に対する水稲作付配分面積は七〇割となる。又、今まで転作奨励金等、とも補償制度で米を作らない面積に対して助成があったが今後はそうした助成制度が廃止されたことである。

一〇 海外移住

1 移住者のその後(消息)「ブラジル編」

昭和期の海外移住運動が始まったのは昭和三〇年に入った頃であった。久万町での第一陣は東明神の丸山謙二さん一家である。そして三六年末までには三九家族、二七四人の方が海を渡ったのである。

当時は日本においても復興の時代であり、大変なご苦労があったようであるがそこは、日本人魂、の持ち主ばかり。成功された方ばかりのようである。当時は機会あるごとに消息を確かめたものである。

昭和三八年、当時の久万町長であった日野泰氏が南米調査団の代表として南米各地を訪問、留守家族からの伝言手紙等を手渡し移住者との交流の橋渡し役を務めたことは有名である。

昭和の四、五〇年代頃、成功者の方々がよく帰国され、情報交換も多かったが平成に入り、二世三世の時代へと変わったこともあって、交流は薄くなりつつある。

二世三世になっても広く農場を持ち現地の人たちと養鶏場を経営している方、ココア栽培に情熱を傾けている方、医師、学校の先生、薬剤師、カメラマン、美容師等新天地を求めて頑張っている人も多いようである。世界は一つの世界がここからも広がりがつつある。

平成四年九月三日から一〇月一三日までの四〇日間、河野町長等一行がブラジルを訪問し、大勢の方とお会いした。その記録の一部を記す。

ブラジル、パラグアイ訪問の旅は愛媛県出納長を団長とした一九五名の訪問団であった。

一〇月八日、パラグアイでパラグアイ県人会役員と訪問団役員との現地交流会が食事を持ちながら和やかに行われた。

パラグアイ団エンカルナシオン日本人会会長の石田完氏(畑野川出身)外役員の方々と交流会では河野町長は石田会長と席を並べ長い深い想い出話しに花を咲かせたそうである。

石田氏は移住当時は農業経営であったが、その後、鉄工所を営営され成功されたそうである。子供さんたちも医師、外交官になるなど立派に成功され日本人移住者のリーダーとして活躍、現地でも信頼を受け前途に夢が多いとの事である。

友人で農作物を作っている方も麦と大豆が主要作物で、パラグアイでは果てしなく広く、何百畝も経営し、現地人を何人も雇用して成功しているとのことであった。

一〇月一〇日、在伯愛媛県人会

創立四〇周年記念式典(以下町長の手記より)

当日は早朝八時より落成神事です。会場の都合で代表による式典となりました。会場は新装なった県人会館で愛媛より同行しました神職により厳肅に神事が行われました。早朝にもかかわらず先日歓迎をしていただいた大野洋三君が夜行バスでかけつけてくれました。早速二人で記念写真を撮り会館の落成を喜び合いました。

午前一〇時在伯愛媛県人会創立四十周年記念式典が大阪なにわ会館(サンパウロ市ドミンゴ・デ・モラレス街)で盛大に開催されました。出席者五〇〇名、ブラジル側サンパウロ州知事・市長、在サンパウロ日本総領事、日系議員代表、在伯愛媛県人会役員及び会員。愛媛県側は小

菅团长外県・県議、市町村長、市町村議会、経済・農林団体、一般参加者全員出席しました。会場は喜にあふれて楽しく明るい雰囲気の中で関谷県人会長の挨拶に始まり、小菅团长の祝辞と続き、ブラジル国より伊賀知事に勲章の授与等あり盛会裏に終了し祝宴に移りました。

祝賀レセプションは昨夜の経験から都市別に集合できる心配りで食事をしながら懇談が始まりました。上浮穴郡コーナーへ大野君、東明神出身の武智さんをはじめ美川、面河、小田出身の方々が集まって想い出話や苦労話、活躍の様子などをお聞きして移住者の皆さんの様子がよくわかりました。

交流レセプションは盛会でカラオケ、踊りもでる賑いで県人会の喜びは一入で午後二時三〇分まで楽しい交流が続き別れを惜しみながら散会いたしました。

夜は県人会役員・ブラジル研修生OBと訪伯団役員との懇談会

团长の挨拶、県人会長のお礼の挨拶ではじまりました。会場の各丸テーブルに若い研修生OBが数名席につき、松山研修時代の懐かしい話に花が咲きました。移住者の一人はサンパウロ市の南キロも離れた場所でのリング栽培農家でした。皆さん日本人としての誇りを持っており、ブラジルの暮らし安さ、温かい人間性等がすっかり気に入りに、ブラジルが好きになりました。二時間の懇談会があつというまに過ぎる楽しく思い出に残るすばらしい一夜でありました。

2 移住者のその後「パラグアイ編」

渡海以来、四五年ぶりに日本の土を踏んだ大泉里美さん（旧姓小松さん）がふるさとの久万町に帰って来られたので、この機会に久万町出身



大型播種機の前に立つ里美さん(右)

で現在パラグアイに住んでおられる方々の近況をお話し戴き、その一部を記載することとする。

里美さんは、昭和三四年お父さんの小松光義さんに連れられて五歳の時にパラグアイに移住されたのである。移住当時は家族五人で開拓に励むと共に日本人学校に通う。

長じて岩手県出身の大泉浩さんと結婚、本格的に農業に取り組むことになる。

入植当時は二頭立ての牛が主役であった、中には日本から持参した脱穀機等機械らしきものも少しはあつたが、アチャという斧、まさかり、マチェテ（山刀）を利用する原始的農法である、それでも開拓初期は小面積であつたから十分であつた。

六八年頃から大豆が移住地営農の基幹作物として定着、徐々に面積も拡張、ブラジル製の移動式投げ込み型大型脱穀機が導入され急速に増産体制が整えられてきたのである。

開拓にはパラグアイ人を雇つた。彼らは当時は裸足で腰にはマチェテという蛮刀を下げ、腕つぶしも強く暑さにも慣れている。この人たちのおかげで作業は進んだのである。

生活は石油ランプから圧縮ランプ、ガスランプ、自家発電、現在は送

電電力によりテレビもある。

一九七〇年以降は、大型機械による農業へと変化する。畑はブルドーザーで整地、抜根して、トラクターで耕起を繰り返す、大豆、小麦の蒔付けや収穫も機械になった。その当時はパラグアイの食料自給政策がとられていて、小麦は国の奨励作物とされていたので大豆より高値に取引された年もあった。

作目は、綿花が一九六五年、落花生が一九七六年をピークに減少しはじめる。変って大豆、小麦が増加しはじめる。入植以来二〇数年に渡って暗中模索してきた作目、営農形態は大型機械の稼働効率のよい大豆、小麦の短期作物を柱とする農業へと移行するのである。

けれども、生産調整に必要な大型機械類、車輛等の導入については全てが輸入品であるため、過重先行投資のそしりをまぬがれず、その上、両作物ともに天候に左右されるため必ずしも当地の適作物とはいえないそうである。

この大地でも長雨、干ばつ、台風、時にはタマゴ大の水が降り一瞬にして皆無、共済制度がないので自然災害になやまされ、収穫の終わるまで気の休まる時はないとのこと。

一九九八年には多くの銀行の倒産に加えて天候不順、大豆の不作、一畝当たり二トン程度の収穫が四分の一、一九九年には国際価格の下落など農業と取り巻く環境は決して前途洋々ではないようですが、ここでは地震がないことが大きな安心をあたえてくれると改めてこの大地に感謝しているとのこと。

一方、治安はきわめて悪く、強盗、泥棒は日常のおきており、時に

は昼間でも出没するそうである。特に日本の農家がねらわれやすく、もし抵抗すると身に危険が及ぶとのこと、早く日本のような安全が保障される時がくることを待っているとのこと。

二一世紀に入った頃より急速にオートメ化大型機械化、遺伝子組み替え大豆の普及など農業は省力化がすすみ効率的になり、今まで婦女子も大きな労働力とされていたが現在では成年男子が農場に、子供や女性は家庭や学校、社会活動に、婦人会活動も盛んになったそうである。主人を農場に送り出したあとは女性は自由な時間、家庭菜園や日本のまんじゅうや豆腐作り、趣味活動に、昔の血のにじむ苦勞が今ここに実を結びつつあるとのこと。

今回の帰郷もそうした余暇を利用してのこと、子供の時からの夢がようやくかなえられた由、よかったですね。おめでとう。

こうして、彼女里美さんとお話ししながら思うこと。今、久万町をふくめた農村は少子高齢化が進むなか、久万清流米や高原野菜の植え付けに大忙しであるが、この労働の中心は女性であることに今も昔も変わらない。これでいいのか、何とかならないか、これは日本農業の宿命か、いやこの農法が続くかぎり農家に嫁はこない。この農業構造を改められる農業農村を何としても築かなければならないと。

もちろん、移住された方たちのご苦勞は並大抵の事ではなかったのではありませんが、今の暮らしが出来るようになったことに改めておよろこびを申し上げます。

3. パラグアイ、ピラポ市周辺に住まわれている方の近況

昭和三四年に移住された小松光義さんの長男光廣さんは帰国中、三男

健一さん、四男清二さんは大豆中心の農業、一五〇町〜二〇〇町歩を経営、この度帰られてお話しされている本人、里美さんは前記大泉さんと結婚、ご主人の浩さんは現地の方を雇い入れ、一五〇町歩の畑で大豆栽培、将来に明るい見通しが立っているとの事。

東明神出身の宇都宮重郎さんは長女のあつ子さんが宮田頼雄さんと結婚、食料品店を経営、お子さんたちは日本に住んでいるそうです。

久万出身の檜垣芳友さんは長男の浩一さんがお父さんのあとを継ぎ農場を経営、立派に成功されているとのこと。

東明神出身の沖中進さんは三男の忠三さんがイグアス地区の農業試験場に勤務、四男の明人さんは製材所勤務で堅実にして将来に期待がもてる由である。

畑野川出身の石田完さんはエンカルナシオン市で鉄工所を経営、愛媛県人会の役員などされて社会のため、日本人のためにご活躍中であるとのことである。

直瀬出身の平岡隆雄さんは長女のさよ子さんが柳谷村出身の丸山さんと結婚、ラパス地区で農業経営、大豆、小麦、米を栽培、未来に大きな



ピラボ地区の敬老会 右から三番目が旧姓小松里美さん

期待と夢がある一家であるとのこと。

東明神出身の西岡寅一さんはイグアル地区にお住まいで広く活躍されている。

その他、柳谷村出身では梅木満さん、大西強さんもお元気であり交流されているとのこと。この地区を愛媛村とよびお互いに助け合っているそうである。

(注)

この記録は平成一六年六月一五日に、大泉里美さんのお話を聞きながら編集したものであるために正確性、誠意が不十分な所があるかも知れませんがその時はお詫し下さい。

(編集責任者 平岡)

一一 久万町農業の実態と展望

現 状

久万町の農業は、昭和四〇年代前半までは、水稻を中心に、キャベツ、とうもろこし、雑穀などが栽培されてきた。久万町では、農業経営の近代化を図るため、明神地区から水田の基盤整備を行い、現在では、水田面積の八四割まで基盤整備が終了している。こうした条件整備の整った水田を生かして特色ある農業経営が営まれることとなった。

昭和四五年に始まった水稻の生産調整を機に久万町農業は、大きな転換期を迎えることとなった。それまで、水稻の規模拡大や生産性の向上による農業経営の発展を考えてきた農家に大きな衝撃と農業の将来に大きな不安を与えた政策であった。

そんな中、久万町畑野川の明杖地区で栽培を開始していたトマト栽培が注目を集めることとなった。当時は、栽培技術も乏しく、失敗の連続であったが、JA、普及センター、行政の一体となった成果が実り、トマト栽培は、軌道にのり、基盤整備田を中心にトマト栽培が広がり、現在では、西日本有数の産地を形成するに至っている。

トマト以外にもダイコン、キャベツ、ピーマンといった品目で国の指定産地を獲得しており、久万高原の涼しい気候を生かした品質の良い農産物が栽培されている。

また、水稲においては、平成七年一月に施行された「新食糧法」によって、米を作る自由、売る自由が認められたことをきっかけに、新たな産地づくりがスタートした。消費者から選ばれる米産地となるために、減農薬、減化学肥料栽培をいち早く導入し、久万高原清流米と命名し、おいしさだけでなく、安心、安全をPRする取り組みを行ってきた。こうした取り組みが認められ、平成一一年度の環境保全型農業コンクールで農林水産大臣賞を受賞するなど、久万高原清流米は、高い評価を得ている。

課題と展望

この様に久万町農業は、久万高原の気象条件を最大限生かすことで、他にはない特色ある農業経営を確立してきた。しかしながら、久万町農業を取り巻く環境は大きく変化し、輸入農産物との競争はもとより、国内産地においても、東北、北海道産地の台頭により、以前とは比較にならない厳しい産地間の競争にさらされている。農産物の価格は低位安定し、久万町の農家経済にも大きな影響を与えている。また、農家の高齢

化にともない、基盤整備済みの農地であっても耕作放棄されているほ場が見られる現状がある。こうした厳しい農業環境の中で久万町の農業、農村が発展していくためには、次の三項目が重要な要素と考えられる。

① 久万高原の気象を生かした農産物づくり

久万高原の気象を最大限生かせる作物は、夏秋野菜であることから、今後はトマトを軸にした夏秋野菜を推進する。単価安の中にあっても経営を安定させるためには、省力化技術の積極的な導入によって規模拡大（一人当たり面積二〇町から四〇町へ）をはかり、所得の確保に努めること、環境保全型農業の一層の推進をはかり、一部は、有機栽培へのシフトも検討し、消費者から選ばれる産地づくりを進めていく。

② 担い手への農地集積

荒廃農地対策は、深刻で難しい問題であるが、このまま放置すれば、優良農地の荒廃が進むことは、明らかである。久万町では、農業公園研修制度をスタートしており担い手不足の解消に大きな期待が集まっている。現在までで、一〇名が就農し、着実にその成果が現れている。この制度がうまく活用されるためには、新規就農者や認定農業者を中心とした意欲ある担い手への農地集積が課題となることはいままでもない。農地の利用状況をデータベース化するなど、農地の利用状況を行政が把握するシステムを構築し、借りたい側、貸したい側の調整機能を発揮させる取り組みが必要ではないか。

また、集落内の農地は、集落で守ることを基本とした集落営農の取り組みを推進することも重要である。国においても集落営農組織を担い手として認めており、今後、施策の集中化も期待されることから、町、J

A、普及センターによる集落営農活動への支援により、高齢化、担い手不足に対応した集落営農体制の強化を検討する必要がある。

③ 女性、高齢者農業の活性化

高度経済成長期以降の野菜産地は、こぞつて大消費地への輸送園芸を推し進めてきたが、最近では、他産地消の取り組みが見直されてきており、久万でとれた新鮮な野菜を地元の消費者へ届けるシステムを構築すべきではないか。

現在でも久万町では、生活研究グループなどが産直市を開設して農産物の直売を実施しており、根強いファンを獲得している。特に、地とうもろこしなどは、根強いファンを獲得しており、販売方法が確立すれば大きな市場が開拓されると考えられる。

今後、産直グループ組織の連携強化を図り、地元市場をターゲットに少量多品目生産を進めることができれば、女性や高齢者の生産意欲を喚起することができると考えられる。

1 自然と共生する産業振興へ

ものの豊かさから心の豊かさへ意識が変化されつつあることに加え、食への安全指向が強く意識されるようになった。

こうした世相を背景に主食である米の新しい生産組織を確立し特色あるブランド品、久万清流米の栽培に成功した。

高原野菜はトマト、ピーマン、大根等品目ごとに生産組織を拡充し自立農家づくりに努めてきている。

都市住民との交流が図れる農村的観光施設として美術館、山村歴史館、ふるさと旅行村、天体観測館、運動公園、ゴルフ場、スキー場、ラグビ

ー場、キャンプ場等の体験実習施設も整備した。

農業公園で実験中である観光農場やオーナー制度、市民農園など消費者ニーズに対応できる農家の育成が必要である。

今後は第六次産業の促進にも知恵を出し、農家所得の増大を図ると共に地産地消をもつて消費者に安全安心を与える食物づくりに取り組む町として伸展している。

一二 平成の農業政策

日本の食料自給率は平成八年以降今年まで四〇割と変わらず、世界の主要先進国の中で最低の水準にある。生産町である久万町では農林業の基盤整備、特に水田の基盤整備事業には昭和四〇年代から力を注ぎ稲作の省力化を進めるとともに冷涼な気候をいかした夏秋野菜の振興に取り組み、トマト、ピーマン等新鮮にして味わいのある野菜産地として大きく成長してきた。

また、高原の特性をいかした都市農村交流事業による地域振興に取り組み、その一環として農産加工・観光農業等を行ってきた。

しかしながら、農家の高齢化、若い担い手不足の深化により、これら



久万高原の清流米

の成果の維持が懸念されているところでもある。

従って農業の担い手対策を強力に推進し、新規就農者の確保、認定農業者の育成、高齢・婦人・兼業農家の農業参画等の多様な農業担い手の育成・確保を図り、もって夏秋野菜の産地維持、農地の保全、都市農村交流による地域振興を図る事とする。

近年では、経営の発展を図るため、一部の担い手農家を中心として養液土耕栽培施設の導入が盛んとなっていることから、今後はこのような養液土耕栽培施設並びに養液栽培施設を導入することによって、省力化を図り規模拡大及び品質の向上・高収益化につなげ、担い手農家を中心とした、継続的・安定的な夏秋野菜産地の発展を目指す。同時に、消費者嗜好の多様化、食の安全性への関心の高まりがあるなかで、高齢・婦人・兼業農家等による少量多品目産地の形成を図るものとする。また、省力化による経営規模拡大を志向する農家及び新規就農者と高齢化により規模縮小する農家との間で、農地の貸借、農作業の受委託等においてその役割分担を図りつつ、地域の実情に即した林業との複合経営をも視野にいたれた地域農業の発展をめざす。

さらに、グリーンツーリズムによる農家の起業化（観光農業、農産加工、農家民宿等）を支援し農業経営の安定化を図ると共に、その発展形態における就業機会の増大を目指すものとし、グリーンツーリズムの展開には農村の環境整備や環境美化が不可欠であることから、そのことに向けた農家及び集落の自発的活動を喚起するものとする。

なお、農業生産の展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、久万町農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序

ある土地利用の確保に努める。

1 地域食料供給施設「さくらぎ」

久万町には平成一六年現在、一八の生活研究グループ（会員数九九名）があり、各地域及び物産館みどりを中心に様々な活動を行っている。特に上畑野川農産加工組合三グループは、特産物加工や都市農村交流活動に積極的に取り組むなど、幅広い活動を展開している。

地域食料供給施設「さくらぎ」は上畑野川の地域振興、グリーンツーリズムの拠点として自分達の活動拠点が是非とも欲しいと地元農家の強い要望があり、組合員の出資及び補助事業を利用して建設された。

秋の「契約農園」（農産物をグループ員が生産し、都市住民に収穫してもらおう）の会場として、また、菓子漬物等の食品加工の調理場として



日本とアフリカの農村女性の交流事業

利用されている。三グループの年間述べ利用日数は三〇〇日を超えており、久万町の生活研究グループのリーダーとして活躍中である。

現在では全国及び海外からも体験実践者が訪れるなど休む「ひま」なしと元氣印のさくらぎである。又、「何でもおしゃべり会」としても有名である。

○組合概要

組合名 上畑野川農産加工組合

設立年月日 平成六年七月

組合員数 二二名（河之内六名、明杖八名、ひまわり八名）

出资额 七、〇〇〇、〇〇〇円

○事業概要

所在地 久万町大字上畑野川甲一七三三一

事業実施 平成六年度

事業主体 久万町

事業名 農業農村活性化農業構造改善事業

事業費 二八、〇〇〇、〇〇〇円

2 パステルファームナオセ

久万町においては、若者の都市部への流出が続き、農業の担い手不足、産地維持、ひいては周辺農村部の地域社会の維持そのものが危うい状況となりつつある。

一方、全国各地には若者を引き付ける魅力ある農業が存在し、農業を志す若者が育っていることに着目して、地域の若手リーダー二名が中心となって農業経営体を作り、複合経営促進施設の整備により高度で先進的な農業経営を実践することで、地域農業のイメージアップと、新規就



農希望者の積極的な受け入れによる担い手育成、高齢化した地域社会の中での農作業の受委託、周辺農業者に対する種苗の提供等を通じた地域農業の構造改善と、活力ある農村社会の形成に貢献するものと期待されている。

施設では最新の技術を導入して、シクラメンを中心とした鉢花の生産が一年を通じて行われている。

○事業概要

(一) 所在地

久万町大字直瀬甲一三五二

(二) 事業実施年度

平成六年度農業経営育成促進農業構造改善事業

平成七年度地域農業基盤確立農業構造改善事業

○ 事業費

三七〇、〇〇〇、〇〇〇円

○ 施設概要

・ 温室四棟 七、七一・二^m 栽培温室 三棟

育苗温室 一棟

・ 用土調整施設 一九二・〇^m ポッティングマシン

低温土壌消毒器・消毒槽

・ 管理事務所

四〇・五^m

・ 栽培システム

* 温室環境制御装置

日射量、温度、風向きによる自動制御

* 溶液栽培装置 プールベンチ方式

* 育苗装置 ボトムヒーティング

3 久万農業公園アグリピア

久万町は、早くから水田の圃場整備、畑作整備等農業生産基盤の拡充を積極的に進めてきた結果、圃場の整備は八四割に達した。また、夏季冷涼な気候を生かした夏秋野菜の振興を図り、野菜集荷施設、育苗施設等を整備し、産地化が図られ、農家所得も大きく向上した。

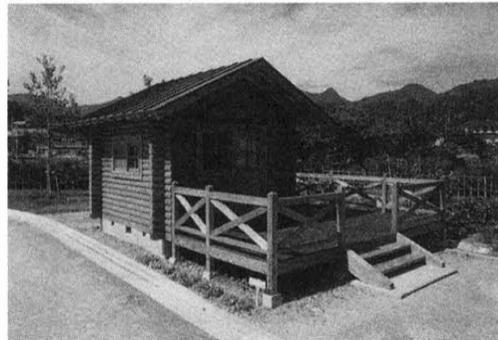
また、併せて都市農村交流事業を押し進め、当町の観光施設の拠点である「久万高原ふるさと旅行村」を中心として、観光りんご園、農家民宿等が行われている。

しかしながら、若者の都市部への流出、農家の担い手不足が深刻な問題となっており、今後の農地保全や農業生産が心配されている。

そこで、農業を志す若者やＩターン、Ｕターン希望者を町内外から募集し、一定期間の農業研修の場を提供することによって農業の担い手育



育苗温室



クラインガルテAタイプ

成を行いつつ、地域資源、生産基盤を生かした新たな農村型アグリビジネスの展開により農村定住人口の確保を目指して、久万農業公園の整備を行った。

1. 施設概要

(一) 施設の種類

農業担い手育成農場（実験研究用機械施設）

・ 育苗温室

・ 野菜実習温室（トマト、イチゴ）

・ 鉢花実習温室

・ 野菜花卉試験温室等の整備

(二) ふれあい広場施設

地域住民、都市住民、研修生、農業公園来訪者との交流の場として

整備し、農村型アグリビジネスの展開方法を見いだすことを合わせて目指していく。

・交流館

・交流広場、駐車場

(三) 滞在型市民農園施設

都市住民を対象とした市民農園を整備し、農業農村に対する理解とイメージの向上に努める。

・コテージ貸付農園 六二区画

4 久万町物産館「みどり」

1. 事業のねらい

この施設は、平成元年度農村地域定住促進対策事業によって建設されたもので、町内で生産される特産品や農林産物の販売と水田農業確立対策に伴う転作作物等を加工し、特色ある商品づくりを行い、町を代表するような特産品を育て、農林業者の所得向上と就労の場確保を目的としている。

2. 事業概要

(一) 施設所在地 久万町大字管生二番耕地一四三九番地一

(二) 実施年度 平成元年度（平成二年四月三日オープン）

(三) 事業主体 久万町

(四) 施設内容 特産品加工室、特産品直売室、多目的室、食堂、厨房等を整備しているが、この内食堂喫茶と厨房については町単独事業で実施した。

(五) 事業費 九八、八八四、〇〇〇円

(厨房及び加工室設備費 一〇、六二三、〇〇〇円)

(六) 敷地面積 八六九・〇㎡ 木造瓦葺平屋建（床面積三〇九・七㎡）



(七) 加工室利用団体 久万町農村生活研究グループ

一六グループ 一〇二人（平成二二年度現在）

活動目標 ① 文化を興そう ② 資源を生かそう

③ 技を磨こう ④ 交流を興そう

四つの目標をきっかけ、心、物、暮らしを高めるグループ活動を展開し産業文化おこしを進める。

3. 加工施設利用計画

(一) 原材料名（五穀を主体とした産物開発）

米、キビ、麦、大豆、ソバ、トウモロコシ、トマト、野菜類

(二) 加工品

五穀餅（冬一春）、五穀カリントウ、五穀かきもち、きな粉菓子、

ごま菓子、手作りまんじゅう、野菜乾麺、コンニャク、各種手作り漬物類

(三) 加工作業

一グループ一産品づくりを進め自主的に加工活動を展開している。

四 原材料

各グループごとに栽培加工計画を実施

4. 特産品の自主開発

町花「ささゆり」の根のエキスを分析し、香りの調合を行い、オーデコロン、芳香剤、香玉等の新商品の開発を行った。

5 ふもと友愛館温泉

神代の時代から湧き出していたのであろう冷鉱泉、いつの頃からかこの水を持ち帰り風呂に入れたり顔を洗ったりしていたそうであるが大正の中頃地域の人々によって露天風呂が造られ、適宜希望人が薪を持ち寄り湯を沸かしていた。これが肌荒れや虫さされに利くと共に疲れが癒されると評判になってきた。

平成に入った頃、この地方唯一の地下資源であるこの鉱泉をもっと広く多くの方に知って頂き地域の活力源にしたいとの話を持ち上がった。

直ちに、どんな施設にするか、資金はどうするか協議を続けながら町へ陳情する。

(地元直瀬の申請までのうごき)

○直瀬高齢者若者センターとして新設

平成二年地元からの要望を受け農業農村活性化農業構造改善事業として高齢者若者活性事業として平成四年に完成した。

この施設は冷鉱泉を利用した施設で三世代交流、都市と農村を結ぶ小

さな想いの場所となり、地域活性化の推進が期待されている。

・事業の概要

所在地 久万町直瀬甲五一八番地二

建築床面積 一七九、〇五²m

構造 木造平屋建て

施設の内容 和室研修室 五四・一五²m

調理実習室 一八・〇五²m

浴室 大 二三・三七²m

浴室 小 一三・〇九²m

洗面所 一八・〇五²m

ボイラー室 一一・五四²m

その他 四〇・八〇²m

総事業費 四八、七五二、〇〇〇円

財源内訳

国庫補助金 一三、五〇〇、〇〇〇円

起債 二五、〇〇〇、〇〇〇円

地元負担金 一〇、〇〇〇、〇〇〇円

一般財源 二五一、〇〇〇円

計 四八、七五一、〇〇〇円

その他に、地元での用地購入費 一二、〇〇〇、〇〇〇円

用地総面積 二・五畝

地元負担金、用地購入費合わせて二千二百万円は地元直瀬の有志及び松山直瀬会の寄付である。

管理運営については町条例で定め、直瀬部落に委託、運営委員会を組織し運営に当たっている。

開館は週三日(火・木・日)その他は使用規定に該当する場合に開館。

入浴料については開館当時は大人一〇〇円、子ども五〇円であったが、平成五年四月一日に大人二〇〇円子ども一〇〇円に改正、さらに平成一五年一月一日に大人三〇〇円、子ども一五〇円に改定し現在に至っている。

○第一回ふもと温泉さくらまつり開催

建設と同時に植えた桜も幼木ながら花をつけはじめたこと、都市と農村の交流事業として平成一三年四月一〇日に第一回さくらまつりを開催、このさくらまつりは特に農村の特色を出すことに視点を置き、この土地で作った、そばや小麦を使った手打ちそばやうどんを食べべて頂くことに力を注いだ。

企画立案、広報案内、山菜取りまで全部素人で実施、町内外から三〇〇名にあまる人が集まった。こんな山奥にこのように多くの人が集まったのは前代未聞。今回で四回目をかぞえ年々来客も増えている。



第4回さくらまつり

6 農村生活研究グループの発足

平成元年度「農村地域定住促進対策事業」によって建設された久万町物産館「みどり」において、町内で生産される特産品、地域産物の利用を推め、特色ある商品作りを行い、豊かな地域食文化づくりを進めよう

と同年一二月に「地域産物開発研究グループ」を募集したことにより始まる。(久万町民で二グループ三名以上)ここで応募のあった一五グループで「久万町農村生活研究グループ連絡研究会」を結成し平成二年三月より活動を始める。(上畑野川地区の生活改善グループはそれより二〇年以上も前から活動している。)

平成一六年三月一日現在、一八グループ九九名の会員が所属。

農業生産や農家生活を見直し、農家の良さを生かした生活研究活動を進め地域活動の輪を広げる。生産者であるグループ員が直接販売を実施する、日曜日(物産館みどり駐車場にて七月から一二月実施)、古岩屋高原市(国民宿舎古岩屋荘前にて七月から一二月実施)高原野菜まつり、林業まつりを通じて消費者、観光客との交流も積極的に図り、農村に住む良さをエンジョイ、安心安全な農産物、加工品の提供を行っている。

また平成一三年度には直瀬地区において男性を含むグループも誕生し、地元にある温泉施設を利用した都市農村交流活動など、地域をあげての積極的なむらづくり活動に参加取り組んでいる。続いて平成一五年度にも男性を含むグループが誕生している。

生活研究グループとは別に、平成一二年度に定年帰農者二名が老後の楽しみを模索して夢を語り合い「久万山だんだん市」という農産物直売所を設立した。平成一四年度には久万町内外を問わず出荷会員が二〇名にまで増えた。栽培から出荷、市の運営、管理等を多岐に渡り、出荷会員も増えたことから管理面での労働加重など課題もあるが、売上も年々増加し消費者だけでなく地域高齢者にとっても生きがいの場となっている。

グループ名と会員数 平成一六年四月一日現在

すみれ(管生)	二名
月見草(野尻・管生)	五名
明杖(上畑野川)	七名
しだれ桜(露峰)	二名
さくら草(野尻・久万)	七名
コスモス(父野川)	五名
チェリーズ(下畑野川)	三名
クローバー(管生)	五名
あじさい(直瀬)	一〇名
河之内(上畑野川)	六名
古里山菜(畑野川)	二名
ひまわり(上畑野川)	八名
つくしの里(上直瀬)	一〇名
有明神(ゆうめいじん)(東明神)	六名
すずらん(上野尻)	三名
ひばり(上野尻)	三名

第三章 林業

一から八まで増補改訂版参照

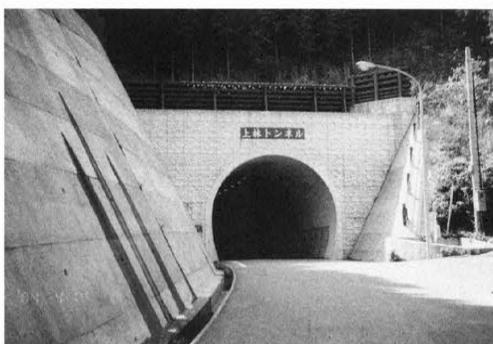
九 峠越林道「上林・河之内線」開通

林道「上林河之内線」は、重信町の上林地内から、重信町・久万町境を通り久万町の上畑野川地内に至る、基幹林道である。

本林道は、両町境に広がる一、四三九畝におよぶ広大な森林の、適正な管理を行い、林業経営の合理化を進めるとともに、山村の活性化と産業振興を図るため、平成四年度から広域基幹林道として、県営で建設工事に着手し、平成一二年八月二二日に開通した。

総延長八、四〇六・六畝（内トンネル八五九・七畝）、幅員四・〇畝（トンネル区間六・〇畝）、事業費は三三億五、八八四万円である。

一〇、一一は増補改訂版参照



上林トンネル

一二 町森林再生支援事業（平成一四年度～一六年度）

荒廃する森林を再生し、持続可能な森林の管理経営と健全な山林育生に努め、水源かん養や環境保全等、公益的機能の増進を図る目的で、郡内が連携して除・間伐事業を実施する。

依然、本事業実施に対する林家の要望が強く、一六年度を最終年度として実施する。

補助金の適用条件

○ 久万町に所在する私有林であって、一六～五〇年生のスギ・ヒノキ人工林とする。

○ 施業は、森林組合・いぶき・自家労力等は問わないが、本数で三〇畝以上伐採すること。

○ 同一世帯で一年に申請できる面積を五畝までとする。

○ 過去五年以内に各種補助金を受けていない山林であること。

補助金額 一畝当たり 一万円が山林所有者に支払われる。

事業量及び総事業費 三〇〇畝 三、四五〇万円（町費）

申込み先 久万広域森林組合

申込み期限 その年度の五月三十一日

一三 ふるさとの森事業のその後

久万町が町有林を都市住民と分収契約して、林業経営に参加してもらい、二〇年満期で皆伐、出資口数に応じて収益を配分するという「ふるさとの森事業」は、三次にわたる契約分のうち、一・二次分が平成一五

年度中に満期を迎える。ところが、伐採した場合の予想収益は一口(三〇万円)の約一割しか還元できず、今後の見通しもたまたない事から、町は平成一八年度に満期を迎える三次分も含め平成一四年度末で契約を解約し、費用負担者に出資金を全額返還して、立木の権利を受け取る方向を打ち出した。

平成一四年一月三日から同月二三日の間で、東京会場を皮切りに大阪、広島、久万、愛媛県東予、南予の六会場で理解を求める報告会を開催した。報告会では、(一)契約当時の概要(二)除・間伐などの施業の実施状況(三)山林調査により伐採した際の価格算出方法(四)アンケート調査結果報告(五)質疑応答・意見交換等を行った。

同事業の目的・趣旨については、平成元年発行の『久万町誌』に記載しているが、説明会には会員八三〇人中三四二人が参加している。利益が上がらなかった事について厳しい指摘も予想されたが、会場からは主に▽木材価格低迷の主な要因はなにか▽木材に付加価値をつけて販売してはどうか▽ふるさとの森の立木は今後どうするのか▽計画時の予想がうまくいったのか▽投資にはリスクが付きもの、元金が返ってくるのであれば感謝したい▽木材を建築用材以外に研究はしているのか▽久万町の誠意ある判断に対する感謝▽少子高齢化対策、若者の定住促進対策はどうしているのか▽長年の特産物の贈り物に対するお礼▽特産物を有料で構わないので希望を取りまとめ継続してほしいーと言った意見が目立ち「利子を付けて返還を」といった声はごく一部に留まり、解約の際に最も必要な「会員の理解」はほぼ得られた。

会員から集まった費用負担額は計二億九、四九〇万円。これを利用し

た積立金は、起債の一括償還や観光資金に活用。約一億六、四二二万円が残っているが、差引額一億三、〇六七万円を各種基金等を取り崩すなどして解約に対応、事務処理を完了した。

「ふるさとの森」は人々の目を森林に向かわせる素晴らしいアイデアには違いなかった。しかし、予想外の木材価格の低迷、経済変化の荒波が、自治体の取組をすっぱり飲み込んでしまった。

民有林や公有林まで手の入らない放置林が急速に広がり、林業をとりまく環境は益々厳しい状態にある。木材が消費されない限り林業の担い手は去っていく。このことから、森林の持続的経営・山村を活性化させる森林交付税の創設や、国産材の消費拡大につなげる法制度・枠組みを早急に整備してもらおうための、地元の強力な働きかけが必要である。

一四 愛媛県林業試験場

久万町に移転

1 移転の経過

四国縦貫自動車道の路線計画が、川内町内の林業試験場用地内を通ることが明らかになったため、愛媛県は、昭和六十二年に「林業試験場整備検討委員会」を設置し、新しい林業試験場のあり方について検討を行った。その結果、来るべき二一世紀に向かって十分機能できるように「本県の森林・林業・林産業の特性を十分に踏まえた実用技術の開発を通じて、林業・林産業の振興と県民生活の充実に資すること」を基本として

① 用地選定条件。

② 用地の規模は、一五畝に拡大する。

③ 試験研究・情報処理及び教育研修機能の大幅な拡充・強化を図る。
以上三点を骨子とした提言を行った。

これらの方針を受け、昭和六三年四月に、移転整備にかかるプロジェクトチームが編成され、具体的な移転作業にとりかかった。

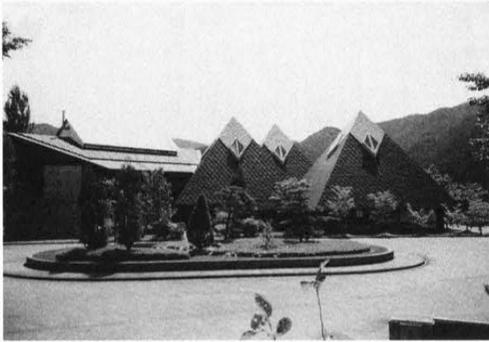
まず、これらの期待に沿った施設整備を行うためには、一般県民にとって親しみやすく、かつ、林業・林産業者が利用しやすい場所として、数カ所検討の結果、愛媛林業を代表する地域である、久万町内の現在の場所に決定した。

移転実施にあたり、県は、昭和六三年九月末に久万町と実施協定の締結を行い、久万町の協力のもと用地買収の交渉が始まった。

そして、平成元年度から二カ年間をかけ、造成整備が行われ、平成二年三月三〇日展示研修館竣工、平成二年八月一〇日本館竣工、平成二年一月三〇日本材実験棟等付属施設竣工と整備され、新たに、木材加工利用部門の新設及びバイテク・森林機能保全部門の拡充がはかられ、平成二年一二月一日から、現在地での正式業務が開始された。

2 組織・人員

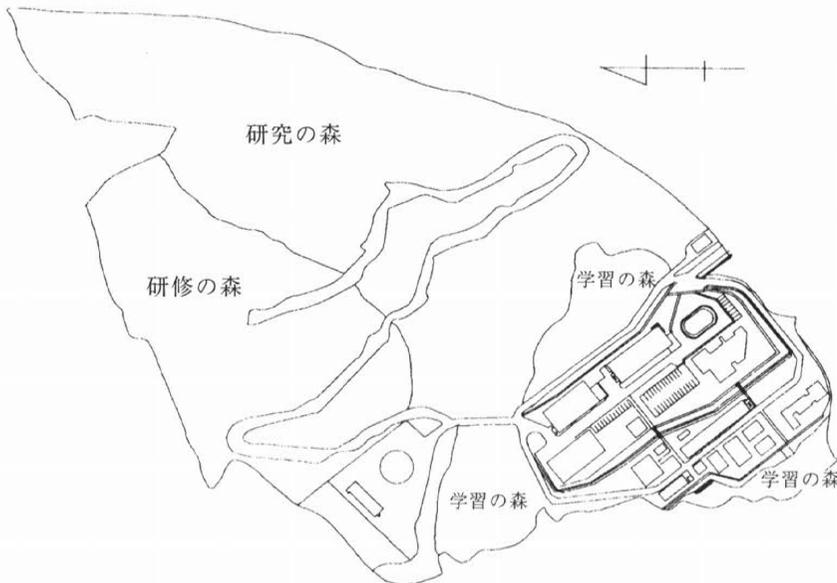
平成二年度は、清水敬場長以下、二二名の人員の下、年内久万町への



愛媛県林業試験場 展示研修館

試験地等配置図

[本 所]



移転を目的に、当面、川内町で試験研究業務と合わせて、移転整備の業務を平行して行った。

平成三年度からは、武智勇場長の下、林業試験場の機能が完全に整備されたため、木材加工とバイテク部門を拡充し、研究員を二名増員し、二四名体制で取り組んだ。

その後、平成七年度末には、南予分場が廃止され、平成八年度からは、岡田得多場長の下、林業従事者の減少・高齢化に対処するため、高度の技術を身につけた若い林業者の育成を図るため、総務課に研修係が設けられ、二七名体制に拡充された。

3 業務体制

林業試験場整備検討委員会の検討結果に基づき、

- ① 施設整備と研究員の確保及び資質の向上等、試験研究機能の強化
- ② 県民に開かれた試験場として、情報処理機能の強化
- ③ 特殊な環境のもとにある林業労働力と労働安全衛生の確保に必要な技術研修・研修成果の実証展示など、教育研修に機能の強化が図られ、これまでの林業経営・造林・森林保護・徳用林産・森林機能保全部門に加えて、新たに木材加工利用部門が新設され、合わせてバイテク・森林機能保全部門が強化された。

また、一般県民に開かれた林業試験場とするため、森林・林業・林産に関する展示研修施設を、学習の場として活用することとなった。

その後、平成四年四月からは、林業試験場における研究指導体制を明確にするため、ライン制がとられ、「研究指導室」が設置された。

平成七年度からは、林業従事者の減少・高齢化に対処するため、高度な技術を身につけた若い林業者の育成を図るべく、新たに、研修施設の整備が行われ、翌、平成八年四月から、総務課に研修係が設けられ、本

格的に若い林業担い手の人材育成の研修がスタートした。
〔現在の研究・研修体制〕

平成一四年四月一日の機構改革により、森林・林業の活性化に向け、森林・林業に係る研究・研修・普及指導活動を一体的に取り組めるよう、林業試験場と緑化センターが統合され、組織名が「森林技術センター」と改称され、これまでの総務課・研究指導室に、研修課が新設され、総勢三三人体制で取り組んでいる。

1 組織



一五 中予山岳流域活性化センター

設立の経緯

平成二年、林野庁より「森林の流域管理システム」構想が提起された。この構想は①河川の流域を単位として、②国有林と民有林を一体として

捉え、③木材の生産から加工・流通さらには都市部に至るまでの各関係者の合意形成に基づき、広域的な森林・林業の振興策を講じていこうというもので、④市町村が各種関係者の組織化に努めるという役割を担い、⑤協議会方式によって各種の事業を推進していくこととされた。

この構想は、翌平成三年の「森林法」の改正によって具体化し、日本全体が一五八の流域に区分され、推進のために各流域には「流域林業活性化センター」を設置することになり、この動きを受けて、当流域の五町村においても平成三年に「中予山岳流域林業活性化センター」（会長久万町長）並びに森林組合等関係団体で構成される同流域活性化協議会が設立された。

活性化センターの取り組み概要

一九九一（平成三年度）

現状と問題について検討し、基本的な方向性についてのとりまとめを行った。「中予山岳流域林業活性化基本方針書」を策定。

一九九二（平成四年度）

計画の具体化に向け、次の課題ごとに分科会を設置し、検討した。

森林施業の共同化・木材安定供給体制整備

林業技術者・労働者の養成確保及び基金設立

林業機械化・基盤整備

大規模流通加工体制整備

森林組合再編整備

民有林・国有林協力的体制整備

一九九三（平成五年度）

分科会の検討結果を踏まえ、主要課題を絞り込んでプロジェクトチームを結成した。

森林施業共同化・機械化プロジェクトチーム

第三セクター設立プロジェクトチーム

大規模流通加工基地プロジェクトチーム

独立した事務局を設置した。

「先導的流域」の選定を受けた。

「産地形成型林業構造改善事業」の地域指定を受けた。

一九九四（平成六年度）

引き続きプロジェクトチームでの検討を継続した。

一九九五（平成七年度）

引き続きプロジェクトチームでの検討を継続した。

林業担い手会社「株式会社いぶき」が流域全体に拡大発展した。

「流域林業推進モデル事業」の地域指定を受け、着手した。

一九九六（平成八年度）

引き続きプロジェクトチームでの検討を継続した。

「久万広域森林組合父野川事業所」用地の設計を開始した。

一九九七（平成九年度）

「久万広域森林組合父野川事業所」用地の造成を開始した。

一九九八（平成一〇年度）

「久万広域森林組合父野川事業所」製材工場の建設を開始した。

一九九九（平成一一年度）

「町村単独作業道開設補助」を創設（流域内五町村）

「木材供給圏確立型林業構造改善事業」に着手した。

「久万広域森林組合父野川事業所」

製材工場、剥皮施設、ボイラー施設、乾燥施設、乾燥材養生倉庫、第一乾燥材加工場、内装材加工場、管理棟、場内舗装を整備した。

二〇〇〇（平成一二年度）

「久万広域森林組合父野川事業所」

第二乾燥材加工場、集成材加工場、製品保管倉庫、乾燥施設場内舗装を整備した。

二〇〇一（平成一三年度）

「久万広域森林組合父野川事業所」

乾燥施設、場内舗装を整備して、全ての整備が終了した。

一六 ふるさと創生事業

1 第三セクターによる株式会社「いぶき」

設立の背景

久万町の林業は、農業と林業の複合経営の形態がほとんどで、一所有者当たりの平均山林保有面積は、およそ三畝と小規模のため、農閑期を利用して自力で造林・保育作業が行われていた。

昭和五五年頃から、農林業の後継者がほとんどみられず、この一〇年間で林業従事者が半分になるなど高齢化が急激に加速した。そうした中で、森林組合作業班の森林施業が、いっそう重要視されることとなった。しかし、作業班としてその例外ではなく、従事者の平均年齢は六〇才近くになってきた。このように、将来の林業労働力の確保は極めて厳しい状

況にあり、今後の森林管理水準の低下が懸念されていた。

そこで、このように深刻化した林業の担い手不足と高齢化問題を解決するため、ふるさと創生事業費一億円などを投入して、平成二年八月に第三セクターの株式会社「いぶき」が設立された。

また、平成七年九月、他の上浮穴四ヶ町村も出資、広域化を進め、事業の拡大が図られた。

「いぶき」の概要

若者たちが誇りを持って農林業で安心して働ける職場環境をつくるため、サラリーマンなみの福利厚生と通年雇用体制を確立している。

●雇用条件

○勤務時間 朝八時始業、午後五時現場終業、日曜・祝日・土曜は休み。
年次有給休暇制度有り。

○報 酬 月給制（行政職（二）給与表を採用）、役場なみの手当

ボーナスは年二回

○福利厚生 各種社会保険と退職金積立に加入 定年は満六〇歳

社員数 平成一五年四月現在の社員数は四一名（平均年齢三二歳）

現在行っている業務

○地拵え、植林、下刈り、枝打ち、除伐等の森林施業

○素材生産搬出

○林内作業路の開設

今後予定の業務

○林産物の加工販売

○機械による農耕及び収穫作業

●株式の状況

- ① 当社の発行する株式の総数 六、六〇〇株
- ② 発行済株式数 六、三一六株
- ③ 資本金 三億一、五八〇万円
- ④ 株主数 四七〇名
- ⑤ 株主の状況

久万町	一、八七二株	松山市農業協同組合	二〇株
面河村	六七四株	えひめ中央農業協同組合	六株
美川村	九〇五株	久万町農林家・一般	五八二株
柳谷村	七三一株	面河村農林家・一般	二四株
小田町	一、一五五株	美川村農林家・一般	四三株
久万凶荒予備組合	二〇株	柳谷村農林家・一般	二五株
久万広域森林組合	一九六株	小田町農林家・一般	六三株

一七 平成年代素材生産の推移

昭和六〇年代の民有林素材生産量は、年間五万立方メートルで推移してきた。

平成二年には、林業請負会社「いぶき」の設立があり、民間の間伐意識の向上などがみられたのか、平成三年以降は、年間八万立方メートルの大幅な素材生産量の増加がみられ、特に平成八年度は、一〇万立方メートルを超える生産量をみた。

平一〜一二年度は減少傾向を示したが、平成一四年度からは、町単独事業「森林再生支援事業」で、除・間伐促進が図られるため、素材生

産の増加が見込まれている。

民有林 素材生産量の推移 (単位：m³)

年度	素材生産量
昭和61年	56,956
62	53,876
63	20,612
平成元年	56,082
2	71,475
3	80,359
4	83,844
5	84,000
6	86,050
7	87,500
8	100,639
9	97,177
10	82,464
11	56,448
12	62,996
13	73,161

一八 平成の林道開設事業（補助対象）

平成に入ってから林道開設事業は、受益者の開設要望等もあって、年度によって多少のばらつきが有るものの、平成八年度の三億二、五〇〇万円をピークに、年間一〜二億円の事業費で推移している。

平成元年から一四年までの年間平均開設事業費及び道路延長は、事業費で、一億八、四〇〇万円、道路延長が、二、九九〇メートルである。

林道事業（補助対象）

年度別	事業費 (千円)	延長 (m)
昭和63年	175,974	3,898.40
平成元年	216,000	4,195.90
2	211,000	4,322.40
3	212,000	5,287.40
4	196,160	4,614.00
5	170,000	2,763.00
6	129,000	1,879.30
7	260,000	3,868.90
8	325,192	4,318.40
9	93,490	1,068.20
10	129,930	1,446.20
11	120,000	1,390.60
12	110,000	1,151.90
13	215,000	2,656.90
14	195,000	2,899.20

ア. 久万町林道一覧表

(平成16年4月1日現在)

番号	路線名	位置	幅員 (m)	延長 (m)	利用区域		密度 (m/ha)
					面積 (ha)	蓄積 (m ³)	
36	普生宮ノ前	普生	4.0	1,628.7	120	13,300	13.6
37	大 堂	二名	4.0	428.8	56	12,500	7.7
38	西ノ川	露峰	3.0	1,251.9	63	6,180	19.9
39	下古台	直瀬	2.8	1,300.2	224	37,196	5.8
40	サイコノ谷	普生	2.8	1,405.3	62	10,324	22.7
41	大 王	直瀬	3.0	2,087.9	52	7,620	40.2
42	ホーチ谷	二名	3.0	1,353.5	50	7,903	27.1
43	猴 口	直瀬	3.6	364.2	72	7,880	5.1
44	寺 野	父野川	3.6	60.0	51	5,900	1.2
45	白猪谷	直瀬	3.6	245.0	56	8,640	4.4
46	ナラゴ支	二名	3.0	97.8	32	4,840	3.1
47	中野支	露峰	3.0	120.0	31	6,150	3.9
48	本 谷	直瀬	3.6 3.0	1,306.8	32	4,530	40.8
49	中 村	露峰	3.6 3.0	1,878.6	38	3,746	49.4
50	永 久	二名	3.6	274.0	31	3,714	8.8
51	新開山	下畑野川	3.6	542.0	32	4,440	16.9
52	浦 林	普生	3.6	270.0	31	2,285	8.7
53	カナグイ	二名	2.8	1,832.3	126	10,737	14.5
54	トヤガ森	〃	2.8	3,372.6	102	9,715	33.1
55	菜 畑	直瀬	3.0	1,000.7	52	4,600	19.2
56	芋坂支	父野川	2.8	1,267.0	60	8,771	21.1
57	千子田	直瀬	4.0 3.0	2,499.0	78	11,389	32.0
58	瀬戸上厚	二名	4.0 3.0	851.9	35	6,890	24.3
59	東山宝山	上畑野川	3.0	2,644.5	85	88	31.1
60	笠松谷	普生	3.0	419.4	41	5,185	10.2
61	下古台支	直瀬	3.0	520.0	48	4,110	10.8
62	トヤガ森支 1号	二名	3.0	367.7	32	1,416	11.5
63	大 藪	直瀬	3.0	841.9	38	4,493	22.2
64	西峰支	下畑野川	3.0	344.6	31	3,148	11.1
65	向 井	露峰	3.0	503.8	36	2,938	14.0
66	東 奥	上畑野川	3.0	693.7	42	5,280	16.5
67	千本川之内	〃	4.0	5,676.6	231	32,735	24.6
68	カガミヤ	直瀬	3.0	821.8	32	3,889	25.7
69	中組奥	東明神	3.0	1,546.5	50	4,491	30.9
70	入 野	入 野	3.0	1,758.0	134	22,639	13.1

番号	路線名	位置	幅員 (m)	延長 (m)	利用区域		密度 (m/ha)
					面積 (ha)	蓄積 (m ³)	
1	皿 木	東明神	3.6	36.0	274	25,827	0.1
2	銭々川	上畑野川	3.6	434.9	109	6,856	4.0
3	西ノ川	直瀬	3.6	275.0	113	12,600	2.4
4	大 峯	〃	3.6	1,210.0	145	11,354	8.3
5	桂ヶ森	二名	3.6 4.0	1,813.0	193	13,014	9.4
6	元井谷	〃	4.0 3.6	2,808.0	122	9,563	23.0
7	タイノ谷	〃	3.6	580.0	52	2,400	11.2
8	ナバラ	上野尻	3.6	520.0	55	5,100	9.5
9	かごばら	普生	3.6	627.6	154	10,061	4.1
10	中野村	〃	3.6	410.0	120	8,600	3.4
11	本 組	東明神	3.0	2,523.2	87	7,647	29.0
12	柳 井	下畑野川	3.6 3.0	3,183.9	103	21,931	30.9
13	水 鶏	直瀬	3.0 3.6	723.2	133	4,700	5.4
14	中 村	下畑野川	3.6	220.0	53	2,600	4.2
15	古台山	直瀬	3.6	1,653.0	402	51,520	4.1
16	槇ノ川	西明神	3.6	482.0	124	3,650	3.9
17	田 辺	直瀬	3.0 3.6	4,980.2	146	13,320	34.1
18	(支線) 椈ノ木	東明神	3.6	3,612.70	153	21,004	23.6
19	柏 谷	二名	3.6 3.0	1,868.70	74	7,820	25.3
20	菊ヶ森	上畑野川	3.6	2,225.70	78	6,644	28.5
21	芝ノ浦	直瀬	3.6	403.0	55	6,120	7.3
22	土橋谷	〃	3.6	2,510.3	75	7,820	33.5
23	草 木	二名	4.0	2,130.5	161	16,338	13.2
24	西 峰	下畑野川	4.0	2,806.8	143	9,028	19.6
25	下元井谷	二名	3.6 3.0	1,407.9	41	4,089	34.3
26	上厚支	〃	3.6 3.0	3,164.7	49	3,946	64.6
27	猪 谷	上野尻	4.0	1,219.3	54	9,440	22.6
28	穴 神	二名	3.6	304.5	30	5,860	10.2
29	梅ノ木谷	〃	4.0	1,455.0	95	12,800	15.3
30	嵯 峨 山 三 本 松	下畑野川	4.0 3.0	3,579.8	87	10,673	41.1
31	市ヶ峠線 中村コース	露峰	3.6 4.0	2,742.0	56	7,740	49.0
32	市ヶ峠線 若宮コース	〃	4.0	218.0	54	7,209	4.0
33	明 杖	上畑野川	4.0 2.8	1,926.1	45	3,880	42.8
34	(三坂富重線) 三 坂	東明神	4.0	1,706.3	528	42,118	3.2
35	ナラゴ	二名	4.0 3.0	1,111.1	51	3,182	21.8

番号	路線名	位置	幅員 (m)	延長 (m)	利用区域		密度 (m/ha)
					面積 (ha)	蓄積 (m)	
96	ヒウラ	父野川	3.0	553.4	16	5,572	34.6
97	サルノ菜畑	直瀬	3.0	780.9	31	6,344	25.2
98	皿木支	東明神	3.0	1,002.2	32	3,371	31.3
99	馬路	菅生	5.0	281.0	38	6,230	7.4
100	一本木	露峰	3.0	347.3	32	3,226	10.9
101	トマリダキ	々	3.0	324.1	39	7,794	8.3
102	堂ノ窪	直瀬	3.0	378.4	33	5,412	11.5
103	タイノ谷線 1号	二名	3.0	181.7	59	5,185	3.1
104	(支線) 房代野	直瀬	3.0	956.1	46	5,168	20.8
105	杖ヶ谷	二名	3.0	1,292.5	50	11,484	25.9
106	黒沢	々	3.0	158.8	33	6,353	4.8
107	奥河之内 運越	上畑野川	3.0	549.4	34	3,010	16.2
108	上林河之内	々	4.0	4,608.6	885	148,738	5.2
109	高空中組奥	東明神	3.0	299.8	35	3,280	8.5
110	八野	々	3.0	759.0	34	3,186	22.3
111	皿木高山	々	3.0	2,328.6	79	14,987	29.5
112	安田	父野川	3.0	3,120.5	44	12,638	70.9
113	大成	二名	3.0	1,968.4	38	6,524	51.8
114	北条	西明神	3.0	2,592.8	85	23,545	30.5
115	サルノ口 菜畑線1号	直瀬	3.0	1,439.5	43	10,614	33.5
116	御調	父野川	5.0 7.0	305.3	48	16,084	6.4
117	イロ谷	上畑野川	3.0	1,196.4	44	13,002	27.2
118	西ノ河真弓	露峰	3.0	1,700.2	72	25,010	23.6
119	落合	々	4.0	1,565.7	61	19,910	25.7
120	市ヶ峠	々	4.0	1,301.0	37	12,757	35.2
計	120路線			162,305.1	9,914	1,303,476	16.4

番号	路線名	位置	幅員 (m)	延長 (m)	利用区域		密度 (m/ha)
					面積 (ha)	蓄積 (m)	
71	馬酔谷中村	下野尻	3.0	1,930.9	99	19,909	19.5
72	古屋	上畑野川	4.0	261.8	32	2,379	8.2
73	トヤガ森 支2号	二名	3.0	530.1	31	3,000	17.1
74	トヤガ森 支3号	二名	3.0	810.6	32	2,086	25.3
75	運越支	久万町	3.0	980.2	69	9,911	14.2
76	カナグイ支	二名	3.0	379.3	30	1,715	12.6
77	割石	西明神	3.0	2,268.6	76	13,090	29.9
78	ヤケゴヤ	直瀬	3.0	398.4	33	2,049	12.1
79	宮の前落合	菅生	3.0	3,400.1	113	14,676	30.1
80	サイコー の谷	二名	3.0	790.0	33	3,739	23.9
81	梅ヶ谷永子	直瀬	4.0	4,734.3	343	80,394	13.8
82	竹屋敷	々	3.0	583.6	33	4,800	17.7
83	クサリダキ	露峰	3.0	475.3	34	3,256	14.0
84	横山	々	3.0	806.3	35	4,621	23.0
85	奥西山	父野川	3.0	603.2	33	3,816	18.3
86	サキ谷	二名	3.0	2,116.0	48	8,527	44.1
87	河合	下畑野川	3.0	636.6	34	3,191	18.7
88	池の越	直瀬	3.0	1,371.3	35	3,488	39.2
89	嵯峨山南	下畑野川	3.0	304.5	32	4,344	9.5
90	向井支	露峰	3.0	905.0	32	4,186	28.3
91	高空中	上畑野川	3.0	2,884.4	34	5,939	84.8
92	千本川之内 支	々	3.0	706.4	45	7,307	15.7
93	改正	直瀬	3.0	403.9	33	3,090	12.2
94	本組支	東明神	3.0	1,299.1	65	8,227	20.0
95	菅生峠御堂	下畑野川	3.0	4,284.5	82	20,196	52.3

第四章 商工業

一、二は増補改訂版参照

三 商店の大型店舗化

大店法の改正等により久万町へも外資系量販店が進出してきた。それまでは久万農協が昭和四九年にAコープを開店、それと前後してライフシヨップ、久万シヨッピングセンター、平成に入るとブックセンターなど内資系のシヨッピング店が開業するなど自然発生型商店街に変化が現れていた。

① Yシヨップ

決して大型店舗とはいえないがこのような小さい町にも食品量販店が進出してくる時代となった。伊予鉄系列。

売場面積 約三〇〇平方呎

開店日 平成一四年三月

② コーナン

全国的チェーン店をもつコーナンが四国に出店することは現時点ではめざらしく今後の展開が期待

されるところであるが地域住民にとっては好都合、利便性と生活向上意



Yシヨップ

識に変化がみられるところである。

売場面積 九九〇平方呎

開店日 平成一五年

③ サークルK

四月一日

中食産業の発展はめざましく、町内二店目の食品量販店の出店である。これからは、味、価格、多品目、安心安全の時代か。農村にいぶく、ふるさとの味、おふくろの味、各家庭に残るこだわりの食を見失なわれないような利用こそ大切な時代となりつつある。

営業時間 二四時間

売場面積 約三五〇平方呎

総面積 一、六七一平方呎

開店日 平成一六年

一月二三日



サークルK



コーナン

第五章 観 光

一、二は増補改訂版参照

三 観光施設

1から6まで増補改訂版参照

7 観光農業

① 新しい観光リング園を求めて

久万町にリング園が栽培されるようになったのは昭和三三年のことである。竹森真一さんが高知県から苗を取り寄せ栽植されたのが始まりである。最初は阿波三号など久万の気候に適した品種とはいいがたいものであったがその後の改良と研究によって久万に適した品種に変わってきた。

現在では、フジ、津軽、光玉、陽光など味形など本場長野産に劣らないものに成長した。

観光産業として現在ではリング園を中心として、ナシ、ブドウ、クリ、大根、イチゴ、サツマイモ、トウモロコシ、ブルーベリー、プラムなど昔から受け継がれてきたもの、新しく導入されたものなどこの気象に合ったものの開発に力を注いできたところである。

中でも竹森ガーデンでの取り組みはこれからの観光農業に新しい活路を示しているのではないか。体験交流型オーナー制度の取り組みをみてみよう。

今までの「味覚狩り」のあり方は、不特定多数の方を対象として、

「入園料を払って入園、自由にすきなだけ食べていただき、持ち帰り分は別料金」が一般的であったが、これでは、味と個人、単なる買い手と売り手との関係から脱することは難しく、作る人の心意気、その風土や人情にふれにくいことが難点となっている。

体験交流型樹のオーナー制度。

リング園又はブドウの樹一本又は二本を丸ごと期限付きで特定の方に貸与する。その樹丸ごとオーナー

制度は、契約の期間内はその全部の権利がオーナーに帰属し、管理育成から摘果、袋かけ、もぎ取りまで自分の自由になるのである。

そのため、夏から秋にかけて、親子、夫婦、一家そろって園に来て思う存分自由な労働の中で英気を養い収穫を楽しむことができるのである。

労働で汗を流し、地元の人とのふれあい、育てることの楽しさと収穫への期待感自然環境や農村景観保存とも結びつき、都市住民との接点は増すのではないか。

ワインオーナークラブも結成。長野県の酒造会社とも提携。自分で育てたブドウでワインを楽しむことも出来る。

② さわかか久万高原観光園

○明神リング園Ⅱ陽光を中心に栽培。できたリング園はだんだん市で。



竹森ブドウ園

○竹森ガーデンⅡリンゴとブドウとワインの園。ブドウをはじめて七年目。二・三畝。

○久万農業公園アグリビアートマト（赤ずきんちゃん）、イチゴ、サツマイモ、花の苗。

○渡部なし園Ⅱ新高ナシが中心、水々しい豊水。

○ふるさと旅行村リンゴ園Ⅱふるさと村オリジナルのリンゴシャーベツト、お食事もできる。

○狩場苑Ⅱクリ、サツマイモ、宿泊もできる。

○正岡観光リンゴ園Ⅱゴールデンデリシャス、津軽など自家堆肥や木酢活用、安全でおいしさいっぱい。

○日野観光リンゴ園Ⅱ早生の津軽、千秋、陽光、おく手のむつ、王林などお客さまの好みの味。

○青木農園Ⅱリンゴの他に大根、サツマイモ、プラム、ブルーベリー、トウモロコシなど多品種目。

その他に掘り取りサツマイモ園、トウキビのもぎ取り園なども生まれつつある。

今、農村は優良な農地を持ちながら人手不足で農村としての役割を果たし得ない時が来るのではないかと危惧している。こうした時に都市住民を農村に滞在型農業応援者を募る手立は必要である。

都市の人は田舎ののどかな風景や暮らしに触れ、心の故郷を再発見する「場所」となれば農村の新しい役割の発見となる。



ふるさと村りんご園

8 観光と体感施設（平成年間の動向）

都市と農村との交流、農山村での体験、滞在型観光地づくりをさらに充実させるとともにグリーン・ツーリズムを推進するための民間施設の造成。町有林を活用して花木を主体に落葉樹を植栽した「二世紀の森」を整備し、都市住民が木に親しみながら学習し健康づくりに励み、リフレッシュする場を養育する。

山の自然と生活文化を体感できる、ふるさと旅行村や久万農業公園アグリビア。質の高い文化に触れられる、久万美術館などの施設を中心として都市との交流を深める。

夏から秋にかけては、久万高原の味覚が満喫できる観光農園での、ぶどう、なし、リンゴ、とうもろこし、くり、さつまいもなども収穫体験できる、「観る」観光から「体験する」観光に。物産品とともに思い出も持ち帰っていただく観光を目指している。

久万高原の年間行事・イベント

3月中旬	伊予ダケ刈取、山焼き (露峰イヨス山)
3月下旬	久万町長杯ラグビー大会
4月上旬	ふもと温泉さくらまつり
5月3～5日	やまなみ街道フェスティバル (ふるさと村こどもまつり他)
6月中旬	町花「ささゆり」見頃
7月毎週	土曜夜市(商店街)
8月上旬	納涼まつり (久万おどり、花火大会、 御用木まつり)
9月中旬	りんご狩り始まる
10月中旬	久万林業まつり(久万公園他)
10月下旬	ふるさと村秋まつり
10月下旬	久万高原マラソン大会
11月1・2日	地方祭(全町)
12月上旬	スキーシーズン始まる

四 観光協会の活動

観光協会の役割は益々重要となり、上浮穴の特色をいかした、自然・清流・空間をいかに組み合わせ観光産業へと発展させるための努力が大切であろう。

観光、信仰、健康は万人の希求するところ、先人が長い年月をかけて造り上げた歴史の産物を後世に残すのは自分たちの使命と立ち上がり二年がかりで完了した。

後記々事は

埋もれた財産復活

平成一六年一月一日付の愛媛新聞に掲載されたものである。

郷やしの里を巡つては、地域の財産を守り、観光資源として生かそうと、上浮穴郡久万町観光協会（竹森英輔会長）はこのほど、同町に残る「久万新四国八十八ヵ所」の約二年にわたる調査を終え、各礼所に標柱を立てた。

昭和5年完成「久万新四国八十八ヵ所」踏査2年 標柱設置

町の保存状態や石仏の有無などを調べた。現在も近くの人がお供えを続けている。石仏の一体がなくなっていたり、雨ざらしになっていたりと、保存状態が各所で異なっていることが確認された。

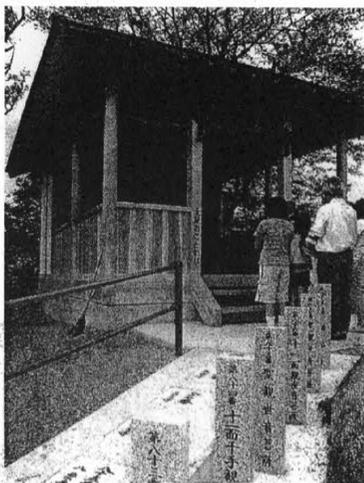
1 新しい観光資源 大師堂

東明神、仰西渠の川向いの広場に平成一六年五月五日、お砂踏み、山道付き高野山奥之院「大師堂」が完成した。

後記々事は平成一六年五月七日付の愛媛新聞掲載の記事である。

大師堂 寄付募り再建

□ 久万のミニ四国霊場 □
「お砂踏み」も完成



再建された久万新四国八十八ヵ所の高野山奥之院「大師堂」と「お砂踏み」

上浮穴郡久万町のミニ四国霊場「久万新四国八十八ヵ所」の高野山奥之院「大師堂」が同町東明神に完成し、関係者約三十人が集まって五日、落成式が営まれた。

久万新四国は大正から昭和初期にかけ、地域住民が本四国を回れない人々のために、町内全域に札所を設置した。新たな観光資源の開発に取り組んでいた町観光協会が二〇〇一年、総延長約百キロの久万新四国を踏査。一部の札所は朽ち果て、戦後の台風で崩壊していた。完成した大師堂は、木造で、高さ約四十平方メートル、正面奥に弘法大師の石像を置いた。お堂にはながる約百メートルの坂道には、山崎さん、住民ら本四国八十八ヵ所の砂を埋めた「お砂踏み」があり、各寺院などが書かれた標柱を立て、低部焼の陶板を敷いた。

山崎さんは「大師堂再建は皆さんのおかげ、郷やしの里の拠点として、お堂を大切に守り続け、新四国の発展を願っています」と話している。

久万新四国施主一覧表

1985年久万中郷土クラブの調査による。
 ○○は不明文字を示している。誤読にお気づきの方はお知らせください。

第五章
 観
 光

番	久万新四国八十八か所	施主	番	久万新四国八十八か所	施主
1	金子喜太良・露口高蔵・宇都宮米蔵・露口佐太良・正岡孫エ		45	西森虎吉・全イマ	
2	正岡早太郎・渡部源次郎・佐伯傳六・平岡三嘉エ・全ミツル・門田平蔵		46	宮ノ前組中	
3	正岡音五良外五人組・カジヤ四人組		47	宮ノ前組中	
4	細川宇・北条組・六人組		48	宮ノ前組中・高野荒吉・橋本久吉	
5	北条組・○○○○・久万矢野源一郎		49	若本一義・中之村組中	
6	白方富エ・棟田忠次・全寅吉・藤原又次良・宇都宮セン・山内喜藤太		50	秋本宗義・中野村組中《香炉》中川ハマヨ	
7	宇都宮栄・全万太郎・宇都宮栄蔵		51	宮ノ前組中・大野定太郎・全信之《香炉》トモエ	
8	宇都宮弥平・露口政一・全秀一・宇都宮與平・山本峯三郎・全高三郎		52	高岡喜三良・真木禎次良・高野芳明・藤田熊吉	
9	佐々木徳只・重藤浄・正岡助太郎・全音松		53	不明	
10	大野重次郎・明神勘助・上○文作・重藤モトヨ・重藤石松・佐々木富太郎・片山磯次		54	高野リキ・高泉重吉	
11	重松長太郎・宮脇カズエ・村越辰蔵・正岡道太郎・大野次馬・山之内音五郎		55	土居鉄三郎・三好丈太郎・大西宗太郎・八木ヒデ	
12	和泉亀一・鈴木繁男・東棟田郎・佐々木喜太郎・小倉亀吉		56	今村宇(完)一・高野峰吉・正岡寛次郎・高野通矩・土居フサ・高野通曉	
13	山之内高蔵・宇都宮為吉・小倉寛造・全勘蔵・山之内利蔵		57	堂組	
14	山之内亀吉・山之内佐太良		58	金拆役雄・戸田秀一・渡辺秀一・野上やる・大野良吉	
15	山之内春吉・棟田猪太郎・山之内春吉・棟田猪太郎		59	野尻組・上野尻上組	
16	高門菊之佐・神野金次		60	上野尻上組	
17	加藤寅吉・山之内富太郎		61	上野尻上組	
18	丸山仲蔵・全常太郎・全義高・丸山仲蔵		62	○○○○	
19	上田国五郎・棟田雪太郎・山之内伊三郎・八木新太郎・渡辺武助		63	土居與次郎・曙町信者	
20	紛失?新規で記名なし		64	松田○○・曙町信者	
21	梅木クマヨ・正岡テイ・梅木栄太郎・全元次郎・正岡栄吉		65	西山太三郎・曙町信者	
22	正岡佐太郎・宇都宮大吉		66	興居島村小野池幾太郎・阿波国三好郡かモ村竹内アノ久万町村上利三郎・坪谷コウ・中田サダ・近藤亀太良	
23	大野友吉・石丸春太郎・武智佐一郎・大野倉蔵・大野磯吉・新崎金蔵		67	梅本浅良・谷亀つゆ・山田ヒサ・全健太郎	
24	無記名		68	下辻組中・○○○○	
25	本組中		69	浮田石太良・○松下サイ・吉田万蔵	
26	渡部安太郎		70	○○○○ ○○○○	
27	大森○○・大野豊		71	渡部太郎・全常由・和田大作・清水喜應・寺尾浅吉・金子伊勢松・石丸與平・土屋ソル	
28	大野貴蔵・○○○○		72	小林ダイ・一松完次郎	
29	新丸政次郎・高林鬼三郎・新丸篤衛・新丸為吉・藤井・大野		73	高岡○松・正岡ナカ	
30	北村組中		74	八鬼松次良・松田金五良	
31	北村組中		75	大野イヨ・大野良蔵	
32	北村組中		76	松下富老良・山岡藤吉	
33	北村組中		77	田村義一・大野○○・尾崎○○・高橋兼松	
34	久万菅生組・沼田○○		78	丸山クマヨ・窪田○五郎	
35	山本助太郎・天野○助・森本覚一・本田藤八		79	宇和上大三良・池野鹿之助・○○○○	
36	和田朝三郎・鈴木儀平・○賤男		80	中島真・田中執	
37	井上○○・井上金○		81	長田○○・赤田○○	
38	日野○治郎・正岡力太郎・山崎イシ・露口儀市・平家伊勢吉・影岡昌義		82	高田健次・橋本虎市・全○満	
39	井上廉太郎・井上富五郎・井上賤雄・白川庄太郎・白川寛三郎		83	宇和川ツカ・十川幸太郎・露口福太郎・露口義信	
40	石丸半三良・小西豊三良・日野富五良・日浦政太良・全和太郎・山下万太良		84	横ノ川組・久万町森川吉次・全カヨ	
41	西本○○・中川兼松		85	栄谷上組・宇都宮トクヨ(エ?)	
42	井上新太郎・井上キヨノ・日野末次郎・高野俊雄		86	石丸富蔵・宇都宮助一郎・正岡スエ・渡辺禹市・全ウメノ	
43	小倉長作・全初太郎・全喜次良・清水秀吉・大田○市		87	正岡ソヨ・正岡ナミ・正岡慶造・正岡信一・正岡傳	
44	小倉荒治・安部亀次郎・高松織蔵・浅木覚兵衛・水谷シシ・黒星ナヲ		88	正岡新太郎・全為三郎・全高之一・正岡歌次郎・石丸清太郎	

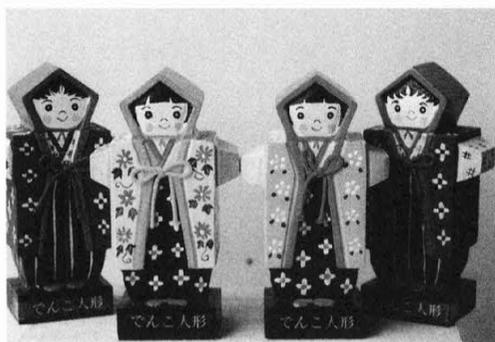
五は増補改訂版参照

六 特産物（名産、土産物）

1 から10まで増補改訂版参照

11 でんこ人形のその後

久万山のくらしと子供を象徴するでんこ人形は久万中学校（野村政良教諭）で創作され、昭和二九年に意匠登録も受けているが複雑な形状で加工に多くの手間と技術を要するために量産が困難であり永らく廃れていた。ところがこの度、久万町は木材の町、製材所で出る端材を活用して久万の民芸品としての人形復活ができないか、新しく誕生する久万高原町の顔にもなるはず。と取り組んだのは中田昭二（上浮穴木材協同組合理事長）である。それに呼応されたのが石田久孝（久万鉄工所社長）である。鉄工業の自動切削機の利用によって木材加工のネックになっていた量産化へ目処が立った。これぞ異業種との組み合わせの偉業であり、色付けも町内の女性が担当、ヒノキ、スギ、ケヤキなどの材料は組合加盟一二社が持ち寄り「純久万産」の人形の量産体制に入ったのは平成一六年三月である。



でんこ人形

まだまだ手作りの部分が多く、手間、暇がかかるが心をこめてのでんこ人形が新町の顔となり久万名産の一つとなることに大きな期待が寄せられている。

七 今後の課題

平成一六年八月一日には面河、美川、柳谷と久万の四町村が合併、久万高原町となる。この好機を見すごすことなく、それぞれの特色を生かした、面河溪、霊峰石鎚とスカイライン、山岳博物館、上黒岩遺跡、四番四五番札所、八釜、四国カルスト、久万美術館、ふるさと旅行村、農業公園、国民宿舎、ふもと温泉等を組み合わせた泊付観光ツアーの立案、季節によっては、リングゴ、芋掘り体験ツアー。

初夏のホタル、冬の雪とスキー場、無形文化財の川瀬歌舞伎と産業文化会館あるいは柳谷ドームなどを利用した定期公演、農村文化の究極を味わうことのできる観賞ツアーを組み都市住民を計画的に招へい、待つ観光から攻める観光へ転身したいものである。

三坂トンネルも平成一九年には開通の見通しである。冬期でもゲタ履きで往来できるタウンの町として定着できればと思う。

(四) 職員の内継

① 職員の内継 (平成一〇年四月一日現在)

職員別	組合名			
	松山市農協	川内町川上農協	久万農協	計
参事	一	一	一	三
営農指導員	一六	四	一三	三三
生活指導員	二		一	三
事務職員	三五八	二九	一〇八	四九五
小計	三七七	三四	一二三	五三四
臨時職員	一	三	五五	五九
合計	三七八	三七	一七八	五九三

② 内継の方法

ア. 合併期日における川内町川上農協および久万農協の職員は全員引継ぐ。

イ. 基本給は引継ぐ。

ウ. 諸手当は松山市農協基準による。

エ. 退職金は合併期日前日時点における引当金を引継ぎ、勤務年数も引継ぎ、支給は松山市農協規程による。

オ. 臨時及びパートについては個別協議による。

(五) 財産の内継方法

① 固定資産の再評価

再評価は行わない。

② 積立金

川内町川上農協および久万農協の合併期日の前日における法定準備

金、特別積立金は全額合併後の松山市農協に引き継ぐものとし、欠損金は持ち込まないものとする。

③ 有価証券の評価

有価証券については帳簿価額により引継ぐ。

④ 自己資本比率の確保

リスクアセット方式に據らず総資産の四割以上の自己資本比率を確保しよう松山市農協に持込むものとする。

2. 合併後の組合の事業経営についての基本方針

(一) 事業経営の基本方針

広域化する農協の意志決定に際しては、総代会、理事会、運営委員会、協力委員会、農事組合、各種作目別組織等の意見を民主的に集約しながら迅速な対応に努める。協同組合は「自らの収益で自らが活動をする」のが基本である。引き続き低金利で信用収益は低下するが、資金の効率運用に徹すると共にその他部門も独立採算をめざし、バランスのとれた運営を行う。

また、地域住民との「共生」を念頭に置き、老いても耕す気持ちを失わず若い世代と共に希望を育みたい。さらに、組合員の営農と生活を守るため、松山市、松前町、川内町、久万町、面河村、美川村、柳谷村の行政機関と連携して地域農業の振興を図る。

(二) 各事業の実施方針と重点事項

中山間地域における農業は高齢化により担い手不足、農地荒廃が深刻化する中で、水田の高度利用、高齢者、女性営農の実現、担い手の育成を図り、組合員の所得の向上に努めると共に都市との提携共生の中に農業の将来方向を見出したい。

① 二一世紀に向け、広域農業振興計画を早期に樹立し、足腰の強い農

業への変革をめざす。さらに、土地利用型農業においては「個別完結型から専兼共助体制」への変革が重要であり、その実現のため「農業管理センター」の設置を研究する。

② 高齢化社会に対応する健康管理活動、土地を守る資産管理対策を進める。

③ 地域金融機関としての機能を発揮し、資金の効率運用をはかる。

④ J A 共済が持つ総合力を最大限に発揮して保障充実に努める。

⑤ 生産資材の廉価供給と予約購買に努める。

⑥ 協力組織の活性化のため女性組織育成や新しい作目別組織を築く。

⑦ 燃料事業は、安全安心を第一に適正価格で安定供給を図る。

川内町川上農協では

① 美味しい米コシヒカリへの品種誘導をはかる。

② 桃を中心とした落葉果樹への振興方策を進める。

③ 畜産農家の経営管理指導に努める。

④ 都市近郊農業として軟弱野菜、玉葱、ブロッコリー、白ネギ、イチゴ、オクラを奨励し有利販売に努める。

⑤ 女性の労働力を有効に活用して、新テッポウユリの栽培技術確立と市場開拓をはかる。

⑥ 主品目の一つ玉葱は、冷蔵施設を設け有利な冷玉販売に取組む。

⑦ 畜産農家とレタス栽培農家との間で堆肥の有効利用を図る。

⑧ 青空市場の充実により生産者と消費者のふれあいを求める。

⑨ シートパレットの導入により購買、販売事業の効率化を図る。

⑩ 町東地区へ A T M を設置し、より地区の利便性を図る。

⑪ 作物部会、営農組合の拡充強化をする。

⑫ 車両事業は松山市内も視野に入れた体制整備に取組む。

久万農協については

① 二〇年を越える歴史サブマーク[㊤]を継続使用する。

② 米については、オリジナルブランド「清流米」の販路拡大に努める。

③ 有機減農薬である特別栽培米の面積拡大を行うと共に要望の強いコシヒカリへの品種誘導を図る。

④ 稲作農家のコスト削減のために省力型生産方式を推進する。

⑤ 高冷地の特性を活かした土地利用型作物と集約作物のバランスのとれた推進により、国の指定産地品目である夏秋トマト、夏秋大根、夏

秋ピーマン、夏秋キャベツを中心に四国の高原野菜の基地作りを行う。

⑥ J A 独自の農業用施設のリース制度等の取り組みにより施設園芸品目の拡大を図る。

⑦ 高齢化、女性営農の為の軽作業、軽量品目の推進を行い、新たな生産販売方式を構築する。

⑧ 地域住民や久万町、美川村の指定金融機関としての機能を発揮し、資金の効率運用を図る。

⑨ 販売購買事業は、現有の経済電算システムを活用し、二つの物流センターを拠点として各支所の物流の合理化並びに配送事業の集約化を図る。

⑩ 農機事業は、転作の強化等厳しい農業情勢のなか、大型農機の需要は見込めないが農家にとって不可欠なものであり、小物の推進を中心に修理サービスに努める。

⑪ 車両事業については、営農車を中心に組合員のニーズに対応する。

⑫ 家電事業は、J A 電化センターを拠点に修理サービスの強化を図る。

⑬ 生活用品は、予約購買を中心に事業の拡大を目指す。

⑭ 葬祭事業の体制整備をする。

⑮ 茶業センターの整備拡充を図る。

(三) 機構および業務分掌（機構図参照）

川内町川上農業協同組合の本所は合併後の組合の川上支所として、従来の事業を継続する。又、久万農業協同組合の本所は久万支局として農協本部の分局的機能を持ち、久万地区にある支所間の連絡、現金、労務の調整を行う外、久万の支所等に於ては、従来の事業を継続する。金融事業は本所集中管理方式とする。久万支局は、本所における事業本部と同格とする。

(四) 経営管理の改善強化

- ① 各事業本部毎に常勤理事を置き、専門的対応にあたる。
- ② 部門別の独立採算をはかるため特別会計として所要事業の経理を行う。
- ③ 内部監査機能の充実をはかり経営改善の強化に資するとともに、専門能力を有する常勤監事の設置にむけ検討をすすめる。
- ④ 資産・資金の効率運用及び自己資本充実に努め経営基盤を強化する。
- ⑤ 電算機の有効活用と適材適所の要員配置等により、労働生産性を高め、経営の効率化をめざす。
- ⑥ 郵貯との提携により利便性を高めると共に今後電算の運用については平成一五年（予定）の全国電算システム完成時にこれにも対応すべく検討を行う。
- ⑦ 電算利用方法は変更になるが、当事者には集落座談会等を通じ理解を得る。

3. 合併後の概況

(一) 世帯数及び農家戸数

(単位：戸)

業種別	農家戸数			農協別
	合 計	第一種兼業	第二種兼業	
松山市農協	七五四	一、四二〇	四一八〇	川内町 川上農協
久万農協	五〇〇	四六	一、二三	久万農協
計	一、二四六	一、四九一	五、七六二	計
総世帯数	一、九、六五	二、〇、九六	五、七六	計
合 計	六、三六四	七〇七	二、四八九	計

各農協の業務報告書より抜粋

(二) 組合員数および組合員戸数

(単位：人、戸)

組合員別	農協別		合 計	
	農協別			
	正組合員	准組合員		
松山市農協	八、四三九	四	八、四四三	
川内町 川上農協	三、四八	〇	三、四八	
久万農協	三、五三三	三	三、五三六	
計	一五、〇六〇	七	一五、〇六七	
合 計	一五、〇〇四	七	一五、〇一一	
正組合員	七、四五六	〇	七、四五六	
准組合員	七、五四八	七	七、五五五	
合 計	一五、〇〇二	七	一五、〇〇九	
農協別	松山市農協	川内町 川上農協	久万農協	計
戸数	七、四五六	七、五四八	七、五四八	七、五四八
正組合員	七、四五六	七、五四八	七、五四八	七、五四八
准組合員	七、五四八	七、五四八	七、五四八	七、五四八
合 計	一五、〇〇四	一五、〇〇四	一五、〇〇四	一五、〇〇四

各農協の業務報告書より抜粋

品目別	農協別			計
	松山市農協	川内町 川上農協	久万農協	
米	二七六、〇九一	二七〇、〇〇〇	六九、二五四	三、六三三、四四五
果樹等	三七六、〇九九	三〇、〇〇〇	七、五五〇	三、七九八、六四九
野菜	一、五五一〇〇	一六〇、〇〇〇	一、七五、二〇〇	三、五三〇、三〇〇
鶏卵	一六六、六七三	〇	〇	一六六、六七三
花卉	七二二、〇五二	五〇、〇〇〇	八八、〇二五	八五〇、〇六七
畜産物	一、一五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三三三、三〇九	一、九三三、三〇九
茶	〇	〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
その他	四二〇、〇〇〇	〇	一六六、二五二	五八五、二五二
合計	一〇、五三三、〇二五	九六〇、〇〇〇	三、〇七六、五五〇	一四、五六九、五九五

各農協の業務報告書より抜粋

(四) 農産物の生産高

(単位：千円)

品目別	農協別			計
	松山市農協	川内町 川上農協	久万農協	
米	二七六、〇九一	二七〇、〇〇〇	六九、二五四	三、六三三、四四五
果樹園	一、〇八五	二六	四五	一、一五六
普通畑	二六	五	三五	五六
茶畑	〇	〇	三五	三五
その他	五	七	〇	一二
合計	三、六一一	三五三	一、〇六五	五、〇二九

各農協の業務報告書より抜粋

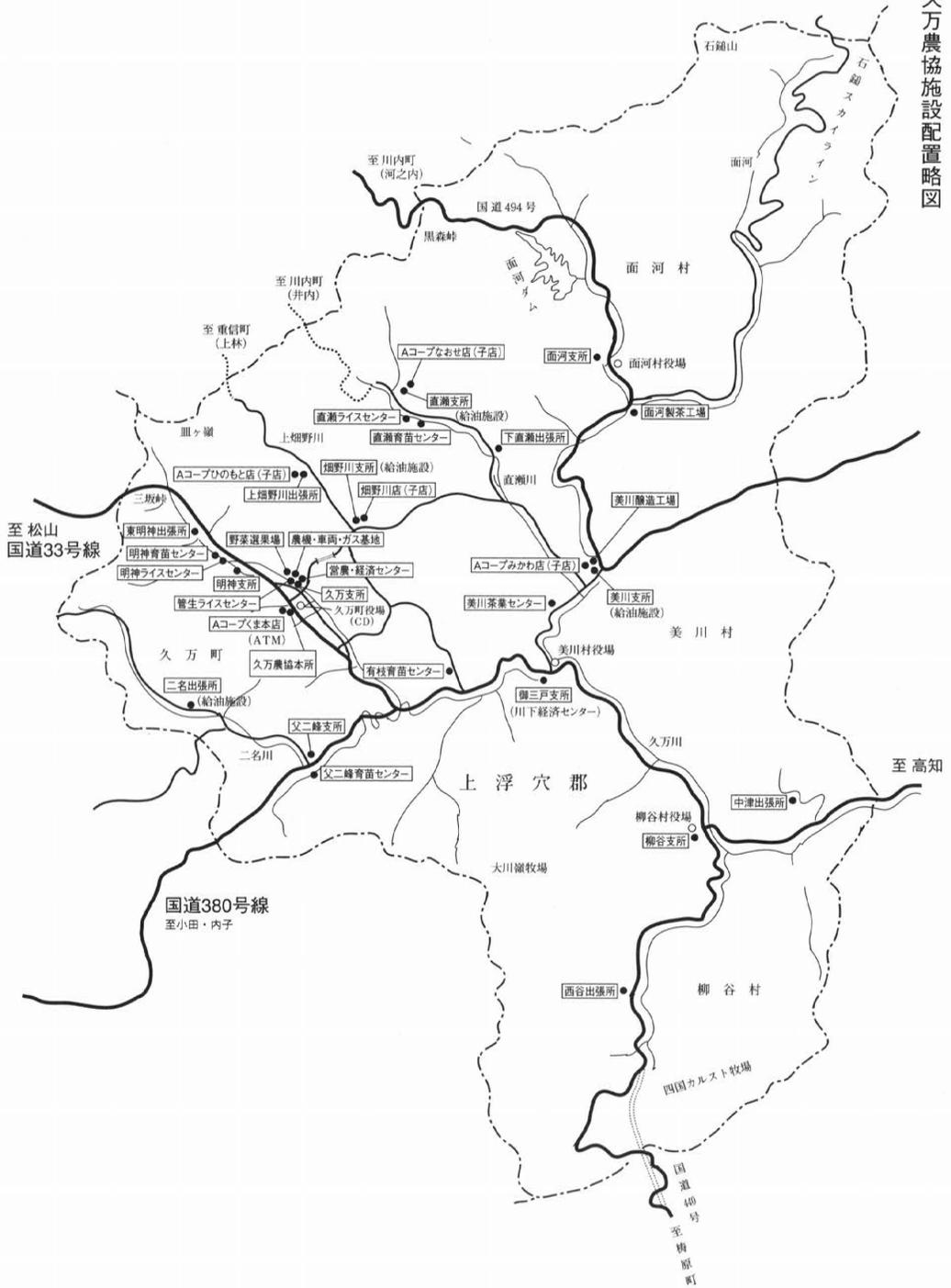
(三) 耕地面積

(単位：畝)

(五) 愛媛県総合農協図



(六) 久万農協施設配置略図



(七) 増資財務の健全化

① 合併後は、増資および内部保留の充実に努め財務を強化する。

項目別	年次別		増資計画				
	基準年度 (平成9年度)	合併年度 (平成10年度)	増資予定額 千円	戸	組合員数 人	正組合員 戸	准組合員 戸
	二、七〇〇	三、八〇〇	〇	一、九二八	三、七〇〇	八、八七	一、〇、三三
給与総額	千円三、一七、四九	一、五三、五九	千円三、〇五、〇三	〇	一、五八、八	一、〇、七九	一、〇、七九
平均基本給月額	円二二〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
職員総数	人五九三	五九三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
役員報酬(年)	千円一、〇、七九	七、二五	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
役員数	人八三	八三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
戸計	戸一、九二八	一、九二八	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
期末出資金	千円三、〇五、〇三	三、一三、〇二	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
増資予定額	千円〇	六〇、〇〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
組合員数	人三、七〇〇	三、八〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
正組合員	戸一、〇、三三	一、〇、三三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
准組合員	戸八、八七	八、八七	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
給与総額	千円三、一七、四九	一、五三、五九	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
平均基本給月額	円二二〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
職員総数	人五九三	五九三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
役員報酬(年)	千円一、〇、七九	七、二五	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
役員数	人八三	八三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
戸計	戸一、九二八	一、九二八	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
期末出資金	千円三、〇五、〇三	三、一三、〇二	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
増資予定額	千円〇	六〇、〇〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
組合員数	人三、七〇〇	三、八〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
正組合員	戸一、〇、三三	一、〇、三三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
准組合員	戸八、八七	八、八七	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
給与総額	千円三、一七、四九	一、五三、五九	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
平均基本給月額	円二二〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
職員総数	人五九三	五九三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
役員報酬(年)	千円一、〇、七九	七、二五	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
役員数	人八三	八三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
戸計	戸一、九二八	一、九二八	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
期末出資金	千円三、〇五、〇三	三、一三、〇二	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
増資予定額	千円〇	六〇、〇〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
組合員数	人三、七〇〇	三、八〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
正組合員	戸一、〇、三三	一、〇、三三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
准組合員	戸八、八七	八、八七	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
給与総額	千円三、一七、四九	一、五三、五九	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
平均基本給月額	円二二〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
職員総数	人五九三	五九三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
役員報酬(年)	千円一、〇、七九	七、二五	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
役員数	人八三	八三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
戸計	戸一、九二八	一、九二八	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
期末出資金	千円三、〇五、〇三	三、一三、〇二	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
増資予定額	千円〇	六〇、〇〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
組合員数	人三、七〇〇	三、八〇〇	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
正組合員	戸一、〇、三三	一、〇、三三	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五
准組合員	戸八、八七	八、八七	千円三、〇五、〇三	六〇、〇〇〇	一六、七	七、二五	七、二五

② 固定化債権については、早期に回収・流動化をはかる。

(八) 地区内農業団体および関係機関との連携

1. 事業経営の基本方針

行政区域を越える合併により、地域社会における中核的役割を果たすためには、各事業・活動の実施にあたり、地域内の行政等との連携・協調を十分図るとともに、農協の意向を積極的に行政施策に反映させることが不可欠である。

このため、松山市、松前町、川内町、久万町、面河村、美川村、柳谷村との連携協調を図る。

① 本所機能として

ア. 農政協議会(仮称)の設置

行政区域を越えた農業施策での協調・連携を図り、農業の振興に資するため、各市町村長・県出先機関・市町村議会関係者で構成する「農政協議会」の設置を検討し、行政と連携した事業活動を展開する。

イ. 営農推進協議会(仮称)の設置

農政協議会等で基本的な施策については協議するが、具体的な事項については、担当者レベルでの各行政および関係機関等との打ち合わせの場「営農推進協議会」の設置を検討し、日常的な連携を行うっていく。

② 川内町川上農協としては、

ア. 温泉広域営農団地推進協議会

温泉営農圏の農業を作目団地に整備し、装置化、システム化することをもちって農業経営の安定、農業所得の向上のため関係機関と連携し、組織的に整備強化を図る。

イ. 東温地区営農会議

重信町及び川内町東温地区二町の農業関係機関との緊密な連携と指導体制の強化を図り、地域農業の体質強化と農家の経営安定に寄与する。

ウ. 川内町営農指導協議会

町内中核農家の育成及び地域農業の振興に係る総合的営農指導の推進と農家の農業投資の健全化を図る。

エ、川内町構造政策推進会議、川内町農業経営改善計画審査会、川内町農業経営改善支援センター、川内町農業振興地域整備推進協議会等諸団体と連携を図り、組合員の経済及び生活向上に期する為協力を行う。

③ 久万農協としては

ア、上浮穴営農団地推進協議会

行政区域を超えた農業施策での協調・連携を図り、農業の振興に資する為、各町村長・県農業改良普及センター・各町村担当課長・各町村農業委員会事務局で構成する「上浮穴営農団地推進協議会」で行政と連携した農政活動を展開する。

イ、上浮穴農業指導者連絡協議会

上浮穴営農団地推進協議会で基本的施策は協議するが、具体的実践事項については、担当者レベルでの各行政関係機関との打ち合わせの場としての上浮穴農業指導者連絡協議会で実践的対応を行う。

ウ、上浮穴水稻防除協議会・認定農業者審査会・制度資金貸付審査会・指定金融収入役・農協長協議会など諸団体との連携を図り、組合員の経済及び生活向上を期する為、協力を行う。

2. 地区内農業諸団体と緊密なる連携のもとに必要な事業又は活動の調整をはかり、もって組合員農家の経済及び生活向上を期すため相互に協力し合う。

4. 合併契約の基本となる事項

(一) 合併の方法

対等合併とするが、法的には松山市農業協同組合を存続組合とする。

(二) 被合併組合の組合員に与える出資金または交付金

① 川内町川上農協の組合員が川内町川上農協に対して有する出資の額は、その全額を合併後の松山市農協の払込済出資引受額に引き当てるものとする。

② 久万農協の組合員が久万農協に対して有する出資の額は、その全額を合併後の松山市農協の払込済出資引受額に引き当てるものとする。

③ 前二項に基づき、両農協の組合員が合併後の松山市農協に対して有することのできる出資の口数は、松山市農協の出資一口金額で除した商とする。

(三) 財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置

① 川内町川上農協及び久万農協は、財務確認日以降、合併期日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって協調して各々の業務を執行し、かつ一切の財産を適正に管理運営すべきものとし、又、その財産に重要な影響を及ぼすような行為をする場合は、予め三農協の代表者が協議して、合意の上でこれを実行するものとする。

② 川内町川上農協及び久万農協は、平成一一年一月三十一日現在において決算を行い、平成一一年二月二十五日までに財務諸表等を作成し、その資産・負債及び権利・義務の一切を松山市農協に引き継ぐものとする。

(四) 定款(変更)の基本となるべき事項

① 事業

現在三組合で実施している事業は継続して実施する。

② 地区

松山市及び北条市九川、伊予郡松前町地区に温泉郡川内町大字松瀬川、大字北方、大字南方、大字吉久、上浮穴郡久万町、面河村、美川村、柳谷村を加えるものとする。

③ 事務所の所在地

従たる事務所に「温泉郡川内町大字北方二八八三番地一」「上浮穴郡久万町大字久万町一四一六番地」「久万町大字西明神三〇四番地一」「久万町大字菅生二番耕地一四〇六番地の一」「久万町大字露峰甲四一五番地二」「久万町大字下畑野川甲三一九番地の一」「久万町大字直瀬甲二八八四番地一」「面河村洪草一九九九番地」「美川村東川八一番地一」「美川村上黒岩三四番地」「柳谷村大字柳井川二二〇二番地」「久万町大字東明神甲一一五三番地三」「久万町大字二名甲二二二六番地の一」「久万町大字上畑野川甲八四〇番地三」「久万町大字直瀬甲五一九〇番地三」「柳谷村大字西谷一〇一六七番地」「柳谷村大字中津四七五四番地」を加える。

④ 組合員たる資格

存続組合である松山市農協の定款に基づき、川内町川上農協および久万農協の組合員は合併後も松山市農協の組合員となる。

⑤ 出資

出資一口金額は一、〇〇〇円、一組合員の最高口数は三〇、〇〇〇

口とする。

⑥ 経費の賦課

存続組合である松山市農協の定款に基づき、組合員から賦課金を徴収することができる。

なお、合併後は、松山市農協の賦課基準により経費の賦課を行っていく。

⑦ 役員の定数および任期

役員の定数は理事四八人(松山市農協三七人、川内町川上農協三人、久万農協八人)、監事八人(松山市農協七人、久万農協一人)とする。ただし、増員される理事・監事については松山市農協の任期に合わせ平成一一年六月通常総代会で選出する。

⑧ 役員推薦委員の数

松山市農協管内 五八人

川内町川上農協地区 四人

久万農協地区 九人 (計七一人)

⑨ 総代の定数

ア. 総代会制を採用し、総代の定数は一、一〇一人とする。
(総代は正組合員でなければならない。)

イ. 総代は地区毎に選挙する。

ウ. 総代の地区別定数

松山市農協 七九六人

川内町川上農協 七五人

久万農協 二三〇人

(計一、一〇一人)

エ・川内町川上農協および久万農協の総代は平成一一年五月末迄に補欠選挙を行う。

⑩ 事業年度

存続組合である松山市農協の定款に基づき毎年四月一日から翌年三月三十一日迄とする。

5. 施設の統合整備に関する事項

(一) 現有施設の種類

- ① 事務所
- ② 農業倉庫
- ③ 資材倉庫
- ④ 生産販売施設
- ⑤ 生活購買施設他

(二) 施設の統合整備又は新たに取得しようとする施設の考え方

川内町川上農協

玉葱冷蔵施設の充実により有利販売に努める。

予冷施設の検討をする。

久万農協

トマト選果施設の整備をはかる。

川下地区の経済事業基地として御三戸支所を整備する。

茶葉の振興とあわせて冷蔵施設の改善整備をする。

三 組合の概況

久万農協管内及び合併後の松山市農協の概要については前記農協合併の所で細記しているが、久万農協管内世帯数五、三〇〇弱に対して約二〇万の世帯となり、米野菜中心の組織から果樹花卉鶏卵畜産と多種目に渡る。しかし、久万支局は地域の特殊性を生かした生産力と山林との組み合わせによる農村空間を活用する農協の転身が重要となる。

1 から4まで増補改訂版参照

5 平成の主要農産物取扱高の推移

昭和六三年度

(トマト)

夏秋トマトは、完熟種で今年も推移した。今年の生産は完熟系にみられる前半多収であり、この時期の長雨により生産量は低調であったが、金額的には対前年より大幅アップした。

後記トマト金額の内に、ミニトマト二、三一五万二千円含む。

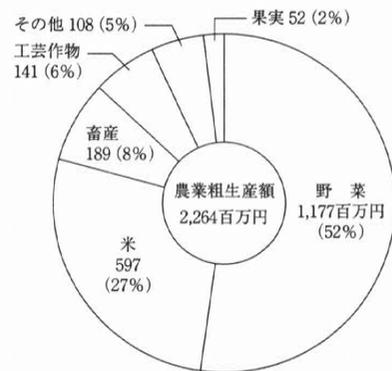
(米)

生産者米価は、二年連続の引き下げが行われた。作況指数は前年度の一〇二割に対し、一〇三割であり久万農協管内では予約限度数量を上回る集荷があったが、一等米比率は七一割と平年に対し二〇割近く低下した。

(大根)

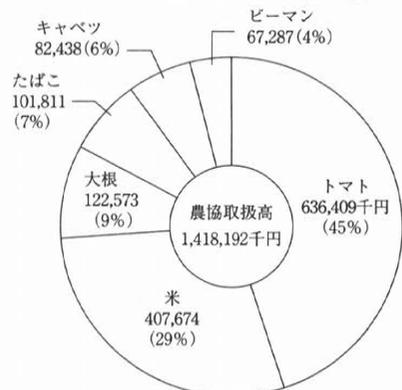
四国主要市場での指定席確保はできたが、八月期の品質低下が問題と

久万町農業粗生産額の内訳(昭和62年分)



(愛媛県農林水産統計年報)

昭和63年度 主要農産物販売実績



(久万町実績)

して残った。

この時期の北海道、岐阜の伸びが著しく、今後の対策が必要となってきた。

(たばこ)

専売公社が民営化されたことと、円高による輸入たばこの競争は国内葉たばこ生産農家に対して大きなダメージを与え廃作により作付面積が大幅に減少し大きな転換期となってきた。

(キャベツ)

たばこからの転換と水田転作の主力品目とし前年を大きく上回る出荷量、金額をあげることができたが、期的に出荷量が集中する傾向にあるので、高品質平準出荷に努める必要がある。

(ピーマン)

共同選果三年目を迎え㊤ピーマンの市場評価は年々上昇してきてい

るものの、まだ産地規模としては小さく生産拡大で収量アップを図るよう努める。

(その他の野菜)

消費の変化にみる多様化は勿論のこと生産活動における地域農業の優位性を發揮するためには、特徴ある銘柄づくりと組織的活動の展開であると考えられる。

特に、農産物生産においては、量より質を重視した高品質生産と高付加価値化を図る一方低コスト化に努めながら産地形成を図っていく必要がある。

現在二〇品目余りの野菜が生産されており、それぞれ農業経営的要因を持っているが、尚一層生産基盤の拡充と栽培技術の向上に努めなければならない。

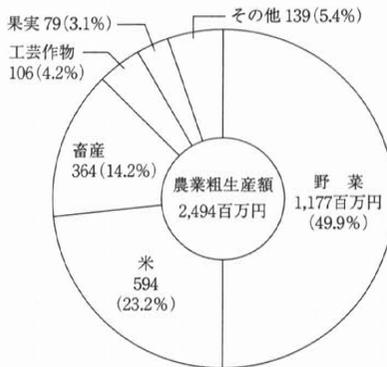
今後においては、高齢化、婦女子化が進む中において試作研究を進め、奨励品目の夏カブ、インゲン、レタス、ホウレン草、セロリ、スイートコーン・菌茸(生椎茸)等地域の実情にあった作目の生産拡大に努める必要がある。

農業粗生産額・生産農業所得及び生産性(平成元年分)

町・県・国		久万町	愛媛県	全 国	町・県・国		久万町	愛媛県	全 国
所 得	農業粗生産額(百万円)	2,494	168,000	10,958,300	生	農家1戸当り生産農業所得(千円)	1,126	975	1,107
	所得率(%)	60.2	50.0	38.1	産	耕地10a当り生産農業所得(千円)	147	114	88
	生産農業所得(百万円)	1,502	84,000	4,640,600	性	農業従事者換算1人当り生産農業所得(千円)	1,100	863	—

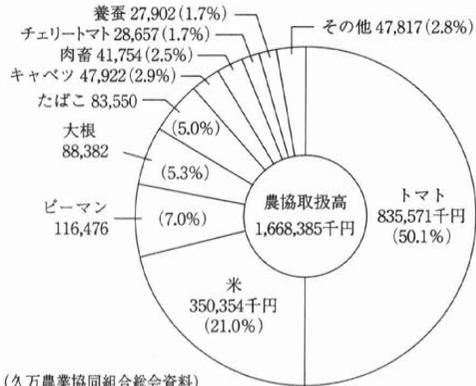
(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額の内訳(平成元年分)



(愛媛県農林水産統計年報)

平成2年度 主要農産物販売実績



(久万農業協同組合総会資料)

平成2年度

(トマト)

夏秋トマトは、高品質完熟嗜好に変わりはなく産地間競争は依然と続いている。

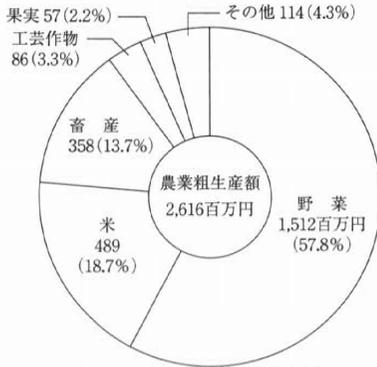
今年高温干ばつにより中山間地帯の産地は減収となったが、④高原トマトは生産者の努力により計画を上回り八億四、〇〇〇万円の販売となった。なお、久万農協トマト部会発足二〇周年大会が平成三年一月二一日久万農協本所において盛大に行われた。

農業粗生産額・生産農業所得及び生産性（平成2年分）

町・県・国		久万町	愛媛県	全 国	町・県・国		久万町	愛媛県	全 国
所得	農業粗生産額 (百万円)	2,616	182,300	11,278,300	生産性	農家1戸当り 生産農業所得(千円)	1,231	1,137	1,243
	所得率(%)	56.1	48.2	42.3		耕地10a当り 生産農業所得(千円)	145	121	91
	生産農業所得 (百万円)	1,467	87,900	4,767,400		農業従事者換算1人当り 生産農業所得(千円)	1,226	1,072	—

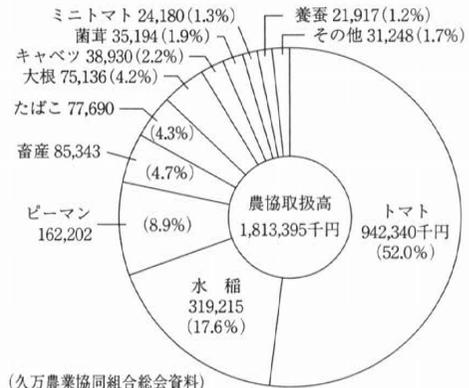
(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額の内訳（平成2年分）



(愛媛県農林水産統計年報)

平成3年度 主要農業物販売実績



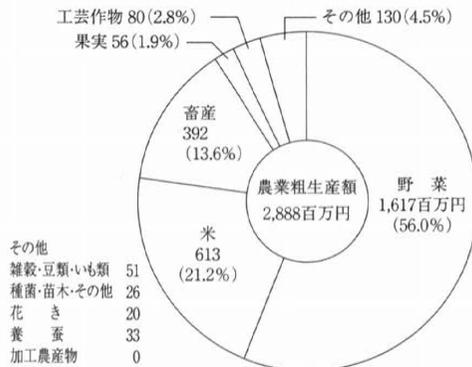
(久万農業協同組合総会資料)

農業粗生産額・生産農業所得及び生産性（平成3年分）

町・県・国		久万町	愛媛県	全 国	町・県・国		久万町	愛媛県	全 国
所得	農業粗生産額 (百万円)	2,616	182,300	11,278,300	生産性	農家1戸当り 生産農業所得(千円)	1,231	1,137	1,243
	所得率(%)	56.1	48.2	42.3		耕地10a当り 生産農業所得(千円)	145	121	91
	生産農業所得 (百万円)	1,467	87,900	4,767,400		農業従事者換算1人当り 生産農業所得(千円)	1,226	1,072	—

(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額の内訳（平成3年分）



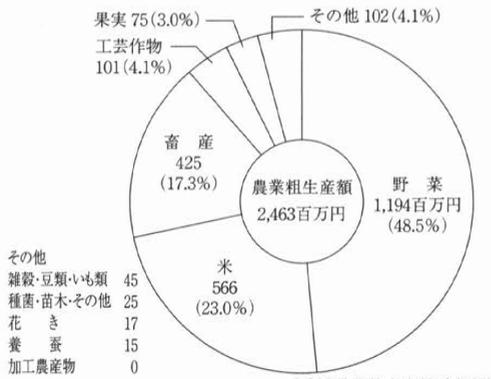
(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額・生産農業所得及び生産性（平成4年分）

町・県・国		久万町	愛媛県	全 国	町・県・国		久万町	愛媛県	全 国
所 得	農業粗生産額 (百万円)	2,463	172,100	11,137,700	生 産 性	農家1戸当り 生産農業所得(千円)	1,218	1,023	1,284
	所得率(%)	49.5	44.6	43.1		耕地10a当り 生産農業所得(千円)	126	109	93
	生産農業所得 (百万円)	1,218	76,700	4,805,800		農業従事者換算1人当り 生産農業所得(千円)	1,018	1,199	1,726

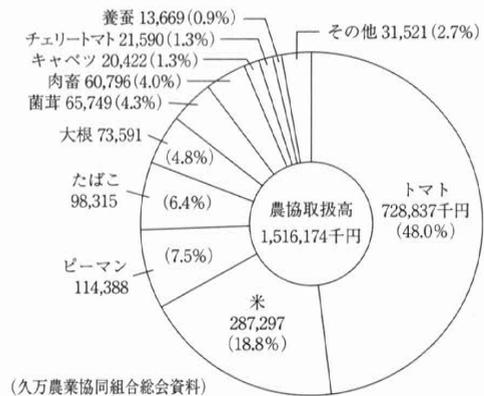
(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額の内訳（平成4年分）



(愛媛県農林水産統計年報)

平成4年度 主要農作物販売実績



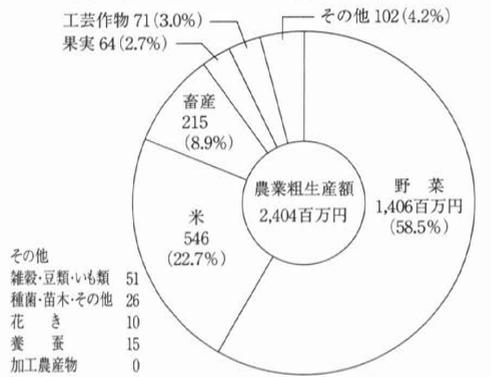
(久万農業協同組合総会資料)

農業粗生産額・生産農業所得及び生産性（平成5年分）

町・県・国		久万町	愛媛県	全 国	町・県・国		久万町	愛媛県	全 国
所 得	農業粗生産額 (百万円)	2,404	157,800	10,406,900	生 産 性	農家1戸当り 生産農業所得(千円)	970	860	1,248
	所得率(%)	48.1	40.4	44.3		耕地10a当り 生産農業所得(千円)	121	92	90
	生産農業所得 (百万円)	1,156	63,800	4,605,900		農業従事者換算1人当り 生産農業所得(千円)	996	1,013	1,705

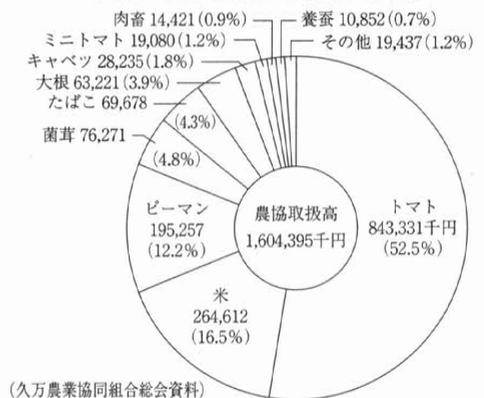
(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額の内訳（平成5年分）



(愛媛県農林水産統計年報)

平成5年度 主要農作物販売実績



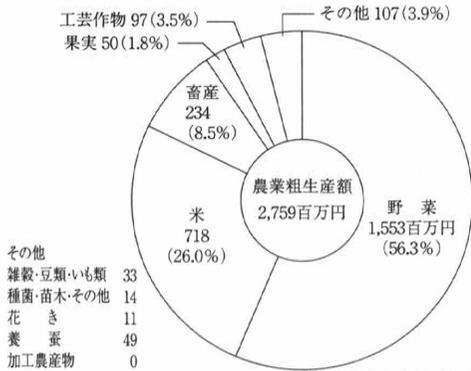
(久万農業協同組合総会資料)

農業粗生産額・生産農業所得及び生産性（平成6年分）

町・県・国		久万町	愛媛県	全 国	町・県・国		久万町	愛媛県	全 国
所 得	農業粗生産額 (百万円)	2,759	195,100	11,269,100	生 産 性	農家1戸当り 生産農業所得(千円)	1,529	1,450	1,391
	所得率(%)	66.0	54.7	45.0		耕地10a当り 生産農業所得(千円)	194	155	100
	生産農業所得 (百万円)	1,822	106,700	5,069,500		農業従事者換算1人当り 生産農業所得(千円)	1,522	1,694	1,925

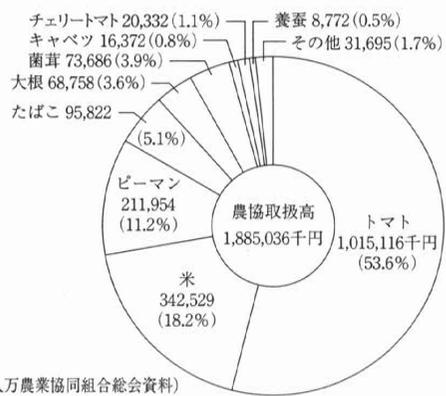
(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額の内訳（平成6年分）



(愛媛県農林水産統計年報)

平成6年度 主要農作物販売実績



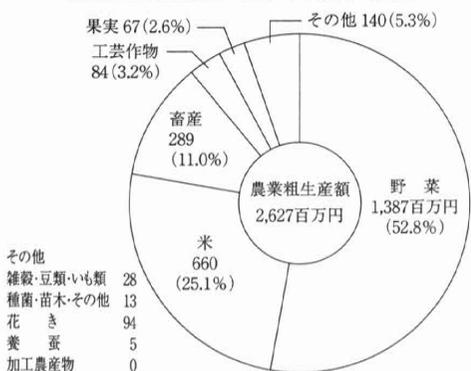
(久万農業協同組合総会資料)

農業粗生産額・生産農業所得及び生産性（平成7年分）

町・県・国		久万町	愛媛県	全 国	町・県・国		久万町	愛媛県	全 国
所 得	農業粗生産額 (百万円)	2,627	176,500	10,584,600	生 産 性	農家1戸当り 生産農業所得(千円)	1,306	1,370	1,354
	所得率(%)	55.7	53.5	44.0		耕地10a当り 生産農業所得(千円)	159	139	93
	生産農業所得 (百万円)	1,464	94,000	4,661,200		農業従事者換算1人当り 生産農業所得(千円)	1,317	1,649	1,821

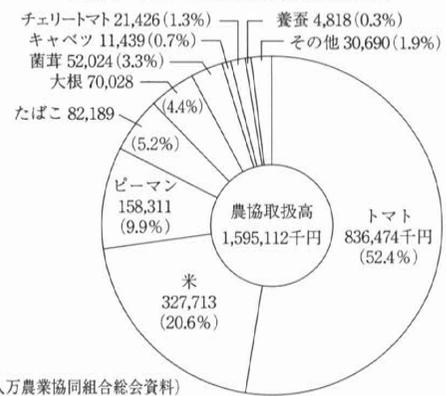
(愛媛県農林水産統計年報)

農業粗生産額の内訳（平成7年分）



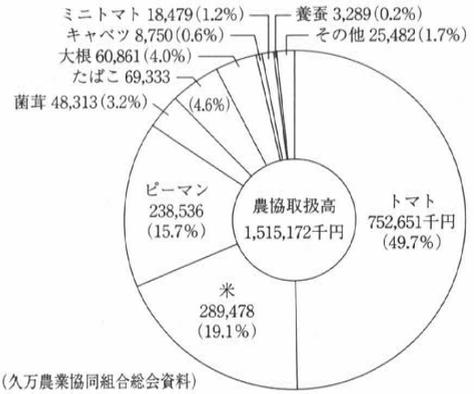
(愛媛県農林水産統計年報)

平成7年度 主要農作物販売実績



(久万農業協同組合総会資料)

平成8年度 主要農作物販売実績



久万支局農産物販売実績

(単位：円)

品 目	年度	出荷数量	平均単価	販売金額	備 考
と ま と	9	584,415 c/s	1,557	910,429,000	c/s = 4 kg
	10	650,961 c/s	1,396	909,176,925	
	11	549,477 c/s	1,643	903,227,503	
	12	604,564 c/s	1,377	832,631,818	
	13	567,159 c/s	1,349	765,548,065	
	14	551,689 c/s	1,500	872,688,489	
チェリートマト	9	27,800 kg	731	20,328,000	kg
	10	22,344 kg	601	13,438,139	
	11	17,574 kg	793	13,946,153	
	12	25,370 kg	688	17,470,783	
	13	20,609 kg	643	13,262,529	
	14	19,625 kg	716	14,053,410	
ピーマン	9	6,328,000 袋	47	296,442,000	袋=150 g
	10	7,094,213 袋	43	302,725,002	
	11	5,638,526 袋	51	289,009,852	
	12	5,791,910 袋	42	248,166,602	
	13	5,615,960 袋	42	239,626,547	
	14	5,576,881 袋	52	289,853,914	
大 根	9	66,590 c/s	1,013	67,521,000	c/s = 10kg
	10	63,490 c/s	778	49,403,806	
	11	57,363 c/s	742	42,567,133	
	12	53,815 c/s	707	38,096,410	
	13	46,487 c/s	614	28,585,625	
	14	41,683 c/s	813	25,910,821	
キャベツ	9	11,440 c/s	910	10,412,000	c/s = 10kg
	10	11,629 c/s	883	10,271,942	
	11	8,648 c/s	863	7,468,691	
	12	9,552 c/s	756	7,228,162	
	13	7,103 c/s	767	5,448,520	
	14	6,815 c/s	617	4,209,507	
チンゲンサイ	9				c/s = 3 kg
	10				
	11				
	12				
	13	7,229 c/s	612	4,426,289	
	14	18,682 c/s	613	11,466,574	
15	18,653 c/s	634	12,404,159		
菌 茸 類	9	552,681 P	91	50,294,000	P = 100 g
	10	476,241 P	82	36,490,428	
	11	367,361 P	80	29,742,867	
	12	323,107 P	79	25,765,605	
	13	257,862 P	80	20,620,468	
	14	156,307 P	94	14,750,101	
15	75,701 P	79	5,993,657		

品 目	年度	出荷数量	平均単価	販売金額	備 考
栗	9	7,163 kg	355	2,548,014	kg
	10	5,943 kg	465	2,765,098	
	11	6,079 kg	301	1,833,022	
	12	7,065 kg	349	2,468,561	
	13	3,865 kg	295	1,142,275	
	14	5,920 kg	273	1,620,570	
	15	1,458 kg	375	547,135	
その他野菜	9			12,380,986	
	10			12,093,440	
	11			18,844,516	
	12			16,388,649	
	13			18,450,396	
	14			22,252,989	
	15			13,273,536	
花 卉	9			23,814,000	
	10			21,839,512	
	11			23,098,979	
	12			19,831,097	
	13			16,292,699	
	14			14,157,998	
	15			12,051,186	
米	9	30,372 袋		276,440,000	袋
	10	29,079 袋		262,814,958	
	11	24,627 袋		190,527,654	
	12	27,753 袋		211,732,985	
	13	27,672 袋		205,674,701	
	14	27,917 袋		192,596,700	
	15	18,971 袋		153,057,350	
肉 畜	9			176,011,000	
	10			249,236,242	
	11			71,193,848	
	12			57,381,639	
	13			37,932,769	
	14			36,172,776	
	15			54,345,185	
合 計	9			1,846,620,000	
	10			1,870,255,492	
	11			1,591,460,218	
	12			1,477,162,311	
	13			1,357,010,883	
	14			1,499,733,849	
	15			1,083,415,817	

(平成9年度分より実績表が変更となった)

6 農協主体による施設事業

ア. 久万高原トマト選果場

久万高原^②トマトは、昭和四六年に栽培面積一〇畝、農家数一九八戸で栽培に取り組み、現在、栽培面積二六畝、総販売額九億七、〇〇〇万円の西日本有数の夏秋トマト産地へと成長をしてきた。

その間、国指定産地（昭和五三年）、雨よけ栽培の導入（昭和五五年）、完熟系品種桃太郎への品種更新（昭和六〇年）等があり、これらは銘柄産地としての大きな成長要因となったが、何よりも昭和五六年度転作促進特別対策事業における大型共同選果施設の導入、昭和六一年度新地域農業生産総合振興対策事業により選果ライン、ストレッチ包装機を導入し集荷場及び選果機の増設を図ることで生産農家の規模拡大に対応し、農家の労働力を大幅に軽減するとともに出荷体制の確立で京阪神市場の信頼性を大きく確保することとなった。

しかしながら、共同選果は秀品・優品のみであり等級選別は目視でおこなっており、さらに良品は、個々の農家が手選別・箱詰するため、等級・階級にバラツキが大きく見られる。また、良品の出荷調整に係る労力は大きく、規定時間内での出荷が困難であるな



共同選果

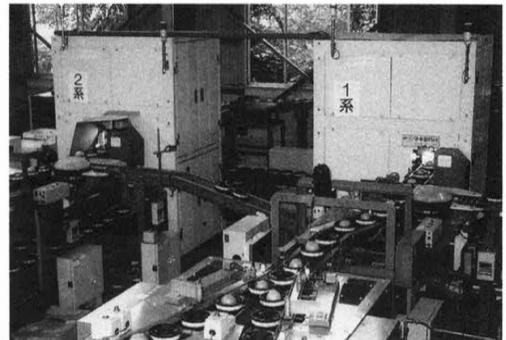
ど、施設の老朽化は、他産地の増加とあいまって近年高度化した市場ニーズに対応しきれなくなっていた。これらの要因は、担い手不足・生産者の高齢化ともなっており、今後の経営において大きな課題であり、市場の評価を損ない産地としての存続さえ懸念されていた。

そこで、秀品・優品の二等級のみの選果から全量選果できる、フリートレー方式カラー画像処理形

状選別機の導入を行い、高度な品位判定を行うことで製品の平準化を図り市場ニーズに対応し、評価の向上を図るとともに、更なる省力化を行うことで産地維持と経営の安定を目指している。

平成二二年度農業生産総合対策事業（農業生産総合対策条件整備事業）
集出荷施設（増設）鉄骨一部二階 一、一九八・八八㎡
トマト選別機 フリートレー式カラー画像処理選別機四〇七/日
自動箱詰機

総事業費 五三六、七三九、〇〇〇円（消費税含）
補助対象 四七七、〇七〇、〇〇〇円
国費 二三八、五三五、〇〇〇円
町費 四七、七〇七、〇〇〇円



フリートレー式カラー画像処理選別機

イ. 基幹作物育成対策事業

(銘柄産地生産体制整備 ライスセンター補完事業)

久万農協管内の稲作農家については、農家人口の流出と高齢化が顕著となり、農家の担い手不足が深刻化している。また、個々の農家は規模縮小傾向にあり、営農面での集落機能の低下等が危惧されている。

このため、将来の稲作の省力化、転作物物の振興を含め関係機関・生産者が一体となった集落営農推進体制を整備し、中核的担い手組織の育成を行うとともに、合理的な農作業体系の構築を図るため、ライスセンターを整備し、既存の施設・機械の利用計画の見直しを図っている。

このような中で、より一層の作業能率の向上と円滑な流通体制の整備を行うため、既存ライスセンター内に高性能の米袋自動積付設備(パレットライザーロボット)を導入することとした。

◎事業の概要

事業実施主体 久万農業協同組合(平成六年度事業)

事業内容 米袋自動積付設備一式(パレットライザーロボット)

総事業費 五、六二五、〇〇〇円

財源内訳 県補助金 一、八七五、〇〇〇円

町補助金 一、五〇〇、〇〇〇円

事業主体 二、二五〇、〇〇〇円

○条件不利地域農業生産体制整備事業(ライスセンター明神地区)

明神地区では、農家人口の流出と高齢化が進み、担い手不足が深刻化している。また、これに伴い個人農家は規模縮小傾向にあり、集落機能の低下も懸念されている。

そのため、地域の将来の姿を明確化し、行政・農協・生産者が一体と

なった推進指導体制を整備し、中核的担い手の育成を行うとともに、合理的な農作業体系の構築を図り、地域全体の生産性の向上、基幹的農業者の育成及び集落営農体制の整備を図るため、既存施設・機械の利用計画の見直しを行い、ライスセンターを整備することとした。

◎事業の概要

事業実施主体 久万農業協同組合(平成七年度事業)

事業内容 穀類乾燥調整施設一式 四九七㎡

総事業費 一七九、二二〇、〇〇〇円

財源内訳 県補助金 八七、〇〇〇、〇〇〇円

町補助金 一七、四〇〇、〇〇〇円

事業主体 七四、八二〇、〇〇〇円

ウ. 先進的農業生産総合推進対策(ピーマン選果施設整備事業)

久万町の夏秋ピーマンは、婦女子化や高齢化など地域内労力に対応した軽量野菜として導入し、行政・団体等が一体となった生産指導体制のもとに着実に地域農業を担う作物として定着し、平成二年度において国の産地指定を受けるなど、計画的に生産基盤の拡充を図る一方、円滑な集出荷の確立のため、形状選別機と重量選別機の組み合わせによる品種管理に優れた安定供給力のある産地づくりに積極的に取り組んでいるところである。

しかしながら、今後さらに計画的な生産出荷の拡大を進めるにあたり、現状の集荷場所、製品置き場が手狭となり、特に雨天時においては円滑な選果場の運営に支障を来しており、円滑な産地運営と一層の市場競争力強化を図るため、集出荷施設の整備が緊急の課題となっていた。

このため、平成四年度において集出荷施設の建物を新設し、平成五年度は選果施設を増設備をした。

◎平成五年度事業

施設所在地 久万町大字菅生

事業内容	形状選別機	〇・八t/h	一台
	定量包装機	八〇回/分	一台
	オートダンパー	一八〇ケース/h	一式
	封函機	一、〇〇〇ケース/h	一式

総事業費 三五、〇二〇、〇〇〇円

財源内訳 県補助金 一六、九九九、〇〇〇円

起債 三、四〇〇、〇〇〇円

農協負担分 一四、六二〇、〇〇〇円

一般財源 一、〇〇〇円

◎平成六年度、ピーマン選果場補完事業

事業実施主体 久万農業協同組合

事業内容 集出荷施設(自動箱詰装置一式・荷受装置一式)

総事業費 七二、一〇〇、〇〇〇円

財源内訳 県補助金 三五、〇〇〇、〇〇〇円

町補助金 七、〇〇〇、〇〇〇円

事業主体 三〇、一〇〇、〇〇〇円

エ. 水稲防除用無人ヘリコプター

○条件不利地域農業生産体制整備事業

久万町の水稲については、昭和四〇年初めから水田のほ場整備に積極的に取り組む稲作の省力化が図られてきたが、年々水稲作専業農家が減少し、第Ⅱ種兼業農家が増加したことにより、農家個々の稲作規模が減

少しており、育苗や乾燥調整、防除についての共同化が進められている。その中でも、水稲共同防除作業については、昭和五七年から上浮穴農業共済組合が全面的に請負い実施していたが、松山農業共済組合との合併に伴い、防除業務は行われないこととなった。

そのため、関係団体及び農業者等からなる上浮穴防除協議会を組織し、地域が主体的に共同防除を行っていくこととしたが、高齢農家も多く労働力不足となっているため十分な防除効果が期待できず、料金についても割高になっている。

よって、労働力とコストを引き下げ、条件不利の地域を補完し、全体として適切な防除体制と防除料金を維持していくため、産業用無人ヘリコプターを導入することとした。

◎事業の概要

事業実施主体 久万町

事業内容 産業用無人ヘリコプター一式 二機

教材用ラジコンヘリコプター 一機

総事業費 一六、二四七、〇〇〇円

財源内訳 県補助金 七、八九〇、〇〇〇円

事業主体 八、三五七、〇〇〇円

オ. 雨よけトマトハウス

○複合作物導入対策事業(高品質生産体制整備)

久万農協管内の野菜農家のうちトマト栽培については、他産地に負けない高品質なものを作るため、雨よけ施設による栽培が必須条件となっているが、最近、より一層産地間競争が熾烈化してきていることから、更に高品質な作物を作る必要がある。また、一方で、農家の過重労働の

軽減も考慮しなければならない。

このため、ハウス内効率の良い施設を導入し、既に実施している防除ロボットによる無人防除とあわせて、気象条件に左右されない栽培技術及び省力化技術の確立を図るとともに、重量野菜から果菜類等の軽量野菜への作付け転換や兼業農家から専業農家へと移行する際に施設導入を希望する意欲ある農家の要望に応えるために、雨よけ栽培施設を導入することとした。

◎事業の概要

事業実施主体 久万農業協同組合

事業内容 雨よけ栽培施設一式

- a. 省力タイプ雨よけ施設 六〇棟
- b. 灌水ポンプ 六セット

総事業費 九、九六一、三三〇円

財源内訳 県補助金 三、一二五、〇〇〇円

町補助金 二、五〇〇、〇〇〇円

事業主体 四、三三六、三三〇円

第七章 森林組合

一、二は増補改訂版参照

三 広域合併

1 「久万広域森林組合」の誕生

平成一〇年四月一日、上浮穴郡内五ヶ町村の森林組合が合併し、県内で最大、全国でもトップクラスの森林組合「久万広域森林組合」が誕生した。

近年の森林・林業をとりまく環境が、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化と減少、手入れの不十分な森林の増加などで非常に厳しい状況にある中、一九九〇年の林野庁「森林の流域管理システム」構想の提起、これを受けて翌年の「森林法」の改正、そして「流域林業活性化センター」が設立され、「中予山岳流域林業活性化基本方針書」の策定に基づき、平成四年度から森林組合再編整備について、郡内五ヶ町村で協議検討が行われ、ここに森林組合の合併が実現した。

合併による有益性をどこまで引き出せるか。中予山岳流域林業浮沈のカギを、「株式会社いぶき」とともに、この新しい森林組合も握っている。

ア 事業経営の基本方針

森林・林業を取りまく厳しい環境の中にあつて、森林組合は、地域に密着した事業を推進し、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森

林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて地域社会に貢献するとともに、組合員からの多様な要請に応えるため、効率的な事業運営、経営基盤の整備拡充、経営の多角化等を図り、組合員に奉仕する森林組合を確立することを事業運営の基本方針とする。

イ 事業運営の実施方針

(指導事業)

- ① 森林施業の共同化を推進するため、森林施業計画の樹立実行を積極的に指導し、林業経営の改善を図る。さらに、高性能林業機械の導入を念頭に置いた森林の作業・管理システムを確立する。
- ② 各地区総代の協力を得て、各地区座談会の開催等により、組合事業を伝達し、組合員との連携を密にしながら事業の推進に努める。

- ③ 組合員意識の高揚と団結を図るために、森林組合機関誌を発行する。
- ④ 林業研究グループ並びに林業生産組合組織等の育成に努め、講習会、研修会及び各種コンクールを開催する。

(販売事業)

- ① 市況情報及び需要動向の分析と組合員への情報提供と森林施業の共同化により計画的・安定的な素材生産に努める。
- ② 生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能機械を導入した作業システムを確立し、生産コストの低減に努め、林産事業の一層の推進を図る。

- ③ 大規模加工基地においては、集成材(中・大断面)施設及び高能率国産材製材施設並びに既設の製材施設とを併せて整備・調整することにより、久万材の銘柄化をより強力に推進し、かつ安定的な供給を推

進する。(なお、将来的には、プレカット施設を整備し、大規模木造建築の設計・施工を含む住宅産業までを営業範囲として事業展開を行うことで、より一層の久万材の銘柄化を推進する。)

④ 銘木については、積極的な営業活動を行うとともに、生産原価の軽減に努め、組合員の協力を得て銘木丸太(桁・磨丸太)類の直営生産を実施し、高品質の製品生産に努める。

⑤ 「小田ログハウス」がブランドとして定着しつつあるので、ユーザーの意向を十分に反映した建築を行うとともに、技術の向上、販路開拓、コスト引き下げに努め、安定経営を図る。

⑥ しいたけ生産は、徹底した指導で高品質しいたけの生産を推し進め、生産者の所得向上を図る。

(購買事業)

① 林業の機械化時代に対応するため、機械センターを開設し、機械・資材の普及、販売、整備に努める。

② 優良山行苗木の生産を増大し、安定的供給を図る。

③ 生産物資等の一括購入、取扱品目の拡大により、低価格での販売に努め、購買活動を活性化する。

(利用事業)

① 森林総合整備事業等の各種補助金事業を積極的に推進し、事業量の増大に努める。

② 国有林・公団等の事業の推進を図る。

③ 不慮の災害に備えて、組合員の森林セット保険並びに労働保険事業を推進する。

④ 不在村者の所有森林を適正に管理するため、森林施業の長期管理契約あるいは信託契約の締結を推進する。

⑤ 林道、作業道開設を積極的に推進し、作業の効率化を図る。

⑥ 簡易な土地造成、治山事業を積極的に推進し、健全な森林の造成・保全に努める。

⑦ 経営規模拡大を希望する組合員に対し、林地の斡旋を積極的に実施する。

⑧ 組合員からの要請された山林測量等の森林調査業務を実施する。

(金融事業)

① 健全な森林経営の維持促進のため、制度資金など低利な長期資金の活用を推進し、林業金融制度の普及を図る。

(管理事業)

① 事業管理費の節減に努めるとともに、コンピュータなどの導入により順次電算化を進め、事務の能率化を図る。

② 若者の参入を図るために、高性能林業機械導入と平行して、広域作業班並びに多能作業班を編制する。また、各種研修会、講習会等に積極的に参加させ、オペレーター等技術者の確保とレベルアップを図る。

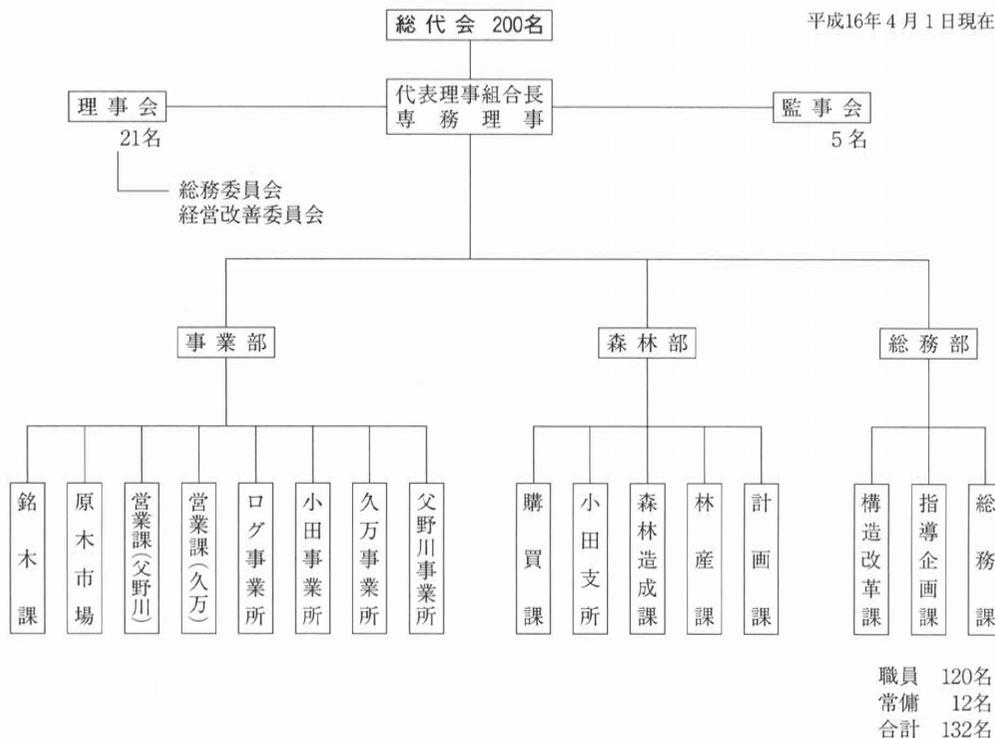
③ 作業班員の社会保険への加入及び労働時間の適正化による勤務・給与体系の改善を図り、就労条件の整備を推進する。

④ 現場管理を充実することにより、労働安全衛生教育を徹底し、労災事故の撲滅に努める。

⑤ 施設の管理責任体制を確立し、効果的な運営を図る。

機 構 図

平成16年4月1日現在



2 合併後の大型事業

父野川事業所（大規模木材流通加工団地）の開設

上浮穴流域は、林野率八九割、民有林の人工林率八九割と、県下でも有数の森林資源を有し、その資源の成熟の度合いが高まっている。

そして、地域最大の資源である杉材の中でも、今後増大が予想される中目丸太一般材や利用価値の低い曲がり材等の低価格原木の有効活用が、久万林業地生き残りの喫緊の課題となっていた。

この課題に対処するため、中予山岳流域活性化センターを平成三年に立ち上げ、郡内で構成する大規模流通加工基地プロジェクトチームが検討を重ね、平成八年度に久万町父野川に用地面積Ⅱ二〇・二畝の買収を完了し、造成予定地Ⅱ六・五畝を皆伐した。また、取付道路工事を一月より開始し、国道三八〇号から橋梁部分までが完成した。

機械施設は、当初産地形成と流域林業推進モデル事業の林業構造改善事業の導入によって整備することとされていたが、地域の素材生産量等を考慮し、機械の仕様・適正規模についての再検討を行った結果、従来の計画に大幅な変更箇所が生じた。そのため、林業構造改善事業の重要変更を行った。

平成九年度は、用地造成を開始した。

平成一〇年度は、製材工場の建設を開始した。

平成一一年度は木材供給圏確立型林業構造改善事業に着手し、製材工場、剥皮施設、ボイラー施設、乾燥施設、乾燥材養生倉庫、第一乾燥材加工場、内装材加工場、管理棟、場内舗装を整備した。

平成一二年度は、第二乾燥材加工場、集成材加工場、製品保管倉庫、

乾燥施設、場内舗装を整備した。

平成一三年度に、乾燥施設、場内舗装を整備して全ての整備が終了し、父野川事業所の施設が全面供用開始となった。

木材供給圏確立型林業構造改善事業の導入によって整備された大規模かつ高性能・効率的な製材工場（カーブ式製材機械Ⅱ年間六万立方メートルの原木処理）、木質燃料の有効活用による乾燥施設、集材材加工場等の関連施設整備は、スギ低質材の高付加価値高次加工製品の提供などを可能にした。

事業の内容

・産地形成型林業構造改善事業（平成六一～一三年度）

事業費 一四億六、一八四万八千円

（加工団地本体の事業は平成一〇～一三年度）

・木材供給圏確立型林業構造改善事業（平成一一～一四年度）

事業費 二一億五、四〇三万二千元

久万町森林組合役員歴任表

（組合長）

氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間
関井義弘	昭和六年二月	平成六年五月	
曾我定之	平成六年八月	平成九年五月	
大野啓一	平成九年六月	平成一三年三月	

久万広域森林組合父野川事業所全景



(専務)

高岡文雄	昭和六年〇月	平成四年三月
大野昭	平成五年四月	平成六年五月
梶川二郎	平成六年六月	平成七年二月
土居康男	平成七年二月	平成七年六月
寺岡安雄	平成七年六月	平成九年五月
神西伊佐男	平成九年六月	平成〇年三月

(常務)

大野昭	平成三年六月	平成五年三月
小倉森一	平成六年六月	平成七年二月

(組合長)

広域森林組合役員歴任表

氏名	就任年月日	退任年月日	在任期間
河野修	平成〇年四月	平成三年三月	
竹本俊夫	平成三年三月	現在に至る	

(専務)

藤岡一弥	平成〇年四月	平成三年五月
大野啓一	平成〇年八月	平成三年三月
栗下宗孝	平成三年四月	現在に至る

(常務)

岡本幾雄	平成〇年四月	平成〇年八月
梶原康太郎	平成二年四月	平成三年八月

金融事業

年度	期首残高		当期貸付		当期償還		期末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
S63	件 841	千円 1,913,193	件 6	千円 5,470	件 97	千円 180,214	件 750	千円 1,738,449
H元年	750	1,738,449	2	2,500	77	107,692	675	1,633,257
2	675	1,633,257	4	24,250	56	77,169	623	1,580,337
3	623	1,580,337	4	6,900	47	219,280	580	1,367,957
4	580	1,367,957	3	55,100	37	160,937	546	1,262,120
5	546	1,262,120	4	63,600	113	290,939	437	1,034,781
6	437	1,034,781	2	4,600	67	169,607	372	869,774
7	372	869,774	1	3,000	56	117,460	317	755,314
8	317	755,314	2	7,300	48	150,930	271	611,684
9	271	611,684	0	0	44	94,911	227	516,773
10 (広域)	502	1,066,997	0	0	90	155,082	412	911,915
11	412	911,915	0	0	33	135,523	379	776,392
12	379	776,392	0	0	46	114,455	333	661,937
13	333	661,937	0	0	51	119,799	282	542,138
14	282	542,138	0	0	69	214,522	213	327,616

販 売 事 業

加 工 事 業

第七章
森林組合

木 材 販 売 (数量は木材のみ)						
年度	受 託		買 取		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
S63	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円
	24,989	677,030	308	43,913	25,297	720,943
H元	28,746	791,142	240	44,946	28,986	836,088
2	28,497	766,292	504	139,726	29,001	906,018
3	30,568	699,433	368	134,514	30,936	833,947
4	32,025	752,425	530	129,893	32,555	882,318
5	37,612	959,812	652	90,116	38,273	1,049,928
6	40,990	990,517	313	120,069	41,303	1,110,586
7	40,415	915,064	215	83,820	40,630	998,884
8	42,639	1,037,034	179	66,535	42,818	1,103,569
9	42,015	878,981	392	79,090	42,407	958,071
10 (広域)	66,200	1,046,654	335	115,825	66,535	1,162,479
11	54,998	1,072,907	698	100,396	55,696	1,173,303
12	61,173	1,028,084	333	75,647	61,506	1,103,731
13	63,757	967,226	445	101,765	64,202	1,068,991
14	62,209	930,996	1,199	68,327	63,408	999,323

木 材 加 工 (製材品)						
年度	受 託		買 取		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
S63	質晩 ㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円
	1,115		14,713	676,773	15,828	676,773
H元	1,488		17,787	740,956	19,275	740,956
2	597		17,026	711,823	17,623	711,823
3	764		18,674	691,237	19,438	691,237
4	971		19,506	778,004	20,477	778,004
5	773		20,338	845,054	21,111	845,054
6	716		19,000	765,212	19,716	765,212
7	247		20,444	689,830	20,691	689,830
8	778		20,103	741,789	20,881	741,789
9	778		18,050	591,252	18,828	591,252
10 (広域)	948	12,651	33,920	1,225,063	34,868	1,276,612
11	410	19,870	20,975	1,256,742	21,385	1,276,612
12		21,487	48,143	1,425,310	48,143	1,446,797
13		49,983	51,068	1,548,814	51,068	1,598,797
14		120,826	57,727	1,482,035	57,727	1,602,861

役・職員の推移

(人)

年 度 別	S63	H5	10 (広域)	14
常勤理事	2	2	2	2
非常勤理事	10	11	31	21
監 事	3	3	5	5
職 員	27	65	事務職 53	50
			技術職 73	79
常 備 者	37	0	24	13

組合員数と出資金の推移

年 度 別	S63	H5	10(広域)	14
組合員数	人 1,279	1,271	4,284	4,256
出資金総額	千円 158,101	180,716	533,213	678,019

第八章 商工団体

一は増補改訂版参照

二 久万町商工会の沿革

1から3まで増補改訂版参照

4 久万町商工会

ア 組織内容

名称 久万町商工会

所在地 久万町大字久万町一八八番地

役員構成 会長一名・副会長二名・理事三〇名・監事二名・計三五名

総代会 総代数六〇名・任期三年

歴代会長及び副会長名

氏名	年度	会長		副会長	
		氏名	年度	氏名	年度
高岡 晋作	五五	佐伯 正俊	五五	竹内 友長	五五
佐伯 正俊	六二	大野 卓	六二	光田 一尾	六二
二宮基八郎	H・六	沼田 洋一	H・六	丸山 行成	H・六
高岡 明彦	一一	山岡 勇	一一	佐伯 正俊	一一

会員数

年度	会員数
S・三六	二八四
四〇	二五七
四五	二五一
五〇	二四九
五五	三三〇
六一	三三四
日四	三二九
九	三〇六
一六	二二七

(単位：人)

イ 事業内容

- 一 商工業に関し相談に応じ、および指導を行うこと。
- 一 商工業に関する情報および資料を収集し、提出すること。
- 一 商工業に関する講習会および講演会を開催すること。
- 一 展示会、共進会を開催しおよびこれらの開催のあっせんを行うこと。
- 一 商工会として意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、および建議すること。

一 行政庁の諮問に応じ答申すること。

一 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業者のための事務を含む)を処理すること。

一 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

ウ 事業実績

- ・ 国民生活金融公庫借入斡旋
- ・ 青色申告業務
- ・ 労働保険事務組合
- ・ 小規模企業共済事務取扱所
- ・ 珠算検定試験実施
- ・ 納涼まつり開催

頭初、笛ヶ滝公園で行われていた花火大会は、その後、昔生の現在の久万公園グラウンドにおいて実施されていたが、現在は久

国民生活金融公庫借入斡旋

(単位：万円)

	斡旋件数	貸付件数	斡旋総額	貸付金額
S.37	120	111	4,540	3,753
S.40	80	62	4,249	2,938
S.45	92	88	90,050	78,730
S.50	103	93	13,755	10,522
S.55	53	48	16,150	15,770
S.62	83	75	608,400	534,400
H.15	26	23	23,300	19,300

万川の総門橋の下流関谷で行われている。

これに合わせて、町内を七夕笹で飾り、御用木祭りに合わせた行事をして実施している。

工 久万町商工会青年部

この会は、スポーツ、諸研究会を通して相互の親睦を深め、各自の心身を練磨し、人間性の向上をめざし、新しい町づくりを主眼に清新強力なる実践活動により、旧来の因習を打破し、新時代に即応した商工業の体質改善を図り、もって地元商工業の振興のために、多少でも貢献しようということを目的としている。入部の資格は、久万町在住者で、商工業に従事する一五歳以上四五歳までの男子。

事業の内容は、商工業に関する諸研究・研修会・旅行・レクリエーション・スポーツ・社会奉仕など。

現在会員数 三六名

会費 年一〇、〇〇〇円

歴代部長

初代	二代	三代	四代	五代	六代
小川 恭弘	土居 敏夫	富岡 悟	渡部 裕二	中岡 峰照	高市 彰雄
七代	八代	九代	一〇代	一一代	一二代
小倉 澄夫	山口 健司	田中 茂	岡本 一男	佐伯 和洋	渡部 浩一
一三代	一四代	一五代	一六代	一七代	
日野 潤一	倉橋 克直	染次 章治	真木 輝彦	染次 隆緒	



久万町商工会

オ 久万町商工会女性部

設立 昭和四八年二月一日

設立趣旨 久万町商工会女性部は、地区内の商工業に従事する女性の特性を生

かして、商工会の事業に積極的に協力し、もって地域商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

具体的活動事業

○商店街花いっぱい運動 ○いもたきパーティー ○交通茶屋

○チャームスクール ○土曜夜市、林業祭出店 ○納涼祭湯茶接待

○レクバレー大会 ○年一〇回程度の交流研修事業

現在部員数 六八名

歴代部長

初代	二代	三代	四代	五代	六代
菅 敦子	上沖サツキ	東 和江	渡部 常子	染次 操子	二宮 康子
七代	八代	九代	一〇代	一一代	一二代
浮田 満恵	村上千代子	真木 知子	淀 喜代子	大野スエミ	森永コズエ

5 久万町商工協同組合

昭和四一年一二月二日に設立された。久万町商工会の組織の中にある組合である。商工会は国の法律に基づいた組織であり、営利を目的としたものではない。しかし、戦後、めざましい発展を続ける我が国経済のもとで、経営の合理化、近代化に立ち遅れた零細企業者は、年々経営不振に陥らざるを得ず、もはや零細企業者個々の力では対処できなくなってきた現状を打破するために、零細企業者が一致協力して各種の共同事業を行い、経営の合理化、近代化を図り、もって当町の商工業の発展に寄与することを目的としている。

ア 組織内容

名 称 久万町商工協同組合

所在地 久万町大字久万町一九〇―一

組合員資格 地区内において商業・工業・サービス業その他の事業を行う事業者で、地区内に事業場を有する者。

現在組合員数 二四〇名

出資金額 九二六万四千円

出資口数 四、六三二口

特別出資 二五〇口

歴代理事長

・ 嶋村 忠義

・ 山本 博行

・ 山岡 勇

・ 古田 邦博

・ 神野 寅雄

・ 真木 輝雄

・ 渡部 登

イ 事業内容

一 組合員の取り扱う繊維製品・食料品・日用品・雑貨・その他の共同販売

二 組合員の取り扱う繊維製品・食料品・日用品・雑貨・その他の共同購買

三 組合員の取り扱う繊維製品・食料品・日用品・雑貨・その他の販売販路維持

開拓事業

四 組合員に対する事業資金の貸し付け（手形の割引を含む）および組合員のためにするその借入

五 商工組合中央金庫・中小企業金融公庫・国民金融公庫・銀行・相互銀行・信用金庫に対する組合員の債務の保証、または、これらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取り立て

六 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

七 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上、または組合事業に関する

知識の普及をはかるための教育および情報の提供
八 組合員のための事務代行事業

三 その他の商工諸団体

1、2は増補改訂版参照

社団法人愛媛県建設業協会上浮穴支部

第一一代支部長 永井 勝（昭和五年～平成三年）柳谷村

第二代 久保 孝仁（四年～七年）久万町

第三代 福森 建樹（八年～十二年）小田町

第四代 横川 勇夫（十二年～十五年）柳谷村

第五代 竹本 康明（十六年～現在）柳谷村

四 金融機関

1、2は増補改訂版参照

ア 伊予銀行久万支店

昭和二六年に改称して以来、町内金融機関の中心的存在として業務を行っている。業務は次の三つに大別される。

① 預金業務

当座預金・普通預金・通知預金・納税準備預金・定期預金・期日指定預金等、将来に備え、豊かな暮らしのための財産づくりのた



伊予銀行久万支店

めの手助けをしている。

② 融資業務

割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越など、資金を預金として集め、これを資金の需要先に供給する仲介者としての役割を果たしている。

③ 為替業務

送金・取立てなど、現金の持ち運びや送金などによって生じる手数料や危険を省いたり防止したりする業務を行っている。

④ 代理店業務

日本長期信用銀行・日本債券信用銀行・中小企業金融公庫等の代理貸付業務を行っている。

預金高と貸付高は次表のとおりである。

預金高及び貸出高
(各年3月末残高)
(単位：百万円)

	預金高	貸出高
平成元	10,694	4,961
2	11,879	4,930
3	12,697	4,671
4	13,701	4,644
5	15,055	4,588
6	15,822	4,744
7	15,703	4,087
8	16,819	4,572
9	17,027	4,660
10	17,466	4,767
11	18,457	4,945
12	19,227	5,437
13	19,991	5,582
14	19,463	5,579
15	18,023	5,583
16	17,065	5,464

イ 愛媛信用金庫久万支店

会員組織による非営利金融機関で、大口貸出しを禁止し、営業地域を本店所在地の周辺までと限定している。最大の特色は、預金を一定地域内の一般大衆から受け入れてもさしつかえないが、貸付けを出資者である会員に限定していることである。

昭和二六年の信用金庫法によって運営されているのが愛媛信用金庫久

万支店である。



愛媛信用金庫久万支店

預金高及び貸出高

(単位：千万円)

	預金高	貸出高		預金高	貸出高
平成元	650	316	平成9	863	317
2	671	340	10	852	356
3	696	322	11	877	326
4	739	340	12	881	341
5	764	335	13	879	337
6	833	330	14	898	313
7	846	341	15	896	352
8	855	308			

ウ 愛媛銀行久万支店

昭和二六年の相互銀行法によって、従前の無尽会社が転身したものであり、中小企業を専門とする金融機関である。大衆が相互に資金を出し合い、活用し合うところから名前がつけられたものである。

特色は、無尽形態である相互掛け金の制度をもつことで、加入者は、一定期間の毎月の掛け金を見返りに、給付金の形で融資を受けることができる。

昭和六三年二月より、普通銀行に移行した。

柱町にあった久万支店は老朽化と手狭になったことから、平成七年六月に新国道沿いに移築新久万支店で業務を行っている。



愛媛銀行久万支店

工 久万町農業協同組合

農協業務の中に、金融課が位置づけられている。貯金・預金・貸付・借入金・為替業務が行われている。各支所（明神・久万・父二峰・畑野川・直瀬・面河・美川・御三戸・柳谷）ごとに地元利用者のための窓口業務が行われており、手軽な金融機関として幅広く利用されている。昭和四八年合併後の貯金高と貸付高である。

預金高及び貸出高（各年3月末残高）

（単位：千万円）

	預金高	貸出高		預金高	貸出高
平成元	291	120	平成9	548	259
2	375	153	10	577	271
3	456	156	11	603	282
4	446	163	12	602	335
5	451	199	13	646	362
6	472	245	14	632	371
7	489	239	15	608	351
8	552	251			



松山市農協久万高原支所

預金高及び貸出高

（単位：千万円）

	預金高	貸出高
昭和63	1,421	356
平成元	1,652	320
2	1,821	296
3	1,958	308
4	2,007	286
5	2,143	301
6	2,205	299
7	2,274	310
8	2,275	326
9	2,349	336
10	2,296	285
11	2,373	417
12	2,425	340
13	2,545	318
14	2,611	294
15	2,627	250

平成一二年松山市農協と合併。

五 くまタウン・協同組合結成

「町内商店街の街路灯を明るくしよう」というスローガンのもと、商工会指導により、商店街の法人組織「くまタウン協同組合」を結成した。

平成四年三月二日、産業文化会館で設立総会を開き、設立同意者六五名が出席し定款制定から具体的な商業環境整備事業を実施する組織として出発した。

この組合は町内商店街の老朽化した街路灯を建て替えることを第一次の事業として設立、組合員数七九名、出資金一四四万円の法人格を持つ事業協同組合である。

- 初代理事長 土居 章衛
- 専務理事 高橋 卓良
- 理事 八名
- 監事 二名



第九章 交通運輸（通信運輸）

一、二は増補改訂版参照

三 交通・運輸事業のうつりかわり

1から3まで増補改訂版参照

4 三坂トンネルの着工

国道三三号の三坂道路（久万町東明神と松山市久谷町大久保、延長七・六^キ）の三坂第一トンネルの起工式が平成一五年八月六日、久万町東明神のトンネル入口であり、愛媛県や地元関係者約百名が出席し、工事開始を祝った。

三坂第一トンネルは延長三・〇九七^キ、幅員九・五^ミの片側一車線。総事業費は約六十億円。工事期間は平成一八年度末まで。

三坂道路は、高知県伊野町と松山市を結ぶ地域高規格道路「高知松山自動車道」（延長一〇〇^キ）の一部で暫定二車線の自動車専用道路。総事業費は約二〇〇億円、平成七年に事業着手。起工式現在の工事進捗率は約二〇^{パーセント}で、



三坂トンネル

平成一九年度中の供用開始を目標にしている。国道三三号三坂峠は山道でカーブが多く、冬期は積雪、道路凍結による通行障害が平成五年以降の一〇年間で一五四日間発生するなど、交通の難所となっている。

三坂道路の開通で、同区間の所用時間は現在の四分から八分短縮され、六分となる。トンネルの建設で、最高地点が現在の七二〇^ミから一〇^ミ低い、六一〇^ミに下がることで積雪や凍結がほぼなくなるなど、難所解消が期待される。

5 県道「上尾峠久万線」が開通

上浮穴郡久万町と伊予郡広田村を結ぶ一般県道上尾峠久万線が開通し、平成一五年三月六日、久万町二名の「サレガ峠で」式典が開かれた。

同線は、全体延長が一四・一^キで、平成二年に久万町側一・五^キ、八^キ広田村側一・三七^キの事業に着手。平成一三年に広田村側、平成一四年に久万町側の改良工事が完成した。総事業費は約二十億円。久万町から広田村中心部へのアクセスが良くなり、従来の県道久万中山線を通るより約二〇〜三〇分の短縮となる。

式典には関係者約六〇人が参加。神事の後テープカットが行わ



県道「上尾峠久万線」

れ、完成を祝った。

6 松山―高知（国道三三三号）JRバス廃止

伊予鉄道、高知県交通、土佐電鉄の三社が松山―高知間の高速バス路線を共同で新設する計画を四国運輸局に申請したことに絡み、JR四国は平成一三年一〇月四日までに国道三三三号経由で運行している長距離バスの松山―高知急行線「なんごく号」を廃止、高速道路経由に切り替える方針を固めた。三社が運行を始めれば、八割の乗客の減少がさげられなく、経営が成り立たないのが主な理由である。

しかし、「なんごく号」は、愛媛県と高知県を結ぶ動脈路線であり、生活路線として、沿線各駅から両県都への利用者も多く、唯一の公共交通機関であるとともに、過疎高齢化が進んでいる沿線自治体の地域住民にとってはかけがえない交通手段であり、とりわけ、交通弱者と言われる高齢者、通学児童・生徒、身体障害者にとっては必要不可欠な路線であることから廃止の波紋が広がった。

廃止への経過

平成一三年一月には、国道三三三号沿線の高知県池川町、吾川村、佐川町、越知町、仁淀村と上浮穴郡五町村の一〇町村の首長らが高松市のJR四国本社を訪れ、同社が国道三三三号経由で運行している松山―高知の定期路線バス「なんごく号」の存続を求める要望書を提出し、存続を強く懇請した。

これに対しJR四国は「来年二月以降は規制緩和で路線への参入、撤退が自由になり、不採算路線の運行は難しい。現時点では仮に補助金が出たとしても存続は考えておらず、関係町村にはさらに理解を求めている。

きたい。」「一二月下旬で一日三便（現行一三便）に減便、平成一四年三月末で廃止」の方針をあらためて示した。

四国運輸局は平成一三年一月六日付で、伊予鉄道と土佐電気鉄道、高知県交通が出していた松山―高知の高速バス路線開設に免許を与えた。

一方、JR四国（高松市）が国道三三三号経由で運行している松山―高知の定期路線バス「なんごく号」を高速道路へ一部路線変更し、現路線を一日一三往復から三往復に減便する申請も同日付で認可され、二日から運行開始・減便された。

高速バスは三社が一日五往復、JRが一日六往復を運行。松山―高知の料金は各社いずれも「なんごく号」より二〇〇円安い三、五〇〇円（往復六、三〇〇円）。所要時間は国道経由より四七分短い二時間半になる。「なんごく号」は、運賃が現行より四〇〇円安くなり、運行便数が減るほかは現状通り。

平成一三年一月二二日、上浮穴郡五町村は「なんごく号」が高速道路へ一部路線変更し、現路線を減便申請が六日付で四国運輸局に認可されたことを受け、要望書で最小限度の減便とするよう考慮を求め、廃止期限を限定せず「なんごく号」の運行継続をと訴えた。

これに対しJR側は、二一日からの減便実施、三月末運行廃止は変わっていないことを説明。廃止の考えをくつがえすことが出来なかった。

平成一四年二月一日からの改正道路運送法施行で乗り合いバス事業への参入・撤退が自由化されたのを受け、JR四国は二月二六日、国道三三三号経由で松山―高知を結ぶ路線バス「なんごく号」の路線廃止を四国

運輸局に届け出た。

平成一三年一二月、松山―高知の高速バス「ホエールエクスプレス」（伊予鉄道など三社―一日五往復）、「なんごくエクスプレス」（JR―同六往復）の運行で、「なんごく号」を一日一三往復から三往復に減便したが、利用者の多くが所要時間の短い高速バスに流れ、収支状況が悪化、同社は運行継続が困難と判断し、沿線自治体に事情を説明した上で廃止を届け出た。

このことで、同社が国鉄時代の昭和二六年から運行してきた半世紀の歴史を持つ長距離バス国道三三号經由松山―高知路線バス「なんごく号」は、平成一四年八月末日で廃止された。

JR四国は、「なんごく号」の路線廃止後も松山―久万高原―御三戸―落出の路線バス（上り九便下り一〇便）を運行している。

四 郵便通信事業の歴史と現状

1から5まで増補改訂版参照

6 郵便局

中央省庁の再編にともない、平成一三年一月に郵政省から郵政事業庁へと移管された郵政三事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）は、平成一五年四月一日からは日本郵政公社として誕生、独立採算制の下、郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険の各事業等の施設を活用して行うその他の業務を総合的かつ効率的に行うことを目的として発足した。

公社化にあたり経営運営には、目標管理や業績評価、企業会計原則、

情報公開などの民間企業の手法が導入され、経営のいっそうの効率化が進められることとなった。そのため、平成一五年度からは、固定資産税、車両税の納付が義務づけられた。また、J・A・銀行等とのATMの相互利用で、カードによる全国の郵便局での現金引き出しが可能となり、上浮穴郡内でも一〇局でそれが可能となった。

現時点では、公社の職員は国家公務員の身分を特別に付与されている。現在、全国には約二五、〇〇〇局近い郵便局があり、その約八割が地域社会と結びついている特定郵便局である。

国の独占事業であった信書（はがき、封書）の集配事業に民間企業が参入できる免許制度が創設され、全国のローソンやサークルKにおいて郵便ポストが設置されている。



直瀬郵便局舎



父野川郵便局舎

ア 久万郵便局管内の動き

直瀬局 局長 平成四年三月二十四日 高岡 安

局舎新築 平成八年三月三十一日

父二峰局 局長 平成三年三月二十四日 杉岡 芳雄

局舎移転新築 平成六年四月二十五日

畑野川局 局長 平成六年三月二十四日 八塚 範彦

久万局 局長 平成十一年三月二十四日 石丸 勝義

○住民票等郵送サービス開始(町内全郵便局)(平成四年七月一日)

- ① 住民票等の写し
- ② 戸籍謄本、抄本
- ③ 年金受給権者現況

届証明 ④ 住民票記載事項証明書 ⑤ 印鑑証明

○地域安全協定の締結(平成一一年一〇月一日)

久万郵便局・久万町・久万警察署

- ① 事故防止の声かけ
- ② 高齢者の異常事態等の通報
- ③ 子供の安全確保
- ④ 道路事情
- ⑤ 地域安全情報等の提供

○かんぽケア・タウン構想の指定(平成二二～二三年度)

事業費 二年間で二、〇〇〇万円

久万町と連携して高齢者にやさしいまちづくりの推進

- ① ホームヘルパー三級研修(町内一〇〇名を養成)
- ② 介護機器の普及支援(移送車、介護ベッド等の配備)
- ③ 料理栄養講習会・介護講演会の開催
- ④ 六五歳以上の高齢者に健康情報誌の配布

○夏期巡回ラジオ体操、みんなの体操会(平成一三年七月二二日)

久万中学校グラウンドに約一、〇〇〇人の参加者

○土砂災害及び山地災害防止協定の締結(平成一三年六月二八日)

郵便局・愛媛県松山地方局

防災意識普及 災害等関係情報の提供

○廃棄物等の不法投棄に関する情報提供(平成一四年四月一日)

久万町と契約を締結

7 西日本電信電話株式会社

昭和六〇年四月、電々改革三法が成立し、日本電信電話公社から日本電信電話株式会社に移行した。

このため、久万電報電話局は、昭和六二年九月に交換業務を松山電話局へ移行、同六三年一月に久万電報電話局を松山プロックに集約し、社員も順次異動して、平成六年一月三〇日NTT久万局が完全無人化(閉鎖)された。

久万町における固定電話加入者数は、人口の減少に比例して減少し、平成一五年度末現在では、事務用八四五、住宅用二、五三二、総数三、

年度別加入電話数の推移

(単位：人)

年度	加入電話数(加入)		
	総数	事務用	住宅用
平成10年度	3,743	1,103	2,640
11	3,637	1,018	2,619
12	3,541	964	2,577
13	3,405	894	2,511
14	3,376	861	2,515
15	3,377	845	2,532

注1：各数値は、年度末数値です。

注2：本数値は、交換所単位のため行政区と一部異なります。

(資料：西日本電信電話株式会社愛媛支店)

年度別 INS ネット64加入の推移

年度	INS ネット64加入の推移			
	総数	事務用	住宅用	INS 1500
平成10年度	148	110	38	0
11	226	157	69	0
12	352	224	124	4
13	461	274	183	4
14	444	280	161	3
15	442	301	139	2

三七七である。

携帯電話は、平成八年より爆発的に普及した。平成一五年版「情報通信白書」によれば、全国の固定通信（加入電話及びISDN）と移動通信（携帯電話及びPHS）の契約数は、平成一二年度に移動通信の契約数が固定通信の契約数を上回り、その差はさらに拡大して、平成一四年度の固定通信契約数は、六、〇七七回線、移動通信契約数は、八、一一二万回線となっている。このことから、久万町における携帯電話の普及台数は、少なく見積もっても固定電話加入者数三、三七七に匹敵するのではないかと思われる。

携帯電話は、電波状況から旧久万町と畑野川の一部しか使用できなかったが、移動通信基地局（携帯電話用鉄塔）施設を、平成一四年度に二名に、続いて一五年度に直瀬に建設して、携帯電話の使用範囲は、町内集落をほぼカバーしている。

携帯電話の急速な普及により、公衆電話の利用が減少し、赤電話はほとんど姿を消した。公衆電話施設の機種は、カード式公衆電話からデジタル公衆電話及びICカード公衆電話へと移行しつつある。

情報通信

ADSLエリア 久万局（二一）のみ

ISDNエリア ほぼ町内全エリアをカバーしている。

8 オフトーク「久万高原ささゆり通信」

導入の経緯

久万町は長年、防災行政無線によって住民への情報伝達を実施してきたが、機材の老朽化が進む一方、山間部のため場所によっては放送が聞

きづらく町民の苦情が多かった。このため、地形に関わらず広い行政区域をカバー出来る伝達手段として、電話回線の空き時間を利用してお茶の間へ音声情報を届ける「オフトーク通信施設」を整備し、平成五年九月一日から通信を開始した。

整備の概要

○事業名 オフトーク通信施設整備事業

愛称 久万高原ささゆり通信

○工事請負先 (株)エヌ・テイ・テイ・テレコムエンジニアリング四国

○事業費 一億八二万円

財源内訳 加入分担金 七四九万四千元

地方債（過疎債） 一億円

一般財源 六一万六千元

○町と加入者の費用負担状況

● 加入分担金

機材、工事費の総費用に対し、七〇割を町が負担。（導入時の平成五年度においては、総事業費三五、〇〇〇円のうち町が三二、〇〇〇円を負担、加入者は三、〇〇〇円を負担した。）

● 回線利用料

月額五〇〇円のうち町が三〇〇円を負担、加入者は二〇〇円負担（消費税別途）

● 接続料

一回線につき月額六〇円を町が全額負担。（消費税別途）

● 通信センター費用

回線利用料等の費用月額一八二、七四〇円を町が負担。(消費税別途)

● 補修費助成

善良な管理のもとでの故障は町が七〇割以内を助成。

● 放送開始

平成五年九月一日

● 加入状況

導入時 二、六三〇戸、九三割(平成五年九月一日)

現在 二、〇二四戸、七二割(平成一五年一月末)

○ 番組構成

● 一チャンネル

定時放送・朝、昼、夕方の一、二、三回。行政情報、行事案内、暮らしの情

報、町内の行事レポート等を五分程度の番組にして放送。

ページング放送・行事の中止、断水のお知らせ等を該当地区へ随時放送。

(屋外防災行政無線と併用)

● 二チャンネル

定時放送の再放送・定時放送終了後、二時間ずつ再放送を繰り返す。

娯楽番組・木曜、土曜に浪曲、落語、昔話、歌謡曲等を放送。月四番組。

企画番組・火曜、日曜に議会だよりや講演会等を放送。月一番組。

● 三チャンネル

ラジオ放送・NHK・FMを再送信。

● 四チャンネル

BGM音楽放送・業者委託による音楽CDを六時〜二二時まで放送。

● 緊急放送(全チャンネル共通)

火災時等の災害情報を上浮穴消防署から専用回線によりいち早く放送。

運営体制

● 総務課職員一名、臨時職員二名(交代制)で情報収集から取材まで行う。

● 休日分の収録は、平日にまとめて行うが、必要があれば夜間、休日も取材活動を行う。

● 平成八年頃までは番組編成担当者会やモニター会議を設けていたが、現在は設けていない。

● 町営施設、民間団体等の協力により、月一回程度の定期番組を制作する。

番組づくり

十分な知識も技術もない素人スタッフが、手探りで番組づくりにいどみ、お知らせ放送を中心にスタートしたが、モニター会議などで「町民に親しんでいただける身近な番組を」というご意見もいただき、取材活動にも力を入れてきた。

テレビ番組をヒントにした「久万で広げよう友達の輪!」など、定番のコナーも設けた。この「友達の輪!」は、平成九年八月に始まって平成一五年末まで六年以上も続き、出演いただいた町民の方はべ二五三人にものぼった。

このほかにも、図書館、美術館、天体観測館、保健福祉センターなど町内の各施設と連携し、定期的な情報提供を行ってきた。

番組制作のレベルも上がり、全国二二〇余りの「オフトーク通信自主制作番組コンテスト」では、平成一三年に「優秀賞」を受賞した。

インターネット放送

多くの方々を協力をいただいで作った番組も、通常は家庭のスピーカー

ーから一度流れておしまい。それではもったいない。何度でも、出来れば町外の人にも聞いてもらいたい、と始めたのがインターネット放送です。放送テープをデジタルデータに変換してパソコンに取り込み、インターネットのホームページ上で音声データとして平成一三年から公開を始めた。

丁度、世の中で急速にIT化が進み、ネット接続の都合でオフトークを解約せざるをえない世帯が増え始めた時期でもあり、そういう事情でオフトークが聞けなくなった方にも、インターネットを介して町の話をお届けすることができた。

オフトーク放送のネット配信は、久万町が全国で初めて取り組んだ画期的な試みとして、全国オフトーク通信協議会の冊子に取り上げられ、り、県外のセンターから問い合わせや視察があるなど思わぬ反響を呼び、高く評価された。

確実な情報伝達のために

久万町のオフトーク通信は、アナログの電話回線を利用したサービスで、この一〇年間で情報通信の分野は目覚ましい発展を遂げ、当時は最新のシステムだったオフトークも、現在のデジタル化時代にはすぐわななものとなってきた。加入率も減少を続け、平成一六年一月現在七割を切る状況となっている。

近年、全国各地で地震など大きな災害が起きていることを受け、万が一のときにも確実に情報を伝えられる通信網の整備が急務となっている。久万町では、合併も考慮して検討した結果、防災行政無線の設備を新しくし、防災対策の強化を図ることになった。

防災行政無線は、電話や電気などライフラインの切断にも影響されず情報伝達が可能なことも安定したシステムで、昭和五六年から五年に整備され老朽化が進んでいる現在のシステムを新しくするとともに、各家庭に「戸別受信機」を設置する予定となっている。

戸別受信機は、ポータブルラジオ程度の大きさで、非常時には屋外に持ち出すことができ、コンセント、電池のいずれの電源でも使用できる。

これまでの防災行政無線が聞きづらかった地域でも家の中で明瞭な放送を聞くことができる。

戸別受信機の設置は一六年度中に順次行い、その際にオフトーク宅内装置のとりはずしを行う予定。

オフトークの定時放送・企画番組・娯楽番組・BGM音楽放送は、平成一六年三月末で終了するが、戸別受信機の設置が完了するまでは、緊急放送用としてシステムを維持され、動作確認のため、三チャンネルのラジオ放送（NHK-FM）は四月以降も継続される。

第一〇章 増補改訂版参照

